

業 務 案 内

令和 8 年度版

—— 事業団利用の手引き ——

目 次

1	日本下水道事業団の概要.....	1
	(1) 沿革	1
	(2) 事業団の法的性格	2
2	受託業務の概要.....	3
	(1) 事業団が受託する業務について	3
	(2) 受託施設の範囲と受託の方針	4
	(3) 事業団への委託の手順	5
	(4) 事業団との委託協定	6
	(5) 費用負担	6
	(6) 費用の請求	7
	(7) 事業団への委託のメリット	8
	(8) 地方公共団体との連携の緊密化	8
3	調査・計画.....	9
	(1) 事業団が受託する業務について	9
	(2) 委託の手続き	10
	(3) 実施の方法	11
	(4) 費用	11
	(5) 精算	13
4	実施設計.....	14
	(1) 委託の手続き	14
	(2) 実施の方法	14
	(3) 費用	14
	(4) 精算	15
5	建設工事.....	15
	(1) 委託の手続き	15
	(2) 実施の方法	17
	(3) 費用	18

(4)	精算	22
6	特定下水道工事の代行	22
(1)	概要	22
(2)	委託の手続き	23
7	工事の監督管理	23
8	維持管理	23
9	災害支援	24
(1)	下水道	24
(2)	水道	25
10	特別の法人からの受託業務	26
11	研修	27
(1)	概要	27
(2)	令和8年度の研修計画	28
12	技術検定及び認定試験	29
(1)	下水道技術検定	29
(2)	下水道管理技術認定試験	30
(3)	技術検定及び認定試験の受験について	31
13	技術開発・活用業務	32
(1)	技術開発・活用の取組み	32
(2)	技術開発	32
(3)	技術活用	34
14	国際業務	36
(1)	概要	36
(2)	海外インフラ事業の展開支援	36
(3)	下水道に関する国際協力	37
15	カスタマーハラスメントに対する基本方針	39
(1)	本指針の意義	39
(2)	カスタマーハラスメントの定義	39
(3)	対象行為	39
(4)	カスタマーハラスメントへの対応	40

1 日本下水道事業団の概要

(1) 沿革

日本下水道事業団（以下、「事業団」という。）の前身である「下水道事業センター」は、下水道事業センター法（昭和 47 年法律第 41 号）に基づき、昭和 47 年 11 月 1 日、国及び地方公共団体の折半出資により設立されました。

この背景には、生活環境の改善と水質保全のため全国的に下水道整備が進められるに従い顕在化してきた下水道技術者不足の問題がありました。昭和 46 年に、前計画の 2.8 倍に当たる総投資額 2 兆 6,000 億円の第 3 次下水道整備五箇年計画が策定され、この計画の目標を達成するためには、従来から懸念されていた下水道事業の執行体制の整備が緊要の課題として浮かび上がってきました。

下水道事業を推進するための執行体制に関する方策について建設大臣から諮問を受けた都市計画中央審議会は、昭和 46 年 8 月 16 日、効率的な事業執行のためには、技術者の流動性が確保されるよう組織的な技術者のプール機関の設置が必要であり、また、施設の先行的な整備のための資金的な手当てをも含めた対策の確立が必要であるとして、「国及び地方公共団体が一体となって、早急に抜本的な制度的措置を講ずることが急務である。」と答申しました。

この答申の趣旨に沿い、国、大都市等の協力を得て技術者をプールし、技術者等の不足する地方公共団体を援助しようとする「下水道事業センター」が設立されました。下水道事業センターは、技術援助を主たる業務として、下水道計画の策定等に関する援助、委託を受けて終末処理場等の建設を行うほか、国及び地方公共団体から業務運営費補助金を受けて下水道技術者の養成訓練と新技術の開発・実用化のための試験研究等を行う等、いわば下水道事業促進のための支援組織として活動してきました。

しかし、その後、水質環境基準の設定が全国に及び、水質保全施設としての下水道の整備は、ただ一都市のみの問題にとどまらず、ナショナルミニマムとして緊急に達成されるべき国家的課題として認識されるに至り、また、下水道事業センターに対する地方公共団体の要請も施設の建設そのものに重点が移ってきました。こうした下水道事業センター設立後約 3 年間の推移を背景として、昭和 50 年 6 月 19 日、下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 41 号）が公布され、主たる業務を建設業務中心のものに変更するほか、業務組織機構等を拡充して、同年 8 月 1 日、「日本下水道事業団」が発足しました。

こうして地方公共団体のパートナーとして全国の終末処理場等の建設を支援してきた事業団は、平成 15 年 10 月 1 日から、地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施主体として、地方公共団体が主体となって業務運営を行う「地方共同法人」となりました。これに伴い日本下水道事業団法が改正され、国と地方公共団体の共同出資から地方公共団体のみ出資となり、また、地方公共団体の代表が評議員会の主要構成メンバーと位置付けられ、評議員会の議決機関化によりその権限の強化が図られました。

今後とも地方公共団体のニーズに的確に対応すべく、「下水道ソリューションパートナー」として地方公共団体への総合的支援に取り組むとともに、「下水道イノベーター」として下水道事業の変革を牽引し、「下水道プラットフォーム」として共通の基盤づくりにより、社会全体の発展に貢献するように努めていきます。

(2) 事業団の法的性格

事業団は、「日本下水道事業団法」に基づく地方共同法人であり、地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施主体として、地方公共団体の共同出資により運営しています。事業団が行う業務は、日本下水道事業団法、同法施行令及び同法施行規則の定めるところによりますが、具体的には、これらの法令の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けて定める業務方法書、さらには定款の規定に基づき理事長が定める規程、達等によって行われます。

事業団は、下水道の根幹的施設の調査・計画、実施設計及び建設工事に関して発注・施工（設計）管理・検査などの業務を実施していますが、これらは下水道管理者としての地方公共団体が行う業務の公的な代行・支援的な性格を有しており、法令等における具体的な位置付けは、以下のとおりです。

- ① 日本下水道事業団は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という国の政策目的に寄与することを目的としている。（日本下水道事業団法第1条）
- ② 地方公共団体の下水道を代行・支援する機関として、地方公共団体の要請に基づき、下水道の業務を行うことが法律上規定されている唯一の法人。（同法第2条及び第3条）
- ③ 事業団の運営は、地方公共団体の代表を主要メンバーとする評議員会において、役員を選任及び解任、予算及び決算、事業計画の作成などの重要事項を議決。（同法第22条及び第23条）
- ④ 事業団の役職員は、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされる。（同法第25条）
- ⑤ 事業団に下水道施設の設置等の設計等を委託する場合は、下水道法第22条に定める下水道管理者の有資格者設置義務の適用が除外される。（同法第27条）
- ⑥ 特定下水道工事の代行を行う場合、下水道管理者に代わってその権限を行う事業団は、下水道法第5章（財務及び会計）の規定の適用について下水道管理者とみなされる。（同法第36条）
- ⑦ 会計検査院は、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計について、事業団を検査することができる。（同法第47条）
- ⑧ 建築基準法等の法令については、政令で定めるところにより、事業団を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。（同法第52条、同法施行令第7条）
- ⑨ 委託協定に基づき事業団が建設業者等に発注を行う場合、国、地方公共団体と同じく、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の対象法人となっている。（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第2項）
- ⑩ 公共工事の発注機関の一員として、中央公共工事契約制度連絡協議会（中央公契連）の会員となっている。

2 受託業務の概要

(1) 事業団が受託する業務について

下水道は重要な都市施設であり、事業の実施に当たっては、調査、計画の策定から設計・建設までに長期間を要します。また、施設の供用開始後は維持管理、さらには老朽化対策としての改築や施設の耐震化対策など継続的な事業実施が求められます。

事業団は、これら一連の事業の各段階において、下水道の調査・計画、実施設計及び建設工事等を受託することにより地方公共団体をサポートしています。事業団の実施する業務は、日本下水道事業団法第26条に規定されており、その主なものは、次のとおりです。

① 下水道施設の建設工事

地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設のほか、次の管渠の建設工事を行います。

ア 再度災害を防止するため特に緊急に建設すべき管渠

イ 建設に高度の技術を要する又は高度の機械力を使用することが適当な管渠

② 特定下水道工事の代行

地方議会の議決に基づく要請があった場合、補助金の交付申請等を含め代行します。

③ 実施設計、工事の監督管理及び維持管理

地方公共団体の委託に基づき、建設工事の対象施設の実実施設計、工事の監督管理及び終末処理場等の維持管理を行います。

④ 災害支援(水道・下水道)

事業団と締結する災害支援協定に基づき、下水道施設の復旧に関する現地調査、維持または修繕に関する工事を行います。また、水道法に基づき水道の災害支援を行うことができます。

⑤ 調査・計画

地方公共団体の委託に基づき、実施設計までに必要となる下水道の設置・整備・改築等に関する調査の実施・各種計画の策定とともに、建設後の施設において効率的で適正な維持管理を継続して行うための支援を行います。

⑥ 技術者の養成及び訓練

国、地方公共団体等の職員等で下水道を担当する者の研修を行います。

⑦ 技術検定・認定試験

下水道法第22条に定める下水道事業を行うために必要な責任技術者の確保のため、下水道技術についての技術検定を行うとともに、下水道の維持管理業務に携わる民間技術者の技術水準の向上等を目的とした技術認定試験を行います。

⑧ 研究、調査及び試験

下水道及び除害施設に関する技術開発、実用化のための試験研究及びこれらの成果の普及を行います。

⑨ 独立行政法人等の委託に基づく建設及び技術的援助

特別の法律により設立された法人（独立行政法人等）の委託に基づき、下水道の根幹的施設の建設並びに下水道の設計、下水道の工事の監督管理及び維持管理に関する技術的援助を行います。

⑩ 海外技術的援助

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第8条に基づき、海外で行われる下水道の整備に関する計画の策定若しくは事業の施行又は維持管理に関する技術的援助を行います。

⑪ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の17及び特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条に基づき、都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長による認定を受けた認定事業者の委託により、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行います。

（2）受託施設の範囲と受託の方針

1）受託施設の範囲

下水道は、終末処理場、ポンプ場、管渠、その他の排水施設及び貯留施設で構成されますが、これらの建設においては、土木、建築、機械、電気、水質等の広い分野に関し、高度な技術と豊富な知識が必要となります。

事業団は、これら高度な技術と豊富な知識を必要とする以下の施設に関し、地方公共団体の委託を受けて調査・計画、実施設計及び建設工事等を行います。

- ① 終末処理場
- ② 終末処理場に直接接続する幹線管渠
- ③ 浸水被害が発生した場合の再度災害を防止するため特に緊急に建設すべき管渠
- ④ 建設に高度な技術を要する又は高度の機械力を使用することが適当な管渠
- ⑤ 終末処理場以外の処理施設
- ⑥ ポンプ施設

2) 受託の方針

事業の実施に当たっては実施設計と建設工事は密接に関連していることから、一般的には実施設計と建設工事を一体的に受託することになります。なお、改築・耐震事業の場合や、実施設計に際して関連する計画の作成・変更等が必要な場合は、調査・計画も含めて一体的に受託しています。

調査・計画及び実施設計の業務範囲や時期は、下水道事業の進捗状況、各種計画との整合性、地方公共団体の要望、水質環境基準を考慮し、地方公共団体との協議を通じて決定します。

建設工事については、水質環境基準が定められた公共用水域の水質を当該基準に適合させるために必要な下水道施設の建設を優先して受託しています。また、地方公共団体の下水道施設を緊急に整備する必要がある特別の事情が認められる場合にも受託できるものとしています。

なお、受託の範囲や時期については、当該地方公共団体の状況および社会情勢等を踏まえ、地方公共団体との協議を通じて決定します。

(3) 事業団への委託の手順

事業団の受託業務は、国の予算編成手続きと密接な関連性があることから、これを踏まえた地方公共団体からの委託の手続き、手順を次に示します。

○希望団体の把握

個別の申し出はもちろん、あらゆる機会をとらえて行います。予算要求の時期にあわせて、委託を希望する業務の内容、概算金額等について伺います。

○委託要請書の受理

委託要請書は委託対象及び委託内容等を要請するものであり、事業団に対し新規に委託を要請されようとする地方公共団体から、委託協定締結前に提出していただくものとなります。

事業団に委託をする地方公共団体（以下、「委託団体」という。）の委託の意思と事業団の受託の意思を早く明確にすることが、事業の早期着手と推進に役立つとの考えによるものです。なお、委託要請の打診があった場合でも、事業団の業務執行状況等により、要請をお受けできない場合や業務実施時期の調整をお願いさせていただく場合があります。

○協定締結

委託要請書の受理後、事業団では、それぞれの担当部門が速やかに委託団体へ連絡し、委託協定の締結に向けた協議を行い、協定を締結します。

(4) 事業団との委託協定

事業団は、地方公共団体の委託に基づいて受託業務を執行することとされているため、業務方法書では、まず委託団体と委託協定を締結することとしています。

委託協定は、事業団の業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし、公的団体の間での基本的事項の取り決めとして協定という形式としています（委託協定は、国と地方公共団体間の河川、道路等の公共施設建設に係る受委託など、信頼関係の強い公的機関の間の取り決めにも多く用いられています）。協定で取り決めるべき事項は業務方法書において、①目的、②委託業務の内容及び範囲、③業務の開始及び完了の時期、④費用の額及び受領方法、⑤業務完了後の措置、⑥委託団体で行うべき措置、⑦その他必要な事項としており、これらの事項を含めた標準協定文を業務毎に定めています。また、標準協定文の基本的な考え方や各条項において特に確認いただきたい事項などをまとめた補足事項説明書を作成しておりますので、標準協定文とあわせて内容をご確認ください。

委託業務の内容、完了時期、費用の額等が確定し、その他細部についても合意ができた段階で、事業団では、その協議の結果をとりまとめて協定案を作成し、地方公共団体に送付します。その後、地方公共団体との合意に基づき、協定が成立すれば、その後は、その協定の定めるところに従い業務を執行することになります。

なお、委託協定の締結が、事業団が公的機関として地方公共団体に代わって発注・管理・検査を行うことを前提としていることから、委託の手続きについては競争入札等の範疇の対象外と位置付けています。

(5) 費用負担

協定が締結されますと、事業団は、受託した業務について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に業務を履行する義務を負うことになります。単に協定に記載された目的物等を完了期限までに完成させ引渡すだけに留まるものではありません。このため「事務の処理を委託する契約」であると解されることから委任契約に該当するものと考えます。委託協定に基づく権利義務の関係が民間業者との工事請負契約等と異なる点は、その委任契約としての性質にあり、委託団体と事業団との相互の信頼関係がより強いということになります。そのことは費用負担の方法に端的にあらわれており、事業団が委託団体に請求する所要金額は、地方自治法施行令第 163 条第 2 号に規定されている委託費の前金払となります。つまり、委託団体は協定額の範囲内で必要額を事業団に逐次前払いし、事業団は受託業務が完了したときに改めて精算することとしています。

このため、事業団においては、上記のように最終的に精算によって担保されることを前提とし、協定額をどのように合理的に算定するか、また、それが妥当なものとして委託団体に受け入れられるか、と

いうことを基本として、業務方法書の費用負担規定に準拠して、受託業務費用負担細則を定め、さらに各種積算基準の作成を行っています。これらの概略は、次のとおりです。

1) 必要経費の分類と算定の方法

受託業務を実施するために事業団が通常必要とする経費は、業務方法書において、①工事費等を主体とする直接費、②受託業務に直接従事する職員の人件費、旅費、庁費、③受託業務の処理上必要とする一般管理費、④その他業務の処理に必要な費用の四つに分類されていますが、算定においては②と③をあわせて管理諸費と総称しております。

2) 直接費の積算基準

直接費については、積上計算により算出します。補助事業の設計積算基準又は国土交通省受託事務処理規程の基準によることとしており、具体的には、例えば建設工事については、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和 34. 4. 1 建設事務次官通知）等に基づいています。

3) 管理諸費

間接費である管理諸費については、直接費の設計価格に基づき管理諸費率により計算するものとしています。なお、建設工事を受託する場合は基本管理諸費を計上することとしています。

(6) 費用の請求

費用の請求に当たっては、事業団と委託団体との間で締結した協定に基づく「資金計画」を作成し、協議を行います。委託団体との協議が整いますと、請求書と、その内訳として受託費請求取扱要領に定める「資金所要額内訳書」を添付し請求します。

納期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律 256 号）を参考に、当該請求の日から 30 日後の日（当該日が「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日に該当する場合は、当該日以降で最初の行政機関の休日でない日）としております（業務毎の資金請求の区分、請求額及び請求時期は調査・計画が図表 1～2、建設工事が図表 5～6によります）。

なお、事業団が委託団体に請求し、受け入れている全ての所要資金は、前金払いとしています。これは、地方自治法第 232 条の 5 第 2 項及び同法施行令第 163 条第 2 号の規定による委託費の前金払として支払いいただくことにより、事業団から受注者等への請負代金の円滑な支払いに資するものです。

(7) 事業団への委託のメリット

1) 最適な施設が建設できます

地方公共団体にとって、下水道事業は長期にわたって多額の資金を必要とする大きな事業であり、また、終末処理場からの放流水質等については、当該地方公共団体に下水道管理者として法律上の責任が生じます。したがって、下水道施設の建設に当たっては財政、法令、技術等の各面から事前の十分な調査・検討に基づく最適な施設の設置、設置後の適切な維持管理が求められます。事業団が受託した場合、これまでの数多くの受託実績に基づき、地方公共団体の要望・財政面を考慮し、地域特性に合った最適な施設を建設します。

2) 技術職員の増員・業務量の増加が避けられ効率的・経済的な事業実施が可能となります

地方公共団体が単独で下水道を計画・建設するためには、法令（下水道法第 22 条）の定めるところにより資格のある技術職員が必要となります。

事業団は地方公共団体の代行・支援機関として、これらの業務を地方公共団体の立場で遂行することを役割としているため、事業団へ委託すればこのような業務に従事する技術職員の増員や業務量の増加が避けられ、効率的・経済的に事業を進めることができます。

3) 下水道事業のライフサイクルをサポートします

事業団の受託建設施設については、完成時に必要に応じて総合試運転等を実施し引渡しています。また、引渡し後も事後点検等のアフターケアにより下水道事業のライフサイクルをサポートします。

(8) 地方公共団体との連携の緊密化

下水道事業の事業主体は地方公共団体であり、事業団は地方公共団体を支援し、その技術職員等の業務を適切に代行しています。

一方で、事業団は国土交通省の監督のもとにあり、毎年度の事業の開始前に予算及び事業計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けることになっています。また、年度途中でこれを変更する場合には変更認可を受けなければなりません。したがって、事業団が予算及び事業計画の案の作成をするに当たっては、国土交通省・関係地方公共団体と予算の状況等を勘案しながら、事前に十分な連絡調整を行う必要があることから、事業団・国土交通省・地方公共団体の三者の緊密な連携が必要です。

地方公共団体が、事業団を新規に利用する場合には、これらの事情を考慮し、予算編成時期などに、要望をお早めに事業団にお申し出下さい。

3 調査・計画

(1) 事業団が受託する業務について

事業団は、施設の実施設計着手前や建設した施設の維持管理において、次に示す調査・計画に関する業務を行っています。

1) 計画策定支援

① 下水道基本構想

行政区域全域を対象とした集合処理区域や公共下水道整備区域の設定、財政計画策定のための調査及び既存の終末処理場、農業集落排水施設、し尿処理場等の施設統廃合・集約化、関連する公共下水道整備区域の再設定といった基本構想の見直し業務を行います。

② 下水道法に基づく事業計画の策定業務

下水道事業の実施に必要な計画を策定する業務であり、各地方公共団体の事業、施設の状況、執行体制等を考慮し策定します。

③ 都市計画法に基づく事業計画策定業務

下水道を都市計画施設として定めるために必要な計画の策定業務を行います。

④ 浸水対策に係る計画策定業務

浸水対策に係る事業の実施に必要な各種計画を策定する業務であり、ハード対策のみならずソフト対策も含めた計画の策定を行います。

⑤ 地震・津波対策に係る計画策定業務

地震津波対策に係る事業の実施に必要な各種計画を策定する業務。耐震診断業務や、想定される最大クラスの津波に基づく津波シミュレーション、浸水により下水道施設の機能が停止する危険性を診断する耐津波診断等を行います。

⑥ その他の計画策定業務

官民連携、広域化・共同化、資源・エネルギー利活用、合流改善、事業再評価（事後評価）等、下水道事業に関連する各種計画の策定、見直し業務を行います。

2) 再構築支援（ストックマネジメント計画策定業務）

長期的な視点で既存施設全体についての今後の老朽化の進行状況を考慮し、施設管理を最適化するためのストックマネジメント計画の策定を支援しています。また、「AMDB」（アセットマネジメントデータベース）の導入・運用支援も行います。

3) 事業経営支援

人口減少や施設の老朽化など下水道事業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められています。事業団では、持続可能な下水道事業を実現するため、戦略的な改築費・維持管理費の計上を含む支出計画の見直し、下水道使用料の見直し、広域化・共同化、官民連携等の取り組みと経営戦略の策定・改定を有機的に連携させた総合的な事業経営支援を行います。

4) 下水道施設の維持管理支援

地方公共団体において保有する施設の機能を十分に発揮させ、効率的で適正な維持管理を継続して行うため、事業団では、「水の官民連携」（ウォーターPPP）に関する支援業務、包括的民間委託の導入・運営支援、現地技術指導など維持管理に関する支援を行います。

5) 下水道資産の有効活用事業実施支援

地方公共団体の下水道整備に付随して建設された施設や保有する資産について、官民連携等を通じて有効活用することで、下水道事業の収入改善に資することを目指し、有効活用手法の検討や実現可能性調査、事業者選定に関する支援を行います。

(2) 委託の手続き

1) 委託要望

事業団に委託された業務は、事業団の事業計画に基づき実施することから、概算要求の時期（通常7月頃）に委託予定の業務内容を把握させていただきます。その後、国の予算案が決定される12月末又は1月頃までに、詳細な内容を決定していきます。

2) 委託要請書の提出

地方公共団体から委託要請書が提出されますと、2(4)で述べたように、当該地方公共団体と委託協定締結のための協議に入ります。

3) 委託協定の締結

委託団体と事業団との関係は、委託協定が基本となります。協定事項は2(4)で述べたとおり、具体的内容は個々に委託団体と事業団との間で協議を行い決定していきます。

調査、測量、試験及び設計に要する費用は国庫補助金の対象となることから、該当する業務がある場合、委託団体は、別途、交付申請の手続きをする必要があります。

(3) 実施の方法

1) 設計書の作成

事業団が調査・計画を施行する場合は予算、業務内容、実施スケジュール等について委託団体と協議を行い、事業団が設計書を作成し、その設計書に基づいて調査・計画を施行することになります。

調査・計画の施行途中において設計書を変更する必要がある場合は、委託団体とその都度協議し、適宜設計変更を行いながら適正に施行していきます。

2) 入札・契約

入札・契約手続きは、事業団の諸規程に基づいて厳格に実施します。入札・契約の競争性、透明性及び公正性の更なる向上を図るため、一般競争入札方式、簡易公募型プロポーザル方式、公募型プロポーザル方式等のいずれかの入札・契約方式を採用しています。この場合、競争参加資格及び公募条件を満たすものはすべて参加が可能となっています。

(4) 費用

事業団が調査・計画を受託した場合の費用は直接費と管理諸費に分けられ、事業団で定める基準によって算定します。なお、事業団の職員が直接業務を行う場合、その業務に従事している期間中の事業団職員の人件費のほか、業務実施上必要な旅費、庁費及び諸経費等を直営費として算出し、直接費と管理諸費に加えます。直接費（設計委託費）は設計コンサルタント等への委託に直接必要な費用であり、必要な経費等により算出します。また、管理諸費は、設計金額により算定された想定受託費に10%を乗じて得た額となります。費用の請求は原則として、2. (6) に倣って行い、請求額・請求時期・納期は図表1、支払スケジュールの例は図表2に示すとおりです。

図表 1 資金請求の区分、請求額及び請求時期（調査・計画）

区分	請求額	請求時期
一 直接費のうち、契約に基づき前金払を行う分	当該契約書に基づき算定した額	当該契約の締結後速やかに
二 直接費のうち、契約に基づき完成払を行う分		完成検査の検査日確定後速やかに
三 管理諸費（次の四に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の 1 / 2	第 1 号の請求時期
	管理諸費年額から管理諸費年額の 1 / 2 を差し引いた残額	第 2 号の請求時期（ただし、繰越があった場合は、当該繰越の決定後速やかに）
四 管理諸費（前金払を行わない場合）	管理諸費年額の全額	
五 その他の費用	その都度所要額として算定した額	当該請求額の確定後速やかに

設計委託費の前払金については、建設コンサルタント等との業務委託契約を締結したものにつき契約金額のうち協定で定める率以内の額を、完了払金については、原則、完了検査日が確定し次第速やかに請求書を発送します。

管理諸費は、原則として、最初の設計委託費の前払金算定の際に 1/2 を、完了払金請求の際に残額を請求します。なお、管理諸費については、繰越となっても事務費自体の計画によって執行していることから、当該事業年度内に支払っていただくこととしております（実施設計及び建設工事においても同様の扱いとなります）。

図表 2 委託費の支払いスケジュール（例）

	支払者→請求者	スケジュール
委託費① 前金払	事業団→受注者	7/19 契約締結 → 8/2 支払期限 ● 請求書受領後14日以内※
	委託団体→事業団	7/22 請求書発送 → 8/21 納期限 ● 30日以内の納期
委託費② 完了払	(検査日程)	2/25 検査日確定 -----> 3/25 事業団検査
	委託団体→事業団	3/5 請求書発送 → 4/5 納期限 ● 30日以内の納期
	事業団→受注者	3/25 請求書受領 → 4/24 支払期限 ● 請求書受領後30日以内※

※事業団から受注者への支払い期限は、中央建設業審議会制定の公共工事標準請負契約約款や、国の事例を踏まえて設定しています。

(5) 精算

事業団は、調査・計画が完成したときは費用の精算を行い、精算の結果生じた納入済額と精算額の差額は、委託団体に還付します。精算報告は下記1)により行います。

1) 年度完了精算報告

協定による委託団体からの業務に係る資金の最終の支払いが完了し、かつ当該受託業務等が完了したときに、「年度完了精算報告書」により、委託団体に対し費用の精算報告を行います。

2) 管理諸費の精算の取扱い

管理諸費の精算額は協定に際し算定した管理諸費とし、その業務内容に変更がない限り、変更しないものとしています。

4 実施設計

(1) 委託の手続き

事業団に設置等の設計を委託する場合の手続きは、調査・計画の場合とほぼ同様となります。協定事項のうち、設計の準則、費用の前金払い、損害の負担、成果物の引渡しについては、標準協定文に準拠することとしています。

調査、測量、試験及び設計に要する費用は国庫補助金の対象となることから、委託団体は、別途、交付申請の手続きをする必要があります。なお、実施設計図書の作成を委託する場合、委託協定の締結について議会の議決は必要ありません（工事の設計管理の委託は、地方自治法上の工事の請負契約には含まれないとの行政解釈。昭和44.2.6自治行14）。

(2) 実施の方法

1) 設計書の作成

事業団が調査・計画を行い、引き続き実施設計を施行する場合は調査・計画の成果物に基づき予算、実施設計の範囲等について委託団体と協議を行い、事業団が設計書を作成し、その設計書に基づいて実施設計を施行することになります。

実施設計の施行途中において、設計書を変更する必要がある場合は委託団体とその都度協議し、適宜設計変更を行いながら適正に施行していきます。

2) 入札・契約

入札・契約手続きは、事業団の諸規程に基づいて厳格に実施します。入札・契約の競争性、透明性及び公正性の更なる向上を図るため、一般競争入札方式、簡易公募型プロポーザル方式、公募型プロポーザル方式等のいずれかの入札・契約方式を採用しています。この場合、競争参加資格及び公募条件を満たすものはすべて参加が可能となっています。

(3) 費用

事業団が、実施設計を受託した場合の費用は直接費と管理諸費に分けられ、事業団で定める基準によって算定します。直接費（設計委託費）は建設コンサルタント等へ委託する実施設計図書の作成業務に直接必要な費用であり、処理方式、設計対象能力等により算出します。また、管理諸費は、設計金額により算定された想定受託費に10%を乗じて得た額となります。

費用の請求は原則として、2.（6）に倣って行い、請求額・請求時期・納期は図表1、支払スケジュールの例は図表2に示すとおりです。なお、管理諸費については、当該業務が繰越となっても事務費自体の計画によって執行していることから、当該事業年度内に支払っていただくこととしております。

（4）精算

事業団は、設置等の設計が完成したときは費用の精算を行い、精算の結果生じた納入済額と精算額の差額は、委託団体に還付します。実施方法は3.（5）と同様です。

5 建設工事

（1）委託の手続き

1）委託要望

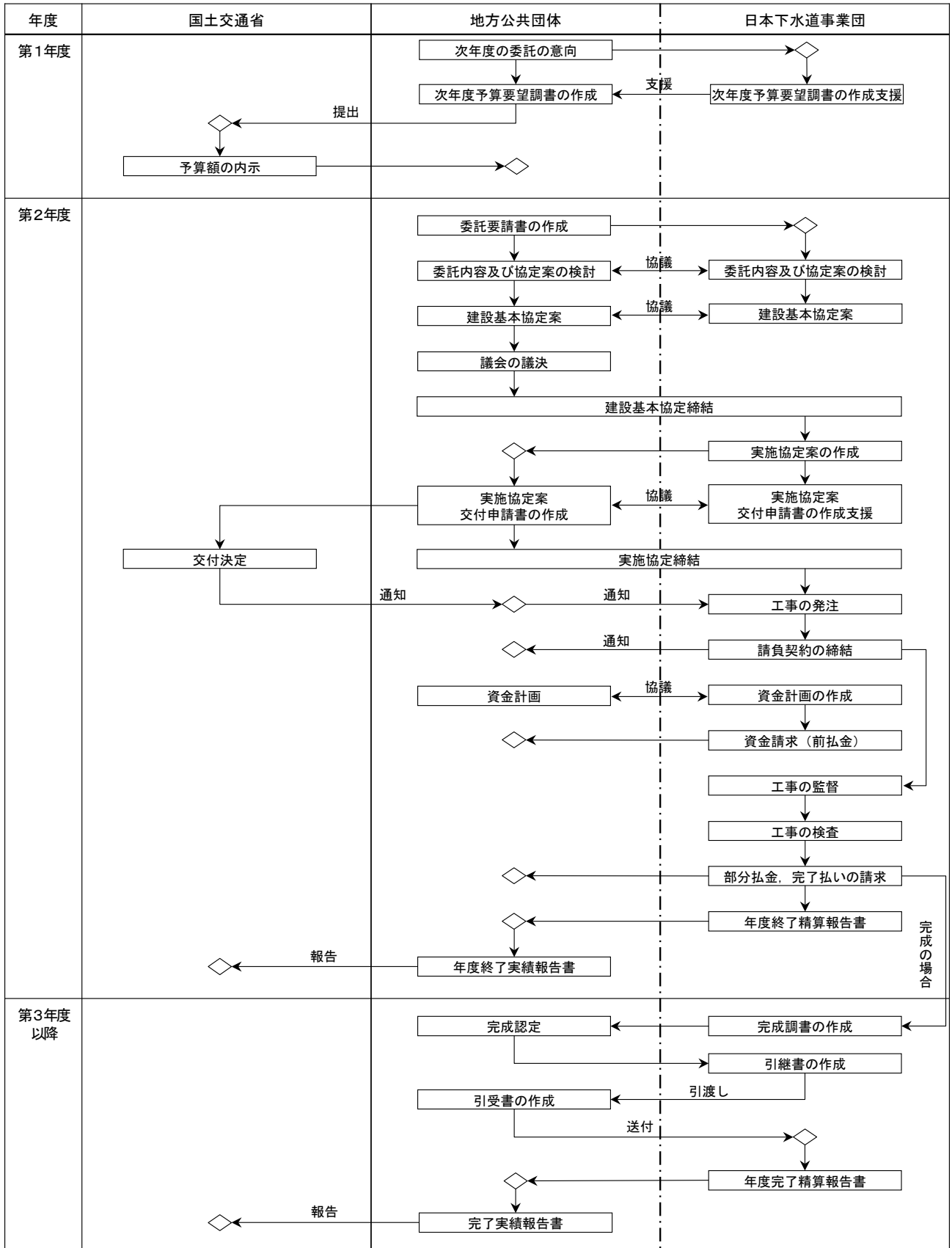
事業団に建設工事を委託する場合の手続きは、調査・計画の場合とほぼ同様となります。建設工事の協定には、建設基本協定、建設実施協定及び建設協定があります。基本協定は、複数事業年度において複数の建設工事発注を受託する場合に共通的事項の取り決めを当初に行うもので、着手予定年度及び完成予定、予定概算金額、その他施行に係る基本的事項を含むこととしています。建設実施協定は建設基本協定を締結した場合において、当該年度に行う工事目的物の内容、費用、支払方法等の実施の細目について定めるものです。そして建設協定は、基本的事項から実施の細目までを含んだものとなっております。

委託団体との協議が整いますと、事業団は、これを正確に整理し、協定案を作成して委託団体に送付します。その後、委託団体との合意に基づき、協定を締結します（標準的なスケジュールを図表3に示します）。

2）議会の議決

- ① 地方公営企業法を適用している地方公共団体が事業団へ委託を行う場合、条例又は議会の議決は不要です（地方公営企業法第40条第1項）
- ② 協定締結に際して、当該年度の予算措置、及び複数年度協定の場合は債務負担行為の予算措置が必要となります。

図表3 受託スケジュールの例（建設基本協定を締結する場合）



○各協定は請負契約そのものではないため、交付決定前に締結しても問題はない。
 ○建設基本協定と実施協定は同時に締結手続きを進めることが一般的である。

(2) 実施の方法

1) 設計書の作成

事業団が実施設計を行い、引き続き建設工事を施行する場合は実施設計の成果物に基づき予算、工事の範囲等について委託団体と協議を行い、事業団が設計図書を作成し、その設計図書に基づいて建設を施行することになります。

建設工事の施行途中において、設計図書を変更する必要がある場合は委託団体とその都度協議し、適宜設計変更を行いながら適正に施行していきます。

2) 入札・契約

入札・契約手続きは、事業団の諸規程に基づいて厳格に実施します。入札・契約の透明性及び公正性の向上を図るため、事業団が独自に入札参加業者を選定して指名することではなく、全ての土木・建築工事、機械設備工事及び電気設備工事は、一般競争入札方式を採用しています。なお、入札の参加者は、事業団の発注する工事の種別に応じて理事長から有資格者として認定され、登録された競争入札参加資格を有する者としています。

3) 施工管理

事業団が建設する工事目的物に関して施工管理を行います。先に述べたように、下水道施設の建設においては、土木・建築・機械・電気等の複数職種が密接に関連しており、施工現場における工程管理も複雑となることから、事業主体（委託団体）・発注者（事業団）・関連する受注者の三者による調整が重要となります。

このため、事業団ではこれらの点を考慮し、関連する職種の専門技術者による監督体制を構築し、施工管理を行っています。

4) 総合試運転

事業団は、受託した工事目的物の建設工事の最終段階において委託団体への施設の円滑な引渡しを目的とし、施設の新設等、一定の要件に該当する工事について総合試運転を実施しています。

総合試運転は、総合点検、単体・組合せ試験完了後、一連の設備に負荷をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、土木・建築工事、建築機械・電気設備工事、機械設備工事、電気設備工事において、各機器・設備間の連携運転による作動状況と総括的なプラントとしての機能を確認するものです。また、委託団体等の維持管理職員に対する運転指導、保守点検方法等の基礎的指導を行い、適正な運転管理及び保守管理が行えるようにするものです。

5) 検査・引渡し

事業団は、受託した工事目的物の建設が完成又は一部完成すると、工事目的物を委託団体に引渡します。引渡しに当たっては、事業団が行う完成検査に合格後、完成調書を作成して委託団体に提出します。完成検査の際は、原則として委託団体職員に立ち会いいただき、完成認定後、同日付で施設（契約不適合責任に基づく請求権も含む）の引渡しを行います。

6) 補修工事

事業団は、引渡し後2年を経過していない工事目的物に引渡し時には想定されていなかった不具合が生じた場合、その原因を調査のうえ、一定の要件に該当する場合は、対策を補修工事として行い、工事目的物の機能回復を図ることとしています。

(3) 費用

事業団が建設工事を受託した場合の費用は直接費と管理諸費に分けられ、事業団で定める基準によって算出します。直接費すなわち工事費は実施設計の成果に基づく積算額であり、改正建築基準法に基づく計画通知等に手数料が必要な場合は直接費に含めます。

1) 管理諸費

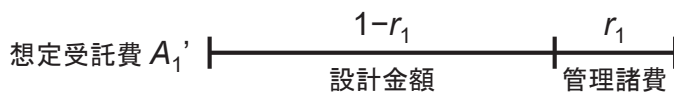
管理諸費の算出は、次の要領で行います。

- ① 公共下水道では1市町村、流域下水道では1都道府県ごとに計算します。複数の委託がある場合、その合計額で計算します。
- ② 管理諸費は、事業年度ごとに計算し、率計算分の合計額と基本管理諸費の合計となります。
- ③ 率計算分は設計金額により算定された想定受託費を図表4に掲げる額に区分して、それぞれの率を乗じて得た額の合計額と設計金額との差分になります。なお、想定受託費とは、その事業年度における建設の実施により受注者等に支払いを終わることとなる部分に係る費用です。協定期間中、工事等の契約後に設計変更が生じた場合は、変更後の金額を落札率で割り戻して求めた設計金額に基づき管理諸費を算出します。
- ④ 基本管理諸費は、協定の数や金額によらず、1団体あたり1年ごとに70万円を計上します。
- ⑤ 管理諸費に百円未満の端数が生じたときは切り捨てとしますが、工事価格に1万円未満の端数が出た場合はこれを切上げ、切上げに伴う所要額の範囲内（税抜1万円未満）で管理諸費の調整を行います。

図表4 管理諸费率（建設）

想定受託費の適用範囲	率 [%]	設計金額の適用範囲 [千円]	
		下限	上限
1億円以下の金額に対して (A ₁ ')	6.3 (r ₁)	0	93,700
1億円を超え、5億円以下の金額に対して (A ₂ ')	5.3 (r ₂)	93,700	472,500
5億円を超え、10億円以下の金額に対して (A ₃ ')	4.3 (r ₃)	472,500	951,000
10億円を超え、20億円以下の金額に対して (A ₄ ')	3.3 (r ₄)	951,000	1,918,000
20億円を超える金額に対して (A ₅ ')	2.3 (r ₅)	1,918,000	-

(想定受託費・設計金額・管理諸費の関係)



(計算式)

$$A = a + S + A_1' r_1 + A_2' r_2 + A_3' r_3 + A_4' r_4 + A_5' r_5$$

$$A' = a' + A_1' r_1 + A_2' r_2 + A_3' r_3 + A_4' r_4 + A_5' r_5$$

ただし、

A 受託費

A' 設計金額により算定された想定受託費

A₁'~A₅' 図表に掲げる適用範囲に応じた想定受託費の額

a 直接費（監督管理等業務にあつては、a=0）

a' 設計金額

r₁'~r₅' A₁'~A₅'に対応する図表に掲げる管理諸费率

S 基本管理諸費

2) 費用の請求等

費用の請求は原則として、2. (6) に倣って行いますが、調査・計画、実施設計と異なり、「資金所要額内訳書」において工事費用と管理諸費を分類し、工事費用は契約件名ごとに前払金、中間前払金、部分払金、完成払金に区別し請求します。

請求額・請求時期・納期は図表5、支払スケジュールの例は図表6に示すとおりです。

図表5 資金請求の区分、請求額及び請求時期（工事）

区分	請求額	請求時期
一 工事費のうち、契約に基づき前金払を行う分（次号に掲げる場合を除く。）	当該契約書に基づき算定した額	当該契約締結事業年度にあつては、契約締結後速やかに 契約締結事業年度以外の事業年度にあつては、各事業年度開始後速やかに
二 工事費のうち、契約に基づき前金払を行う分（前事業年度からの繰越があった場合）		当該繰越工事の完了後速やかに
三 工事費のうち、契約に基づき中間前金払を行う分		主任監督員により認定された中間前金払認定請求書の受領後速やかに
四 工事費のうち、契約に基づき部分払及び完成払を行う分		既済部分検査又は完成検査の検査日確定後速やかに
五 管理諸費（次の六に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）	各事業年度の最初の工事費の請求時期
	管理諸費年額から管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）を差し引いた残額	当該事業年度の10月
六 管理諸費（各事業年度の最初の直接費の請求時期が当該年度の11月以降である場合）	管理諸費年額の全額	当該最初の工事費の請求時期
七 その他の費用	その都度所要額として算定した額	当該請求額の確定後速やかに

受注者と契約が締結された時に前金払（いわゆる「工事前払金」）相当額の請求書を、また、受注者への部分払い、完成払いの費用は、原則として、既済部分検査日、完成検査日が決まりましたら、請求書を発送いたします。特に、年度末の請求は、建設実施協定額のうち当該年度額の残額を全てお支払いいただくため、速やかに請求書を送付させていただきます。このように検査実施前の工事につき費用を請求するのは、上記のとおり、委託団体へ請求し受け入れる資金の全てを前金払いとしていることによります。ま

た、債務工事に係る2年度目又以降の前金払（いわゆる「工事前払金」）相当額については、年度開始後速やかに請求書を発送いたします。

管理諸費は、原則として、建設実施協定又は建設協定毎に、最初の工事費の前払金請求の際に1/2の額を、残額については10月に請求することとしています。最初の請求が11月以降となる場合は、それ以降の最初の工事費の請求書にあわせて事業年度分全額を納めていただくこととしています。なお、繰越の場合における管理諸費については、当該工事が繰越となったとしても当該年度内に支払っていただきます。

また、債務工事の2年度目以降の管理諸費については、工事費と同様、翌事業年度開始後速やかに請求させていただきます。

図表6 工事費の支払いスケジュール（例）

	支払者→請求者	スケジュール
工事費① 前金払	事業団→受注者	6/15 契約締結 → 6/29 支払期限 請求書受領後14日以内※
	委託団体→事業団	6/18 請求書発送 → 7/18 納期限 30日以内の納期
工事費② 部分払	(検査日程)	2/15 検査日確定 -----> 3/15 事業団検査
	委託団体→事業団	2/18 請求書発送 → 3/18 納期限 30日以内の納期
	事業団→受注者	3/18 請求書受領 → 3/29 支払期限 請求書受領後14日以内※
工事費③ 完成払	(検査日程)	2/22 検査日確定 -----> 3/22 事業団検査
	委託団体→事業団	2/25 請求書発送 → 3/25 納期限 30日以内の納期
	事業団→受注者	3/22 請求書受領 → 5/1 支払期限 請求書受領後40日以内※

※事業団から受注者への支払い期限は、中央建設業審議会制定の公共工事標準請負契約約款を踏まえて設定しています。

(4) 精算

事業団は、建設工事が完成したときは費用の精算を行い、精算の結果生じた納入済額と精算額の差額は、委託団体に還付します。なお、精算報告等につきましては以下のとおりです。

1) 年度完了精算報告

建設実施協定もしくは建設協定による委託団体からの業務に係る資金の最終の支払いが完了し、かつ当該受託業務等が完了したときに、「年度完了精算報告書」により、委託団体に対し費用の精算報告を行います。

2) 終了報告

建設実施協定もしくは建設協定による工期が2事業年度以上にわたる業務の中間年度が終了したときは、「年度終了報告」により、委託団体に対して年度内(3月31日現在)の遂行実績を報告します。

報告事項は年度完了精算報告とほぼ同じですが、翌年度繰越額が発生した場合についても報告することとしています。

3) 工事費及び管理諸費の精算の取扱い

工事費の精算額は工事受注者の請負代金額のほか、計画通知手数料などの合計となります。管理諸費の精算額は協定に際し算定した管理諸費とし、その業務内容に変更がない限り、変更しないものとしています。

6 特定下水道工事の代行

(1) 概要

特定下水道工事の代行とは、建設工事(実施設計を含む。)に関し発注・施工管理・検査と同様の事務を行うことに加え、下水道管理者である地方公共団体(以下、「下水道管理団体」という。)に代わって補助金の交付申請、各種管理者協議等行政事務を行うものであり、下水道管理団体にとって大幅な負担軽減が図れます。

通常建設工事(実施設計を含む。)に変更及び追加となる部分は、以下の委託の手続きを行う点と、行政事務の一部を事業団が担うことに伴う追加の管理諸費を負担していただく点となります。

(2) 委託の手続き

①委託要望

下水道管理団体が、終末処理場等の建設に関する工事（以下、「特定下水道工事」という。）の代行を要請される場合、事業団は、当該下水道管理団体における特定下水道工事の実施体制その他の地域の実情を勘案するために必要な情報の提示を受けることとしています。

②代行要請書の受諾

下水道管理団体が代行の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の議会議決が必要となります。議会議決ののち、代行要請書が提出されると、要請を受諾すべきものと認めるときは、その旨を当該下水道管理団体に通知することとしています。

③代行協定の締結

特定下水道工事の代行に関する協定（以下、「代行協定」という。）の締結を行います。協定で定める事項、手続きの流れは建設と概ね同様となり、下水道管理団体との協議が整いますと、事業団は、これを正確に整理し、協定案を作成して委託団体に送付します。その後、当該下水道管理団体の合意に基づき、協定を締結します。

7 工事の監督管理

事業団は、地方公共団体の委託を受けて、終末処理場、終末処理場に直接接続する幹線等管渠、終末処理場以外の処理施設及びポンプ施設における工事の監督管理業務を行います。この業務は、地方公共団体の代行・支援機関として、工事の監督管理を行うものであり、その委託手続等は、5 建設工事と概ね同様ですが、入札・契約業務は地方公共団体が行います。

8 維持管理

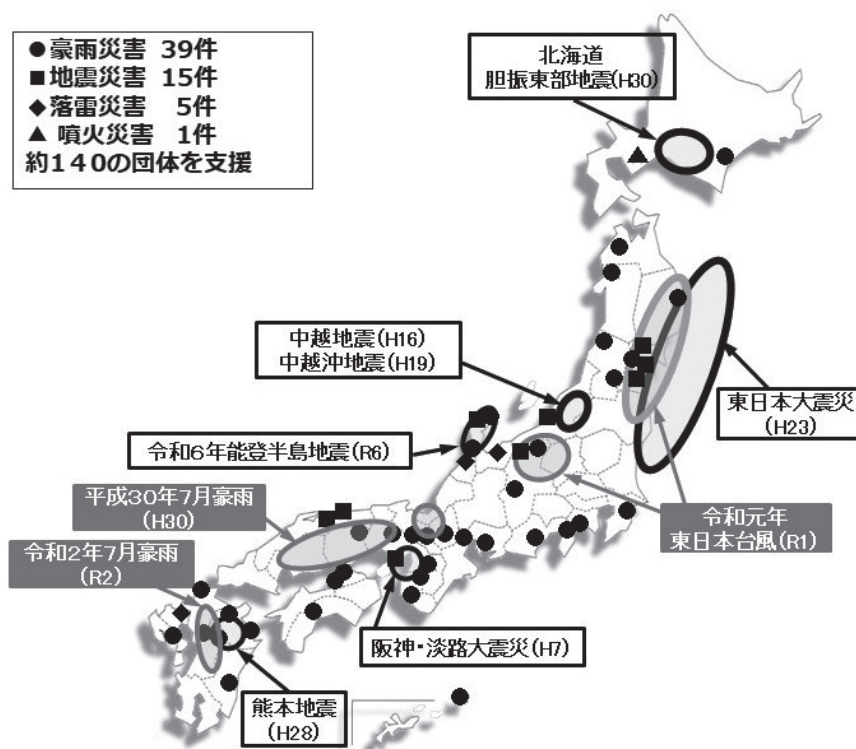
事業団は、地方公共団体の委託を受けて、終末処理場における維持管理業務を行います。この業務は、地方公共団体の代行・支援機関として、終末処理場の維持管理業務を行うものであり、その委託手続等については、本社ソリューション推進部にお問い合わせ下さい。

9 災害支援

(1) 下水道

1) 災害支援実績

大規模地震の発生や、近年頻発している集中豪雨等により下水道施設が被災し、地方公共団体より支援要請を受けた際には、災害時の緊急支援を実施しています。事業団では、下水道事業の支援機関としてこれまで蓄積したノウハウを活用して、阪神・淡路大震災以降、東日本大震災など 60 の災害において約 140 の地方公共団体の災害復旧支援を実施してきました。



図表7 事業団の災害支援実績（平成7年～）

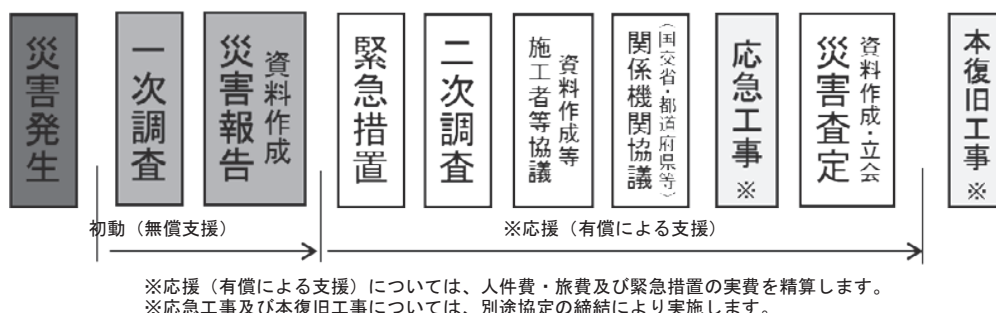
2) 災害支援内容

下水道法第15条の2では、施設の維持・修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定の締結が可能となっており、日本下水道事業団法においても、災害支援協定に基づき業務が行えることを定め、同協定を事前に締結することにより、災害発生時には事業団による迅速な災害復旧支援が可能となります。

地方公共団体より支援要請を受けた際には、初動対応として施設の被災概要や機能障害等を把握整理する一次調査、及び災害報告に必要な資料の作成を実施します。また、簡易消毒の実施や仮設ポン

プの設置等、施設の維持又は修繕に関する工事（緊急措置）の実施にあたって必要となる資機材（可搬式水処理施設や排水ポンプ）を整備すると共に、災害査定に必要な二次調査及び関係機関協議や資料の作成、査定への立会い等を含む支援を行います。

なお、復旧までに暫定的な措置が必要となる応急工事や、被災施設の本復旧工事については別途協定を締結して実施します。



図表 8 災害支援協定による災害復旧支援フロー

(2) 水道

1) 災害支援の実施

令和 8 年 7 月 1 日に施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により、日本下水道事業団は、従来下水道分野に加え、災害時における水道施設の復旧に関する業務を行うことが可能となりました。今後は、下水道事業の支援を通じて蓄積したノウハウを活用して、水道施設の復旧についても支援してまいります。事業団が災害支援を行うにあたり、災害支援協定の締結が必要ですが、都道府県または市町村にあつては、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地域防災計画に、公共的団体や民間の団体との連携に関する基本的な方針を定める必要があることにご注意ください。

2) 災害支援内容

水道法第 39 条の 3 では、地方公共団体ある水道事業者等と次に掲げる事項を定めた協定を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事の業務を行うことができると定められております。

下水道の災害支援と同様、施設の被災概要や機能障害等を把握整理する調査等を実施することを想定しておりますが、（公益社団法人）日本水道協会の会員水道事業者体による相互応援体制の中で支援先や範囲を調整するため、支援内容が災害支援協定と異なる場合があります。

10 特別の法人からの受託業務

特別の法律により設立された法人の委託に基づき、次の業務を行います。

- 1) 下水道の根幹的施設の建設
- 2) 下水道の設計（実施設計及び計画設計）工事の監督監理及び維持管理に関する技術的援助

都市再生機構、地方住宅供給公社等の特別の法律により設立された法人（特殊法人・独立行政法人等）が行う宅地開発に伴い建設する下水道施設について、それらの法人の委託に基づき、事業団は上記業務を行います。

1 1 研修

(1) 概要

事業団は、地方公共団体等の下水道事業担当職員の育成を目的として研修を行っています。

事業団が行う研修のメインである対面集合研修では、講義による研修と同時に実践的な実習、演習を重視しており、施設研修では、終末処理場や外部機関などで実際の施設を通して、実務と理論を同時に習得できるような研修カリキュラムになっています。

研修の形態は、地方公共団体等からの幅広いニーズにお応えするため、全寮制の対面集合研修だけではなく、主要都市で実施する「地方研修」や対面集合研修への参加が難しい方々向けに、場所を問わず基礎的な内容を短期で受講できる「WEB研修（オンライン・オンデマンド研修）」、地方公共団体や地方下水道協会等が主催する研修会へ講師を派遣する「派遣研修」、経営等に関する課題を個別に対応する「個別課題研修」を実施しています。

※研修形態の概要等は以下の図表9「下水道研修の研修形態」をご参照ください。

図表9 下水道研修の研修形態

研修の形態	研修形態の特徴
対面集合研修	埼玉県戸田市にある全寮制の施設「研修センター」で研修を行います。オンライン等の研修とは異なり、比較的長期間のカリキュラムで、実習、演習、ディスカッション、施設研修等により実力をつける研修になっています。全寮制の特徴として、研修だけではなく生活を共にすることで、研修講師や他の公共団体の研修生との人的ネットワークを構築することができます。
地方研修	「研修センター」への参加が難しい方々のために全国の主要都市に研修センターの講師が出向いて開催する研修です。短期で基礎的な内容になりますが、講師との質疑応答、また他団体の受講生との交流などにより、充実した研修が受けられます。
WEB研修 (オンライン・オンデマンド研修)	対面集合研修や地方研修への参加が難しい子育て世代の職員や職員数の少ない団体向けに基礎的な内容を中心にWEBを通して実施する研修です。 「オンライン研修」は、リアルタイムで配信される研修であり、講師との質疑応答も可能です。 「オンデマンド研修」は、配信期間内であれば受講される方々の都合に合わせて何度でも受講可能な研修です。
派遣・個別課題研修	「派遣研修」は、各地の下水道公社や下水道協会が企画する研修へ講師を派遣して行う研修です。 「個別課題研修」は、下水道経営などに関する課題に対して、その分野に精通した講師が、地方公共団体が抱える課題に応じてカスタマイズした内容で当該団体職員に向けて行う研修です。

(2) 令和8年度の研修計画

令和8年度の研修計画は、7コース、87専攻（民間研修除く）の計画となります。

※各コースの概要等は以下の図表10「各研修コースの概要」をご参照ください。

事業団研修の特長や各専攻のカリキュラム、研修への申込み方法などの詳細については、各地方公共団体にお送りしております「参加募集案内」もしくは「日本下水道事業団 下水道研修」のホームページをご覧ください。

URL : <https://www.jswa.go.jp/kensyu/index.html>

図表10 各研修コースの概要

コース名	コースの概要	具体的な専攻名（一部例示）
基礎	下水道事業に係る基礎的な研修です。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者のための「下水道財政と公営企業」 ・知って安心！下水処理場管理の基本知識 ・処理場設備の基礎講座
計画設計	事業計画やストックマネジメント計画等の策定技術の向上を目的とする研修です。	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の計画の策定・見直し ・下水道の浸水対策 ・ハード・ソフト一体で考える下水道事業の広域化・共同化
経営	下水道の経営に関して広い知識の習得を目的とする研修です。	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の経営 ・受益者負担金（課題解決型職場融合研修） ・経営戦略（課題解決型研修）
実施設計	管きょ・ポンプ場・処理場施設等における実施設計技術の向上を目的とする研修です。	<ul style="list-style-type: none"> ・管きょ設計（Ⅰ・Ⅱ） ・管更生の設計と施工管理 ・処理場設計（Ⅰ・Ⅱ）
工事監督管理	管きょ・処理場等の建設工事における監督指導技術の向上を目的とする研修です。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事管理 ・開削工法の監督員業務
維持管理	管きょ・処理場施設等の維持管理技術の向上を目的とする研修です。	<ul style="list-style-type: none"> ・管きょの維持管理 ・処理場管理（Ⅰ・Ⅱ） ・水質管理（Ⅰ・Ⅱ）
官民連携	官民連携に関する知識・ノウハウの習得を目的とする研修です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターPPP導入の準備と手続き ・処理場の包括的民間委託における履行確認

なお、お電話での問い合わせは、以下の連絡先にお気軽にお寄せください。

対面集合研修・地方研修・WEB研修について：研修企画課（電話 048-421-2692）

派遣研修・個別課題研修について：管理課（電話 048-421-2691）

1 2 技術検定及び認定試験

事業団は、下水道技術に関する試験として、下水道技術検定及び下水道管理技術認定試験を行っています。この二つの試験制度の内容は、それぞれ次のようになっています。

(1) 下水道技術検定

1) 検定の概要

技術検定は、下水道の設置等の設計、下水道工事の監督管理及び下水道の維持管理を担当する者を対象に行うもので、下水道技術者の不足に対処し、下水道法で規定し政令で定める資格を有する者を確保するため、下水道に類似する他部門から下水道部門への技術者の転換、導入を促進することを主なねらいとして創設された制度です。（下水道法第 22 条、第 25 条の 30、下水道法施行令第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3）

2) 検定区分

下水道法第 22 条に規定する責任技術者としての資格は、①計画設計を行わせる場合、②実施設計及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行わせる場合、③維持管理を行わせる場合の 3 つに区分されており、これに対応して技術検定の区分も図表 11 のように 3 種に区分され、それぞれの資格取得にリンクするようになっています（事業団法施行令第 4 条第 1 項）。

図表 11 検定区分及び検定技術

検 定 区 分	検 定 技 術
第 1 種技術検定	計画設計を行うために必要とされる技術
第 2 種技術検定	実施設計及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第 3 種技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術

3) 検定合格の効果

検定合格者には、一定の実務経験年数のもとに上記区分に対応する下水道法第 22 条の資格が生ずることになりますが、制度のねらいが短時日で資格取得を行わせることにあるところから、検定合格の具体的効果は、法が要求する技術上の実務経験年数の短縮としてあらわれることとなります。

検定合格者が資格取得に必要な要件とされている技術上の実務経験年数は、図表 12 のとおりですが、技術検定の特徴としては、必要年数のなかに下水道類似部門での経験年数を通算する特例を講じていることにより、年数短縮効果を大きくしていることです（下水道法施行令第 15 条第 7 号、第 15 条の 3 第 7 号）

図表 12 資格取得に必要とする技術上の実務経験年数

検 定 合 格 区 分		第 1 種 技 術 検 定 合 格 者	第2種技術検定合格者		第 3 種 技 術 検 定 合 格 者
資 格 区 分		計 画 設 計 資 格	処理施設又はポンプ施設に係る実施設計及び工事の監督管理資格	排水施設に係る実施設計及び工事の監督管理資格	処理施設又はポンプ施設の維持管理資格
実務 経験 必要 年数	下 水 道 部 門 必 要 年 数	0.5年(～3年)	0.5年(～2年)	0年(～1年)	0年(～2年)
	下 水 道 類 似 部 門 通 算 年 数	2.5年(～0年)	1.5年(～0年)	1年(～0年)	2年(～0年)
	計	3年	2年	1年	2年
下 水 道 類 似 部 門		上水道、工業用水道、河川、道路			上水道、工業用水道、 し尿処理施設

- (注) 1. 下水道部門必要年数は最低必要年数であり、()書きの年数があればこれに応じて下水道類似部門での年数は不要になる。
2. 第1種技術検定合格者には、付随的に第2種技術検定合格者と同一の効果が与えられる。

なお、技術上の実務経験の時期は、検定合格の前後を問わないこととされており、また、地方公共団体における経験のみならず、国や民間会社における従事経験もすべて含まれると解されています。

また、下水道維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）により登録しようとする業者は、第3種下水道技術検定に合格し、所定の実務経験年数を有する者を登録しようとする営業所ごとに置くこととするとともに、包括民間委託にあたっては、民間事業者が下水処理場等の運転操作等の維持管理を行うため、民間事業者が地方公共団体の補助者となる仕様発注方式とは異なり、民間事業者側に下水道法施行令第 15 条の 3 の有資格者を置くことが求められています（平成 16 年国都下管第 10 号下水道管理指導室長通知）。

さらに、国土交通省は、「維持管理業務の委託にあたっては、民間事業者側に運転管理、水質管理等の各業務分野毎に有資格者の配置を求めるなど、積極的に民間事業者における有資格者の活用を図ること」（平成 17 年国都下管第 13 号下水道管理指導室長通知）と指導しています。

(2) 下水道管理技術認定試験

1) 認定試験の概要

認定試験（管路施設）は、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を公平に判定し認定することにより、下水道の管路施設維持管理の健全な発展と技術者の技術水準の向上を図り、もって下水道の適正な維持管理に資することを目的とする制度です。

2) 試験区分

認定試験は、図表 13 の試験区分に従い、同表の試験技術を対象として行います。

図表 13 試験区分及び試験技術

試験区分	試験技術
管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術

3) 合格の効果

認定試験の合格者は、管路施設の維持管理技術について、一定水準の技術力を有していることを認定されます。

(3) 技術検定及び認定試験の受験について

技術検定及び認定試験は毎年 1 回同一日に実施することとしており、申込手続等も同様な方法で行っています。試験実施に関する詳細については、事業団のホームページをご覧ください。

URL:<https://www.jswa.go.jp/kentei/index.html>

なお、お電話でのお問い合わせは、研修センター 管理課（048-421-2691）までお気軽にお寄せください。

1.3 技術開発・活用業務

(1) 技術開発・活用の取組み

事業団では、技術開発・活用の基本的な方針や具体的な取組みを示す「JS 技術開発・活用基本計画 2022」（計画期間：令和 4～8 年度）を策定しています。本計画に基づいて、2030 年の温室効果ガス排出量削減目標の実現に貢献するため、省エネルギー化や創エネルギー、温室効果ガス排出量削減など、下水処理の脱炭素化に資する技術（脱炭素化技術）について、本計画期間中に実用化可能な既存技術の改良・改善、活用を加速します。また、2050 年カーボンニュートラル実現に貢献するため、革新的な脱炭素化技術の開発を先導します。さらに、国の施策や地方公共団体のニーズを踏まえ、人口減少下における持続的な下水道事業経営に貢献する技術の開発・活用を推進するとともに、開発成果を活用した最適なソリューションの提案を行っていきます。図表 14 に技術開発・活用の基本方針、及び技術開発における開発課題を示します。

図表 14 基本方針及び開発課題

技術開発・活用の基本方針		開発課題
I. 脱炭素化実現に向けた技術の開発・活用の推進	2030 年温室効果ガス排出量削減目標の実現への貢献	I-1 2030 年目標に向けた脱炭素化技術の開発
	2050 年カーボンニュートラル実現への貢献	I-2 カーボンニュートラル型下水処理システムの開発
II. 政策やニーズを踏まえた技術の開発・活用の推進	人口減少下における持続的な下水道事業経営への貢献	II-1 下水処理の更なる低コスト化技術の開発 II-2 下水道資源利活用技術の開発 II-3 下水処理場における ICT・AI 活用技術の開発

(2) 技術開発

1) 概要

技術開発は、技術の開発・活用のフェーズに応じて、事業団が固有の財源を用いて自ら行う「基礎・固有調査研究」、民間企業などと共同で行う「共同研究」、および国や地方公共団体などからの受託を受けて行う「受託調査研究」の 3 つのスキームにより実施します。事業団における技術開発の実施スキームを図表 15 に示します。

図表 15 技術開発の実施スキーム

基礎・固有調査研究	基礎調査研究	技術開発動向や技術水準、実施設における実態の把握などを目的として 事業団自らが実施する調査研究。
	固有調査研究	開発成果の体系化、導入技術の事後評価調査、技術評価、技術基準化などを目的として 事業団自らが実施する調査研究。
共同研究		新技術の早期実用化を図るために、民間企業等と実施する調査研究。
受託調査研究	国等受託調査研究	国等からの受託により実施する調査研究。
	地方受託調査研究	地方公共団体からの受託により実施する調査研究。

技術開発・調査研究の成果については、毎年度「技術開発年次報告書」として取りまとめるほか、学会等での研究報告会の開催や口頭発表、専門誌への投稿などにより、その普及拡大に努めています。

2) 技術評価

事業団では、開発した新技術の特徴や性能、設計・維持管理上の留意事項等について、外部評価機関である技術評価委員会において、体系的かつ客観的な「技術評価」を行っています。これまでに 33 件の諮問を行い、44 件の答申を行ってきました（図表 16）。技術評価の答申内容は公表しており、事業団内部の設計基準類に留まらず、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」などにも反映されており、我が国の下水道事業の発展に貢献しています。

図表 16 技術評価一覧

No	諮問事項	答 申
1	下水処理場の自動制御について	昭和 49 年 7 月 最終答申 昭和 58 年 8 月
2	酸素活性汚泥法について	昭和 49 年 7 月 最終答申 昭和 56 年 6 月
3	既存焼却設備について	昭和 50 年 7 月 昭和 55 年 6 月
4	回転炉床焼却設備について	昭和 52 年 8 月 昭和 55 年 11 月
5	汚泥蒸発乾燥設備について	昭和 52 年 8 月 昭和 54 年 8 月
6	回転生物接触法について	昭和 52 年 8 月 最終答申 昭和 57 年 12 月
7	汚泥コンポスト化設備について	昭和 56 年 6 月 昭和 60 年 9 月
8	オキシデーショディッチ法について	昭和 57 年 12 月 最終答申 昭和 60 年 9 月
9	微生物を利用した窒素及びリン除去プロセスについて	昭和 59 年 11 月 最終答申 平成 2 年 4 月
10	回分式活性汚泥法について	昭和 60 年 8 月 最終答申 昭和 63 年 5 月
11	自燃焼却システムについて	昭和 60 年 8 月 昭和 62 年 10 月
12	下水汚泥の溶融システムについて	昭和 62 年 6 月 平成元年 3 月
13	効率的な汚泥濃縮法について	平成 2 年 8 月 最終答申 平成 6 年 4 月
14	包括固定化担体を用いた硝化促進型循環変法「ペガサス」について	平成 4 年 10 月 平成 5 年 4 月

15	最近の消毒技術について	平成6年9月	平成9年3月
16	オキシデーションディッチ法について（第3次）	平成10年9月	平成12年3月
17	下水道構造物に対するコンクリート腐食抑制技術及び防食技術について	平成11年3月	平成13年3月
18	研究開発評価について	平成11年11月	平成12年3月
19	ステップ流入式多段硝化脱窒法について	平成12年11月	平成14年5月
20	膜分離活性汚泥法について	平成14年10月	平成15年11月
21	下水汚泥の炭化システム及び生成される炭化製品の諸物性について	平成14年10月	平成15年11月
22	汚泥減量化技術について	平成15年9月	平成17年4月
23	活性汚泥モデルの実務利用について	平成16年10月	平成18年1月
24	耐硫酸モルタル防食技術について	平成17年12月	平成20年4月
25	下水汚泥固形燃料化システムについて	平成19年3月	平成20年4月
26	オゾン処理技術について	平成20年3月	平成21年4月
27	アナモックス反応を利用した窒素除去技術について	平成21年3月	平成22年3月
28	エネルギー回収を目的とした嫌気性消化プロセスについて	平成22年11月	平成24年4月
29	膜分離活性汚泥法について（第2次）	平成24年3月	平成25年4月
30	シートライニング工法（光硬化型）による防食技術について	平成26年10月	平成27年7月
31	下水汚泥由来繊維利活用システムについて	平成27年10月	平成28年12月
32	アンモニア計を利用した送風量制御技術について	平成31年3月	令和2年4月
33	膜分離活性汚泥法について（第3次）	令和3年11月	令和4年3月

3) 共同研究

事業団では、年々多様化する技術的課題に対応し、技術開発の一層の効率化を図ることを目的として、民間企業等と共同研究を実施しています。共同研究の実績（終了年度が平成26年度以降のもの）は、日本下水道事業団のHPに掲載（URL:https://www.jswa.go.jp/tech/k_jisseki.html）されています。

(3) 技術活用

事業団では、優れた新技術を迅速・確実に実施設へ導入することを目的に、平成23年度から「新技術導入制度」を実施しています。本制度における新技術の分類（図表17）に則して、技術選定しています。なお、技術選定の有効期間は選定通知の日から5年であり、1回に限り延長が可能となっています（最大10年）。本制度の特長は以下に示すとおりです。

○事業団が関与して開発した技術の迅速な実施設への導入

事業団が単独又は共同研究により開発した新技術を「新技術I類」に選定し、受託建設事業において、それぞれの技術の特性に適した実施設への積極的な導入を図ります。

○民間等開発技術の積極採用

事業団以外で開発された新技術は、開発者の申請に基づき実施設への適用性を確認の上、「新技術Ⅱ類」もしくは「新技術Ⅲ類」に選定し、それぞれの技術特性に適した実施設への積極的な導入を図ります。

また、有効期限が満了した新技術（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類）のうち、受託事業において引き続き導入が必要と判断されるものについては、事業団が「継続導入技術」に指定し、これまでの新技術と同等に取り扱います。

図表 17 新技術導入制度における新技術の分類

開発者	事業団（共同研究者含む）		事業団以外
技術の内容	処理プロセス	機器・装置	処理プロセス
新技術の分類	新技術Ⅰ類		新技術Ⅱ・Ⅲ類

※「処理プロセス」は国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」（平成 28 年 4 月 1 日国水下水第 109 号）別表中の「中分類」以上の技術を指す。

※新技術Ⅱ類は、国・自治体等の公的機関が開発に関与した技術で事業団が技術確認したもの。

※新技術Ⅲ類は、上記以外の者が開発した技術で事業団が技術確認したもの。

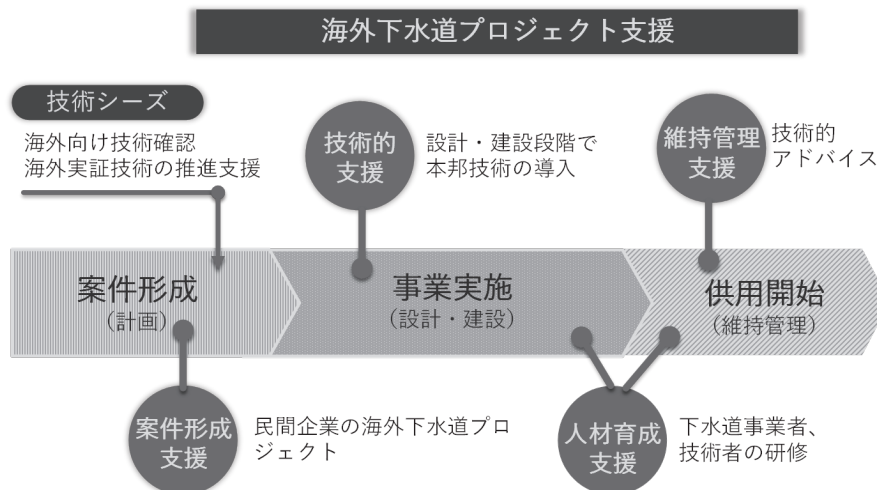
14 国際業務

(1) 概要

事業団は、国内の70%にあたる約1500箇所の下水処理場に対する技術支援の実績やノウハウを活用し、海外水インフラ事業の展開促進、下水道技術に関する国際協力に貢献しています。

(2) 海外インフラ事業の展開支援

事業団では、海外インフラ展開法に基づき民間企業に対する案件形成のための技術確認、事業段階に応じた技術的支援、供用開始後の人材育成など、新技术導入から計画、設計、建設、維持管理まで、下水道プロジェクトの全てのフェーズにおけるきめ細かな支援を行います。



図表 18 海外下水道プロジェクト支援

① 海外向け技術確認

本邦企業の要請に基づき、提案技術の海外における有用性を確認します。公的機関である事業団の技術評価・確認は技術の信頼性や優位性を高め、対象国政府に対するアピールとなります。また、案件化の際には当該技術のスペックインを図ります。

これまでに事業団が実施した技術確認は次の2件です。

1) 先進的省エネ型水処理システム（PTF法：Pre-treated Trickling Filter法）

メタウォーター株式会社の開発によるPTF法は、2013年3月より1年にわたり、ベトナムのダナン市で実証実験が実施されました。2014年3月に技術確認証が授与されたのち、PTF法は、2018年にホイアン市の無償資金協力事業、2020年にはハロン市の下水排水処理事業に採択されました。ま

たベトナム国内だけでなく、2023年11月に供用が開始されたプノンペン下水道整備計画に採用されています。

2) DHS を用いた省エネルギー・省力下水処理技術

三機工業株式会社開発による DHS システムの実証実験は、タイのコンケン市で実施されました。処理性能や消費電力・設置面積・維持管理性が確認され、2022年3月に確認証が授与されています。 *DHS : Down-flow Hanging Sponge

②民間企業の海外展開支援（海外技術的援助業務）

事業団は、JICA 等国際支援機関が発注する調査業務、工事を受注することで、海外展開を目指す企業を支援しています。

例えば、下水道マスタープラン策定業務チームに外部からの人材として参加し、事業団の経験、ノウハウを活かし調査の一部を担当し、相手自治体の信頼を勝ち取れるよう支援しています。

また、プラント工事の施工にあたり、事業団が設計図書の確認作業に参加することで、品質、維持管理性が向上するよう支援しています。

（3）下水道に関する国際協力

①地方公共団体支援

近年では、静岡県と埼玉県が実施する JICA 草の根協力事業を支援しました。

1) 静岡県「モンゴル国ドルノゴビ県 未処理污水改善プロジェクト」

この事業は2021年10月から2024年2月までの3年にわたり実施され、事業団はプロジェクト構成員や研修講師として、以下の支援を行いました。

- ▶ 汚水処理施設の計画・設計・設計内容確認
- ▶ 汚水処理施設の運転・維持管理に関するセミナーや研修
- ▶ 下水道技術者に対する住民への啓発活動及び環境教育に関する研修

2) 埼玉県「タイ王国レムチャバン市下水道インフラ維持管理支援プロジェクト」

埼玉県が2022年9月から2025年9月までの3年間実施するこの事業において、事業団は国内研修の一部を支援しました。

②ISO/TC275 国内審議団体としての活動

事業団は、（一社）日本下水道施設業協会とともに ISO/TC275（汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄）の国内審議団体（日本国内の事務局）として活動しています。

TC275 には、以下 8 つの作業グループ (WG) があり、日本は WG5「熱操作」と WG7「無機物及び栄養塩類の回収」に積極的に関与しています。これら WG での議論の結果を TR (技術報告書) として、WG5 は 2021 年 7 月に、WG7 は 2023 年 7 月にそれぞれ発行しています。

WG	規格開発テーマ	コンビーナ
WG 1	用語の定義 / Terminology	カナダ
WG 2	評価方法 / Characterization methods	フランス
WG 3	嫌気性消化 / Anaerobic digestion	フランス
WG 4	土壌還元 / Land application	カナダ・イスラエル
WG 5	熱操作 / Thermal processes	フランス
WG 6	濃縮と脱水 / Thickening and dewatering	イタリア
WG 7	無機物及び栄養塩類の回収 / Inorganics and nutrients recovery	日本
WG 8	コミュニケーション及び公共認識の管理 / Communication and management of public perception	カナダ

図表 19 ISO/TC275 の作業グループ (WG)

③海外技術者向け研修

事業団では、日本国内で実施される JICA 海外技術者研修に講師を派遣しています。この活動は、海外下水道技術者の能力向上に寄与すると共に各国の具体的な課題やニーズなどの情報収集に貢献しています。2025 年 11 月時点の累計では、JICA 課題別研修「下水道・都市排水マネジメントコース」に 81 か国より 636 名が参加しています。

④JICA 専門家派遣

事業団では、1980 年から JICA からの要請により海外に専門家を派遣しています。2026 年 3 月現在で、7 か国に延べ 26 名の長期専門家が派遣されました。

専門家派遣は国際協力として派遣先国の下水道事業の発展に寄与すると共に、派遣先国や周辺国の下水道事業案件形成に向けた情報収集や政府や公的機関とのネットワーク構築にも役立っています。近年の長期専門家派遣は以下 2 件です。

- カンボジア公共事業・運輸省下水管理能力強化プロジェクト(2019 年 7 月～2023 年 4 月)
- インドネシア下水道管理アドバイザー(2021 年 10 月～2023 年 3 月)

⑤国際ネットワークの構築

事業団では 2026 年 3 月現在、海外の公的機関と技術協力に関する 3 件の覚書を締結しています。

- 2020 年 2 月：タイ下水道公社 (WMA) との LOI (Letter of Intent)
- 2023 年 5 月：韓国環境公団 (K-eco) との MOU (Memorandum of Understanding)
- 2024 年 1 月：カナダ・カルガリー大学 (ACWA) との MOU
- 2026 年 1 月：ウズベキスタン・タシケント建築土木大学との MOU

今後、覚書の締結が生み出す国際ネットワークの構築により、国際的な汚水処理問題の解決を目指します。

15 カスタマーハラスメントに対する基本方針

日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が、公共性の高い事業と質の高いサービスを提供し続けるためには、職員が安心して働ける環境が不可欠です。しかしながら、近年、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題化しており職員の心身や業務に支障をきたす可能性があります。事業団は、職員が職務に専念できるよう、カスタマーハラスメントに対して組織として毅然と対応すべく、以下の基本方針を定めます。

（１）本指針の意義

本指針は、委託地方公共団体との協定書または各取引先との契約書等と一体となって、事業団におけるサービス提供の条件を示すことで、取引先との関係性を明確にすることを目的としています。

（２）カスタマーハラスメントの定義

厚生労働省による「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づき、事業団ではカスタマーハラスメントを次のとおり定義いたします。

顧客等からの要求・言動のうち、当該要求・言動の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されるもの

（３）対象行為

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

1) 顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合の例

- ・事業団の提供する商品やサービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ・要求の内容が、事業団の提供する商品・サービスとは関係がない場合

2) 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動の例

- ・職員個人への攻撃、要求
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）

- ・威圧的な言動
- ・土下座の要求
- ・継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- ・性的な言動、ストーカー行為
- ・差別的な言動

（４）カスタマーハラスメントへの対応

カスタマーハラスメントと判断される要求や言動に対しては、毅然とした対応をすることとし、悪質と判断した場合は、警察・弁護士などに相談のうえ、適切に対処させていただきます。

令和８年４月１日制定

日本下水道事業団

委託団体との受託協定

目次

1	標準協定文に関する達 建設基本協定.....	43
1-2	委託協定補足説明事項書 建設基本協定用	50
2	標準協定文に関する達 建設実施協定.....	56
2-2	委託協定補足説明事項書 建設実施協定用	59
3	標準協定文に関する達 建設協定	64
3-2	委託協定補足説明事項書 建設協定用.....	72
4	標準協定文に関する達 実施設計協定.....	79
4-2	委託協定補足説明事項書 実施設計協定用	86
5	標準協定文に関する達 計画設計協定.....	90
5-2	委託協定補足説明事項書 計画設計協定用	97
6	標準協定文に関する達 技術的援助協定.....	101
6-2	委託協定補足説明事項書 業務委託を伴う技術的援助協定用	108
7	標準協定文に関する達 技術的援助協定（AMD Bの利用）	112
7-2	委託協定補足説明事項書 AMD B利用技術的援助協定用	114

標準協定一覧

区分	適用範囲
標準協定 1 建設基本協定	複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通の事項の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定 1-2 DB方式建設基本協定 (記載省略)	設計・施工一括発注方式(デザイン・ビルド方式)を含む複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通の事項の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定 2 建設実施協定	標準協定 1により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別の事項の取り決めにかかるもの
標準協定 2-2 DB方式建設実施協定 (記載省略)	標準協定 1-2により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別の事項の取り決めにかかるもの
標準協定 3 建設基本協定 (記載省略)	複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通の事項(着手予定及び完成予定並びに予定概算金額を除く。)の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定 4 建設実施協定 (記載省略)	標準協定 3により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別の事項の取り決めにかかるもの
標準協定 5 建設協定	建設工事を受託する場合にかかるもの。但し、標準協定 1又は3により建設基本協定を締結する場合を除く
標準協定 5-2 DB方式建設協定 (記載省略)	設計・施工一括発注方式(デザイン・ビルド方式)の建設工事を受託する場合にかかるもの。但し、標準協定 1-2によりDB方式建設基本協定を締結する場合を除く
標準協定 6 実施設計協定	実施設計の作成を受託する場合にかかるもの
標準協定 7 計画設計協定	基本構想、事業計画、浸水対策計画及びその他の各種下水道計画の作成を受託する場合にかかるもの
標準協定 8 (記載省略)	工事の監督管理を受託する場合にかかるもの
標準協定 9 業務委託を伴う 技術的援助協定	下水道施設の再構築、耐震診断、下水道経営支援、その他技術的援助に関する業務を受託する場合において業務委託を伴うもの
標準協定 9-2 業務委託を伴わない 技術的援助協定 (記載省略)	下水道施設の再構築、耐震診断、下水道経営支援、その他技術的援助に関する業務を受託する場合において業務委託を伴わないもの
標準協定 9-3 AMDB利用協定	AMDB(アセットマネジメントデータベース)利用にかかるもの

※AMDB 利用規約については、JS-HP にて内容をご確認ください。

<https://www.jswa.go.jp/>

1 標準協定文に関する達 建設基本協定

標 準 協 定 1

【施設の名称】の建設工事委託に関する基本協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の建設工事（以下「本建設工事」という。）の委託に関する基本的事項について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（適用）

第2条 本協定に定める事項は、本協定の有効期間中、本実施協定（次条に定義する。）に共通に適用する。但し、本実施協定において本協定と異なる事項を定めたときは、本実施協定の定めが優先して適用される。

（建設実施協定）

第3条 委託者と受託者とは、本協定を履行するため、本工事請負契約（第11条第1項に定義する。以下同じ。）の締結に際し計上する当初の予算年度ごとに、本建設工事の内容及び範囲、完成期限、費用、目的物の引渡しその他の必要な事項について定める建設実施協定（以下「本実施協定」という。）を締結するものとする

（建設工事の委託）

第4条 委託者は、受託者に対し、各年度の予算に計上する範囲内において本建設工事を委託し、受託者は、本実施協定、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書をいう。以下同じ。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本建設工事を施行するものとする。

2 受託者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- 一 本建設工事の発注
- 二 本建設工事の施工管理
- 三 本建設工事の検査

3 本建設工事の目的物（以下「工事目的物」という。）及び内容は、別記のとおりとする。

4 設計図書を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（着手予定及び完成予定）

第5条 本建設工事の着手予定は●年度とし、完成予定は●年度とする。

2 委託者は、前項の着手予定年度に本建設工事に着手し、同項の完成予定年度までに完成させるため、各年度において必要な予算の計上（本建設工事に係る補助金若しくは交付金（以下総称して「補助金等」という。）の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。また、委託者は、本建設工事の内容及び本工事請負契約に定める工期により、本実施協定に定める完成期限前に工事目的物の全部又は一部の引渡しが行われることがあることを予め承諾する。

3 第1項の着手予定年度及び完成予定年度は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の着手予定年度及び完成予定年度を定めるものとする。

（予定概算金額）

第6条 本建設工事に係る費用（以下「本事業費」という。）の予定概算金額は、金***,***,***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、本事業費は、本工事請負契約に基づく請負代金（以下「本工事費」という。）、第8条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料並びに受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

2 設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、予定概算金額又は第4条第3項に定める工事目的物及び本建設工事の内容を変更するものとする。

（工事用地の確保等）

第7条 委託者は、工事用地その他設計図書において定められた本建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が本建設工事の施工上必要とする日までに確保し、また、工事用地等の関係者（地下埋設物、架空線等の所有者又は管理者を含む。）との調整及び損失補償（工事用地等の取得又は利用に係る補償並びに本建設工事の施工に伴って発生する地盤変動補償、水枯渇補償、営業補償及び漁業補償を含むが、これらに限られない。）に係る一切の対応（本建設工事の着手前又は完成後において、受託者の責めに帰することができない損害が発生した場合の調査等を含む。）をその責任において実施しなければならない。

（行政上の手続）

第8条 本建設工事を施行するため必要となる一切の行政上の手続（本建設工事の施行に関する委託者の議会、委員会及び住民等に対する説明、公有財産の処分に係る手続並びに補助金等の交付申請等に係る手続を含むが、これらに限られない。但し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項の規定に基づく計画の通知、同条第16項の規定に基づく工事の完了の通知及び同条第19項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知を除く。）は、別途委託者と受託者とが協議して定めるものを除き、委託者がその責任において行うものとする。

（事業費の支払）

第9条 委託者は、本事業費の全額を負担するものとし、本実施協定に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

（報告）

第10条 委託者は、本建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設業者との工事請負契約等）

第11条 受託者は、本建設工事に関し、建設業者との間で工事請負契約（以下（二以上の工事請負契約を締結する場合は文脈に応じて個別に又は総称して）「本工事請負契約」という。）を締結し、当該建設業者（以下「本建設業者」という。）に本建設工事を実施させるものとする。受託者は、本工事請負契約を締結したときは、その概要及び本工事費の内訳等を速やかに委託者に通知するものとする。

2 受託者は、本工事請負契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

一 本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者に対し、違約金として、本工事費の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

イ 本工事請負契約に関し、本建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本建設業者が構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3におい

て準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。)

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が本建設業者又は本建設業者が構成員となっている事業者団体(以下「本建設業者等」という。)に対して行われたときは、本建設業者等に対する命令で確定したものをいい、本建設業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。)において、本工事請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本工事請負契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 本工事請負契約に関し、本建設業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第5号ロにおいて同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

二 本建設業者が前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設業者は、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息(年●%の割合で計算した額)を受託者に支払わなければならないこと。

三 本建設業者は、本工事請負契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四 受託者は、本建設業者に通知することにより、受託者に本工事請負契約に係る工事目的物の建設等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五 本工事請負契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者の請求に基づき、第1号に規定する違約金のほか、本工事費の●%に相当する額を違約金として受託者の指定する期間内に支払わなければならないこと。

イ 第1号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

ロ 第1号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、本建設業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

六 第1号及び前号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注1] 委託団体との協議により第1号及び第5号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本工事費の●%に相当する額」を削り、第1号二中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号及び第6号を削る。

[注2] 委託団体との協議により第1号の違約金の率は予め定めるが、第5号の違約金の率を定めない場合は、第1号二中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号を削り、第6号中「前号」を削り、同号を第5号とする。

3 受託者は、違約金条項に基づき本建設業者に対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

4 受託者は、本建設業者から違約金条項に基づき違約金(第2項第2号に規定する遅延利息を含む)。

以下同じ。)の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

(一般的損害)

第12条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本建設工事の施行に関して生じた損害(次条又は第14条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 本建設工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

2 前項の規定にかかわらず、本建設工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本建設工事の施行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第14条 工事目的物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計図書又は一般仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、直ちに調査を行い、当該損害の状況を確認し、その結果を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成しないとき又は完成期限経過後相当の期間内に本建設工事を完成する見込みがないと認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、本協定又は本実施協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

一 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二 受託者が工事目的物の完成に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。

四 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 第 18 条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

七 本工事請負契約の締結に当たり、本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ 役員等（本建設業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本工事請負契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 18 条 受託者は、委託者が本協定又は本実施協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 20 条 委託者は、本協定が本建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を完成認定の上、当該完成認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、工事目的物の引渡しに関する本実施協定の規定を準用する。

2 前項の場合において、本実施協定の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の出来形部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 21 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成することができないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に定める場合が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から一部引渡しを受けた部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第18条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本実施協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第23条 委託者及び受託者は、本協定及び本実施協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定及び本実施協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定及び本実施協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本建設工事に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第24条 金銭の計算において、1円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第25条 本協定又は本実施協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第26条 本協定は、本実施協定に基づく本事業費の精算の全てが完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第3項及び第4項、第21条から第23条まで並びに本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第27条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ1通を

保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

建設工事の目的物及び内容

1 建設工事の目的物

(1) 終末処理場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道____終末処理場
位 置 【所在地】
排除方式 ____流式 (一部____流式)
処理方式 _____法
処理能力 全体 ____m³/日
今回 ____m³/日

(2) ポンプ場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道____ポンプ場
位 置 【所在地】
排除方式 ____流式 (一部____流式)
処理能力 全体 ____m³/分又は秒
今回 ____m³/分又は秒

(3) 管渠

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道____管渠
位 置 起点【所在地】 終点【所在地】
延 長 _____m

2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場					
ポンプ場					
管渠					

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

1-2 委託協定補足説明事項書 建設基本協定用

標準協定1（建設基本協定用） 建設工事委託協定前補足説明事項書

この「建設工事委託協定前補足説明事項書（建設基本協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定1」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

J Sと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、建設工事の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJ Sに委託された工事等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。

ただ下水道施設（目的物等）を完成させ引渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、J Sの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJ Sは対等な立場で締結することとしています。

(2) 建設基本協定の協定締結方法

建設基本協定は、2年度以上にわたる建設工事を受託する場合、その工事全体についての事業費総額及び完成予定年度をあらかじめ取り決めるための協定です。そのため建設基本協定だけではJ Sは建設工事を発注することはできませんので、建設基本協定とは別に年度ごとの事業費等についての細目を取り決めた建設実施協定を締結する必要があります。

なお、建設実施協定の協定締結等に伴い、建設基本協定で定めた事業費総額が超過する場合及び完成予定年度が延伸する場合は、建設基本協定の変更が必要となります。このため建設基本協定について議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないこととなりますので、留意願います。

2. 建設実施協定（標準協定3条関係）

(1) 建設実施協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設実施協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、建設実施協定を1回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いが2か年以上にわたることになります。また、発注工事単位で締結するのではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、1回の協定締結となります。

3. 建設工事の委託（標準協定4条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、J Sが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を実施することとしています。

(2) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J Sが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJ Sの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

(3) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

不調・不落対策として、J Sが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホー

ホームページ上に掲載する等についてご協力をお願いします。

なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、J S のホームページ上で掲載する発注見通しについては、本協定に先立ち公表します。

4. 着手予定及び完成予定（標準協定5条関係）

(1) 適切な工期設定

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっています。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があります。工事内容に関係なく、協定における完成期限（以下、「協定期限」という。）内とするために設定した著しく短い工期設定や一律年度末に設定した長すぎる工期は、入札不調にも繋がります。また、著しく短い工期で発注した場合、建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。

以上のことから、実際に要する工期が協定期限を越えることが明らかである場合は、繰越（J S 翌債含む）措置及び協定期限の延長等の必要があります。

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（著しく短い工期の禁止）

第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第19条の6 略

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完成期限を変更する協定を締結する、(イ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完成期限を変更する場合の留意点

完成予定が本協定どおりにいかないことがあります。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による工事の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、本協定第5条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになりますが、その際、完成予定年度についても議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないこととなりますので、留意願います。

5. 予定概算金額（標準協定6条関係）

(1) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（J Sが定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）

と、翌年度予算額を合計した事業費で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものと扱って扱う処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられる可能性があります。

J S では、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。

なお、J S では J S 翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しとすることが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越し、翌債及び J S 翌債】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則であるが、原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の通次繰越し等）です。

なお、繰越しを行った場合においても、J S は当該年度に管理諸費の請求については行いません。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称です。

J S 翌債＝J S と委託団体間との協定締結した事業のうち委託団体においては当該事業費の一部又は全部を翌年度に繰越し、工事の発注等も翌年度に行う場合、J S においては J S 翌債と称して事務処理を行います。そのような場合、協定書の事業費においては「繰越翌債承認額」と記載しております。

なお、このような当該年度の支出が無い場合におきましては、J S は当該年度に管理諸費の請求については行いません。

【記載例】（別記） 2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000m ³ / 日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和7年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(2) 予定概算金額を変更する場合の留意点

毎年度具体的に工事を執行する額は、本協定に基づいて別に毎年度締結する建設実施協定によって定まります。毎年度の実施額の累計額がこの協定で定める予定概算金額を超えることとなるときは、本協定第2条の規定により、建設実施協定で定める事業費が優先して適用されることとなりますが、委託団体において本協定第6条第2項の規定に基づいて予定概算金額の変更を行う必要があります。実際の予定概算金額とずれが生じる主な原因としては、設計内容の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調・不落、工事費の変更等が考えられます。なお、予定概算金額が議会の議決を要する額を下回ることとなるときは、議会の議決を得る必要はないものと考えますが、委託団体の意向に応じ対応します。

(3) 予定概算金額の算定及び変更

入札の不調・不落到に伴う見積活用方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、J S の請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第18条、第19条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での建設実施協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款（昭和25年中央建設業審議会決定）（抄）
（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている）

場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～3 略

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5) 繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

6. 工事用地の確保等（標準協定7条関係）

(1) 委託団体の実施事項

J Sが行うのは、建設工事の施行そのものです。工事用地等の関係者との調整及び損失補償に係る一切の対応は委託団体で実施願います。J Sはこれらの問題について必要に応じて技術的な協力が可能な場合もあります。

なお、調査の結果に伴う損害補償に関しては、本協定第12条(一般的損害)、第13条(第三者に及ぼした損害)及び第14条(不可抗力による損害)において定めています。もちろんJSは損害が発生した場合に委託団体が行う調査に協力することになります。

(2) 追加調査を行った場合の負担

工事施工中に地盤の変動等による追加の調査を必要とした場合等については、委託団体の負担を求める場合があります。

7. 行政上の手続（標準協定8条関係）

(1) 委託団体による手続

建設工事を進めていくためには、いろいろな行政庁への手続が必要です。手続は次のようなものが考えられ、原則として、これらの関係機関協議や申請手続は委託団体において委託団体名で実施することとなりますが、J Sは必要に応じて協議資料や申請資料の作成等の補助を行います。

- ・河川法施行規則第15条に基づく工作物の新築等の許可申請
- ・水質汚濁防止法第5条に基づく特定施設の設置の届出
- ・消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の届出
- ・高圧ガス保安法第5条第2項に基づく高圧ガスの製造等の届出
- ・電気事業法第42条に基づく事業用電気工作物の設置の届出

- ・毒物及び劇物取締法第 22 条に基づく毒物又は劇物の取扱の届出
- ・道路法第 32 条に基づく道路の占用許可申請
- ・土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更が行われる場合等の届出
- ・その他の諸法令に基づく届出、申請

(2) 発生物件の取り扱い

改築更新工事等で発生する有価物は委託団体に引渡すこととしております。

改築更新工事等で発生する撤去した機械設備等の有価物の売却処分については、委託団体において、地方自治法及び補助金適正化法等に基づき適切な手続きを行う必要があります。発生物件に関しては、地方自治法上の「公有財産」のうち「行政財産」に該当するため、売買等を行なうためには「普通財産」や「物品」に移管する必要があります。また、下水道施設の建設には補助金が入るため、その廃止・用途変更にも補助金適正化法上の手続きが必要となるものです

ただし、アスベストを含有するなどの理由から有価物とならないものは産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と判断し廃棄処分をすることがあります。その際は、建設廃棄物として工事の中で処分可能です。

(3) 住民等に対する説明

委託団体が主催する説明会へ J S が参加し、工事の施工等の説明を行う必要がある場合は、相談してください。

8. 建設業者との工事請負契約等（標準協定 11 条関係）

(1) 請負契約に関する工事契約概要通知

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、請負契約に関する概要として工事契約概要書（工事名、契約年月日、工期、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 本工事費の内訳等

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、本工事費の内訳等として工事設計書（様式—1）、本工事内訳書（総括）（様式—2）〈土木、機械及び電気〉、本工事費内訳書（様式—3）〈建築〉及び図面等を支社長名の文書（公印省略）で、工事請負契約後にお渡しします。

(3) 違約金の率

本協定第 11 条第 2 項第 1 号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(4) 遅延利息の率

本協定第 11 条第 2 項第 2 号の契約建設業者が違約金を J S が指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けて J S が契約建設業者と締結する工事請負契約書には、当該工事に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた工事請負契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第 8 条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 上乗せの違約金の率

本協定第 11 条第 2 項第 5 号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めま

す。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

9. 秘密保持（標準協定 23 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式—3〈機械及び電気〉及び様式—5〈土木、建築、機械及び電気〉については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

【仮協定を締結する場合】

10. この協定の成立について

(1) 仮協定の締結方法

この協定の締結は、議会の議決を得た後に行いますが、協定の効力発生は議決後としても、委託団体の事情によりその内容を議決前に特定しておきたいときは、仮協定を締結することも可能です。その方法としては、地方公共団体の財務規則で仮契約の締結の定めがある場合、この協定を仮協定として締結しておき、議会の議決があると、このままこの協定が自動的に本協定になるという措置をしておく方法によります。

2 標準協定文に関する達 建設実施協定

標 準 協 定 2

【施設の名称】の建設工事委託に関する実施協定（その●）

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間で●年●月●日付で締結した【施設の名称】の建設工事委託に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）第3条の規定に基づき、【施設の名称】の建設について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本基本協定において定義された語は、別段の定めがある場合を除き、本協定においても同様の意味を有するものとする。

（建設工事の内容及び範囲）

第1条 本基本協定第4条第1項の規定に基づき、●年度から受託者が施行する本建設工事の内容及び範囲は、別記のとおりとする。

（完成期限）

第2条 本建設工事の完成期限は、●年●月●日とする。但し、●年度事業費に係るものについては、●年●月●日とする。

2 前項の完成期限は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完成期限を定めるものとする。

（事業費）

第3条 本事業費は、金***,***,***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**,***,***円）とし、その内訳は以下のとおりとする。なお、本事業費は、本工事費、本基本協定第8条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料（以下「計画通知手数料等」という。）並びに管理諸費を合計した額とする。

区分	金額
●年度事業費	***,***,***円
債務負担行為額（●年度）	***,***,***円

2 設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は第1条に定める本建設工事の内容及び範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第4条 委託者は、本基本協定第9条の規定に基づき、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一 受託者は、本工事費の支払の原因となる事実（①本工事請負契約の締結、②本工事請負契約に基づく本建設業者からの前金払及び中間前金払の請求、③既済部分検査並びに④完成検査等という。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本工事費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本工事請負契約に基づく前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。

[注] 委託団体との協議により中間前金払する場合には、第1号中「(2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額)の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額と

する。」を「(2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額。以下本号において同じ。)の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とするとし、中間前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費の●%以内に相当する額とする。」とする。

二 受託者は、計画通知手数料等及び毎年度の管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。

三 委託者は、前2号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本工事費が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

(工事目的物の引渡し等)

第5条 受託者は、本建設工事の全部又は一部(本建設工事に関し二以上の本工事請負契約を締結する場合においては、一部の本工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部をいう。)が完成したときは、速やかに完成調書を委託者に提出し、委託者は、受託者が本工事請負契約に基づき実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で完成認定を行うものとする。但し、委託者が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、受託者が委託者の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

2 受託者は、前項の完成認定を受けたときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、当該完成認定を受けた工事目的物を委託者に引き渡すものとする。

3 委託者は、第1項の完成認定を行った後、受託者が当該完成認定を受けた工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

4 受託者は、委託者に引き渡した工事目的物を本建設工事の一部のため使用する必要があるときは、当該工事目的物の名称及び使用する期間を委託者に通知した上でこれを使用することができるものとする。

(事業費の精算)

第6条 受託者は、本建設工事が完成したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

2 本建設工事の工期が2事業年度以上にわたる場合は、受託者は、中間年度において本事業費に係る年度終了報告を行うものとする。

3 委託者は、第1項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定は、前条の精算が完了する日(但し、本基本協定が解除された場合には、当該解除の日)まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項については、法令、本基本協定及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】

【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

建設工事の内容及び範囲

1 終末処理場

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

2 ポンプ場

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

3 管渠

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

2-2 委託協定補足説明事項書 建設実施協定用

標準協定2（建設実施協定用） 建設工事委託協定前補足説明事項書

この「建設工事委託協定前補足説明事項書（建設実施協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定2」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 建設実施協定の趣旨

建設実施協定は、委託された施設のうち、どの部分をいつまでに完成させるのか、これに要する事業費はいくらになるのか、委託団体が事業費をどのようにしてJ Sに支払うのか、そして完成した工事目的物をどのように引き渡すのか、などについての細目を取り決めるものです。

(2) 建設実施協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設実施協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いは2か年以上にわたることになります。また、本協定は発注工事単位で締結するものではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、1回の協定締結となります。

2. 建設工事の委託（標準協定1条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、J Sが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を実施することとしています。

(2) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J Sが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJ Sの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

(3) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

不調・不落対策として、J Sが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホームページ上に掲載する等についてご協力をお願いします。

なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、J Sのホームページ上で掲載する発注見通しについては、本協定に先立ち公表します。

3. 完成期限（標準協定2条関係）

(1) 適切な工期設定

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっています。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、適正な工期設定を行う必要があります。工事内容に関係なく、協定における完成期限（以下、「協定期限」という。）内とするために設定した著しく短い工期設定や一律年度末に設定した長すぎる工期は、入札不調にも繋がります。また、著しく短い工期で発注した場合、建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。

以上のことから、実際に要する工期が協定期限を越えることが明らかである場合は、繰越（J S翌債含む）措置及び協定期限の延長等の対応をする必要があります。

○建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（著しく短い工期の禁止）

第19条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第19条の6 略

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完成期限を変更する協定を締結する、(イ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

4. 事業費（標準協定3条関係）

(1) 債務負担行為額

「債務負担行為額」には、当該年度に発注するものとして国土交通省の一括設計承認があったもの又は委託団体が議決した債務負担行為のうち、JSに委託する分に係る債務負担行為額が計上されます。

(2) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（JSが定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）と、翌年度予算額を合計した事業費（記載例1では、繰越翌債承認額1億円＋翌年度予算額3億円＝4億円）で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものとして扱う処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられる可能性があります。

JSでは、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。なお、JSではJS翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しとすることが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越し、翌債及びJS翌債】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則であるが、原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の通次繰越し等）です。

なお、繰越しを行った場合においても、JSは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称です。

JS翌債＝JSと委託団体間との協定締結した事業のうち委託団体においては当該事業費の一部

又は全部を翌年度に繰越し、工事の発注等も翌年度に行う場合、J SにおいてはJ S翌債と称して事務処理を行います。そのような場合、協定書の事業費においては「繰越翌債承認額」と記載しております。

なお、このような当該年度の支出が無い場合におきましては、J Sは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

【記載例 1】〈令和 7 年度に協定を締結する場合〉

令和 7 年度事業費全額を繰越翌債承認額とし、8 年度に 8 年度事業費と合計した事業費（4 億円）で工事発注する場合

区分	金額
令和 7 年度事業費 (うち令和 7 年度事業費繰越翌債承認額)	100,000,000 円 (100,000,000 円)
債務負担行為額 (令和 8 年度) ※	300,000,000 円

※令和 8 年度に協定を締結する場合は、「債務負担行為額 (令和 8 年度分)」を「令和 8 年度事業費」とする。

【記載例 2】(別記) 2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000m ³ / 日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和 7 年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(3) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落に伴う見積りの提出を求める方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、J S の請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第 18 条、第 19 条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款 (昭和 25 年中央建設業審議会決定) (抄)
(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く)。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～3 略

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事的目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事的目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期

若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5) 繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(6) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払い（標準協定4条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)工事請負契約の締結、(イ)工事請負契約に基づく受注者からの前金払及び中間前金払の請求、(ウ)既済部分検査、(エ)一部完成検査並びに(オ)完成検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(ア)前払金、(イ)中間前払金、(ウ)部分払金、(エ)一部完成検査、(オ)完成払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。既済部分検査、完成検査時の請求については検査日決定後、債務工事の請求については年度開始後（前年度が繰越となった場合には繰越工事等完了後）、管理諸費の請求については原則として年2回（受注者との契約時期によっては年1回）行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への請負代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J Sが受注者に支払う工事費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J Sと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）を最初の直接費の請求時期に請求し、残額については10月中に請求することとしています。ただし、最初の請求が11月以降となる場合には、最初の請求時期に当該年度分全額をまとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該工事が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第4条第3項に明記しています。

なお、中間前金払の可否や率については、委託団体に確認の上、協定で定めることとしています。

6. 工事目的物の引渡し等（標準協定 5 条関係）

(1) 建設工事の全部又は一部

建設工事の一部とは、本協定に関し J S が 2 以上の工事請負契約を締結する場合には、1 つの工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部を指します。例えば土木、機械、電気の工事を含めた協定を締結し受託、そのうち土木の工事目的物が先に完成した場合、土木の工事目的物を先に引渡します。また、土木工事の内、一部(指定部分)が完成した場合、土木工事全体に先立ち一部(指定部分)を引渡します。その際は、事前に説明を行うこととしています。

(2) 完成認定の実施方法

J S が受注者へ発注した際の検査事務は、第 2 条第 2 項第 3 号に基づき、J S が行いますが、原則として委託団体職員が立ち会い「完成認定」も同時に実施する方法で検査を行い、同日付で引渡しますので、J S が検査を行う際には委託団体の職員の派遣をお願いしています。ただし、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、J S が委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができますので、ご相談ください。

(3) 完成検査日と完成認定日の関係

建設工事が完成し、J S が受注者から工事目的物の引渡しを受けた際には、同日付をもって当該施設を委託団体に引渡しをしています。同一の日の引渡しであっても J S へ引き渡されてから委託団体の完成認定までの間は、施設使用等に伴う J S の責めに帰すべき原因によるもの以外の損害等の発生に係る補修については、本協定第 12 条又は第 14 条の規定に基づき対応することとなります。なお、工事完成から委託団体への引渡しまでは、J S が契約不適合責任請求権を保有することになります。

(4) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J S から引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体に不具合の修補等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J S の県事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

(5) 会計検査院の検査

J S に委託した工事における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、J S が受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条）。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）

（会計検査院の検査）

第 47 条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

7. 秘密保持（参考 建設基本協定の建設工事委託協定補足説明事項書 参照）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式一 3（機械及び電気）及び様式一 5（土木、建築、機械及び電気）については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

3 標準協定文に関する達 建設協定

標 準 協 定 5

●年度【施設の名称】の建設工事委託に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の建設工事（以下「本建設工事」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、各年度の予算に計上する範囲内において本建設工事を委託し、受託者は、本協定、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書をいう。以下同じ。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本建設工事を施行するものとする。

2 受託者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- 一 本建設工事の発注
- 二 本建設工事の施工管理
- 三 本建設工事の検査

3 本建設工事の目的物（以下「工事目的物」という。）及び内容は、別記のとおりとする。

4 設計図書を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完成期限）

第3条 本建設工事の完成期限は、●年●月●日とする。但し、●年度事業費に係るものについては、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完成期限までに本建設工事を完成させるため、各年度において必要な予算の計上（本建設工事に係る補助金若しくは交付金（以下総称して「補助金等」という。）の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

3 第1項の完成期限は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約（第11条第1項に定義する。以下同じ。）に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完成期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条 本建設工事に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金***,***,***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**,***,***円）とし、その内訳は以下のとおりとする。なお、本事業費は、本工事請負契約に基づく請負代金（以下「本工事費」という。）、第6条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料（以下「計画通知手数料等」という。）並びに受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

区分	金額
●年度事業費	***,***,***円
債務負担行為額（●年度）	***,***,***円

2 設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場

合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は第2条第3項に定める工事目的物及び本建設工事の内容を変更するものとする。

(工事用地の確保等)

第5条 委託者は、工事用地その他設計図書において定められた本建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が本建設工事の施工上必要とする日までに確保し、また、工事用地等の関係者（地下埋設物、架空線等の所有者又は管理者を含む。）との調整及び損失補償（工事用地等の取得又は利用に係る補償並びに本建設工事の施工に伴って発生する地盤変動補償、水枯渇補償、営業補償及び漁業補償を含むが、これらに限られない。）に係る一切の対応（本建設工事の着手前又は完成後において、受託者の責めに帰することができない損害が発生した場合の調査等を含む。）をその責任において実施しなければならない。

(行政上の手続)

第6条 本建設工事を施行するため必要となる一切の行政上の手続（本建設工事の施行に関する委託者の議会、委員会及び住民等に対する説明、公有財産の処分に係る手続並びに補助金等の交付申請等に係る手続を含むが、これらに限られない。但し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項の規定に基づく計画の通知、同条第16項の規定に基づく工事の完了の通知及び同条第19項に基づく特定工程に係る工事の終了の通知を除く。）は、別途委託者と受託者とが協議して定めるものを除き、委託者がその責任において行うものとする。

(事業費の支払)

第7条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一 受託者は、本工事費の支払の原因となる事実（①本工事請負契約の締結、②本工事請負契約に基づく本建設業者（第11条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払及び中間前金払の請求、③既済部分検査並びに④完成検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本工事費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本工事請負契約に基づく前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。

[注] 委託団体との協議により中間前金払する場合には、第1号中「（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。」を「（2事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額。以下本号において同じ。）の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とし、中間前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費の●%以内に相当する額とする。」とする。

二 受託者は、計画通知手数料等及び毎年度の管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。

三 委託者は、前2号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本工事費が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

(工事目的物の引渡し等)

第8条 受託者は、本建設工事の全部又は一部（本建設工事に関し二以上の本工事請負契約を締結する場合においては、一部の本工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部をいう。）が完成したときは、速やかに完成調書を委託者に提出し、委託者は、受託者が本工事請負契約に基づき実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で完成認定を行うものとする。但し、委託者が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、受託者が委託者の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

2 受託者は、前項の完成認定を受けたときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、当該完成認定を受けた工事目的物を委託者に引き渡

すものとする。

- 3 委託者は、第1項の完成認定を行った後、受託者が当該完成認定を受けた工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受託者は、委託者に引き渡した工事目的物を本建設工事の一部のため使用する必要があるときは、当該工事目的物の名称及び使用する期間を委託者に通知した上でこれを使用することができるものとする。

(事業費の精算)

- 第9条** 受託者は、本建設工事が完成したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。
- 2 本建設工事の工期が2事業年度以上にわたる場合は、受託者は、中間年度において本事業費に係る年度終了報告を行うものとする。
 - 3 委託者は、第1項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

(報告)

- 第10条** 委託者は、本建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

(建設業者との工事請負契約等)

- 第11条** 受託者は、本建設工事に関し、建設業者との間で工事請負契約（以下（二以上の工事請負契約を締結する場合は文脈に応じて個別に又は総称して）「本工事請負契約」という。）を締結し、当該建設業者（以下「本建設業者」という。）に本建設工事を実施させるものとする。受託者は、本工事請負契約を締結したときは、その概要及び本工事費の内訳等を速やかに委託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、本工事請負契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。
 - 一 本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者に対し、違約金として、本工事費の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。
 - イ 本工事請負契約に関し、本建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本建設業者が構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。
 - ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設業者又は本建設業者が構成員となっている事業者団体（以下「本建設業者等」という。）に対して行われたときは、本建設業者等に対する命令で確定したものをいい、本建設業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本工事請負契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本工事請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ニ 本工事請負契約に関し、本建設業者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。第5号ロ

において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 二 本建設業者が前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設業者は、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息(年●%の割合で計算した額)を受託者に支払わなければならないこと。
- 三 本建設業者は、本工事請負契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。
- 四 受託者は、本建設業者に通知することにより、受託者に本工事請負契約に係る工事目的物の建設等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。
- 五 本工事請負契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者の請求に基づき、第1号に規定する違約金のほか、本工事費の●%に相当する額を違約金として受託者の指定する期間内に支払わなければならないこと。
 - イ 第1号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - ロ 第1号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、本建設業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 六 第1号及び前号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注1] 委託団体との協議により第1号及び第5号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本工事費の●%に相当する額」を削り、第1号ニ中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号及び第6号を削る。

[注2] 委託団体との協議により第1号の違約金の率は予め定めるが、第5号の違約金の率を定めない場合は、第1号ニ中「第5号ロにおいて同じ。」を削り、第5号を削り、第6号中「前号」を削り、同号を第5号とする。
- 3 受託者は、違約金条項に基づき本建設業者に対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。
- 4 受託者は、本建設業者から違約金条項に基づき違約金(第2項第2号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。)の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。
- 5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

(一般的損害)

第12条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本建設工事の施行に関して生じた損害(次条又は第14条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 本建設工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本建設工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本建設工事の施行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第14条 工事目的物の引渡し前に、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計図書又は一般仕様書で基準を定めたもの）であつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、直ちに調査を行い、当該損害の状況を確認し、その結果を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

（委託者の催告による解除権）

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成しないとき又は完成期限経過後相当の期間内に本建設工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が工事目的物の完成に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第18条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本工事請負契約の締結に当たり、本建設業者（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - イ 役員等（本建設業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本工事請負契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 18 条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 20 条 委託者は、本協定が本建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を完成認定の上、当該完成認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第 8 条の規定を準用する。

2 前項の場合において、第 7 条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の出来形部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 21 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成することができないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から一部引渡しを受けた部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第 22 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 18 条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（秘密保持）

第 23 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、

開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開示した情報を除く。)を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

- 2 委託者及び受託者は、本建設工事に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 24 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 25 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 26 条 本協定は、第 9 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 11 条第 3 項及び第 4 項、第 21 条から第 23 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 27 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

建設工事の目的物及び内容

1 建設工事の目的物

(1) 終末処理場

名 称 【地方公共団体の名称】公共下水道_____終末処理場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式（一部____流式）
処理方式 _____法
処理能力 全体 _____m³/日
 今回 _____m³/日

(2) ポンプ場

名 称 【地方公共団体の名称】公共下水道_____ポンプ場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式（一部____流式）
処理能力 全体 _____m³/分又は秒
 今回 _____m³/分又は秒

(3) 管渠

名 称 【地方公共団体の名称】公共下水道_____管渠
位 置 起点【所在地】 終点【所在地】
延 長 _____m

2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場					
ポンプ場					
管渠					

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

3-2 委託協定補足説明事項書 建設協定用

標準協定5（建設協定用） 建設工事委託協定前補足説明事項書

この「建設工事委託協定前補足説明事項書（建設協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定5」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

J Sと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、建設工事の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJ Sに委託された工事等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設（目的物等）を完成させ引渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、J Sの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJ Sは対等な立場で締結することとしています。

(2) 建設協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いは2か年以上にわたることになります。また、本協定は発注工事単位で締結するものではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、1回の協定締結となります。

2. 建設工事の委託（標準協定2条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、J Sが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を施行することとしています。

(2) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J Sが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJ Sの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

(3) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

不調・不落対策として、J Sが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホームページ上に掲載する等についてご協力をお願いします。なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、J Sのホームページ上で掲載する発注見通しについては、本協定に先立ち公表します。

3. 完成期限（標準協定3条関係）

(1) 適切な工期設定

建設業就業者の年間の実労働時間は、全産業の平均と比べて相当程度長い状況となっており、建設業就業者の長時間労働の是正が急務となっています。また、長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、建設工事の請負契約に際して、

適正な工期設定を行う必要があります。工事内容に関係なく、協定における完成期限（以下、「協定期限」という。）内とするために設定した著しく短い工期設定や一律年度末に設定した長すぎる工期は、入札不調にも繋がります。また、著しく短い工期で発注した場合、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。

以上のことから、実際に要する工期が協定期限を越えることが明らかである場合は、繰越（J S 翌債含む）措置及び協定期限の延長等の必要があります。

○建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）

（著しく短い工期の禁止）

第 19 条の 5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第 19 条の 6 略

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完成期限を変更する協定を締結する、(イ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完成期限を変更する場合の留意点

完成予定が本協定どおりにいかないことがあります。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による工事の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、本協定第 3 条第 3 項の規定により、委託団体と J S が協議して、この協定を変更することになりますが、その際、完成期限についても議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないこととなりますので、留意願います。

4. 事業費（標準協定 4 条関係）

(1) 債務負担行為額

「債務負担行為額」には、当該年度に発注するものとして国土交通省の一括設計承認があったもの又は委託団体が議決した債務負担行為のうち、J S に委託する分に係る債務負担行為額が計上されます。

(2) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（J S が定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）と、翌年度予算額を合計した事業費（記載例 1 では、繰越翌債承認額 1 億円＋翌年度予算額 3 億円＝4 億円）で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものと扱う処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられる可能性があります。

J S では、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。

なお、J SではJ S翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しとすることが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越し、翌債及びJ S翌債】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則ですが、原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の通次繰越し等）です。

なお、繰越しを行った場合においても、J Sは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称です。

J S 翌債＝J S と委託団体間との協定締結した事業のうち委託団体においては当該事業費の一部又は全部を翌年度に繰越し、工事の発注等も翌年度に行う場合、J SにおいてはJ S 翌債と称して事務処理を行います。そのような場合、協定書の事業費においては「繰越翌債承認額」と記載しております。

なお、このような当該年度の支出が無い場合におきましては、J Sは当該年度に管理諸費の請求については行いません。

【記載例 1】〈令和 7 年度に協定を締結する場合〉

令和 7 年度事業費全額を繰越翌債承認額とし、8 年度に 8 年度事業費と合計した事業費（4 億円）で工事発注する場合

区分	金額
令和 7 年度事業費 (うち令和 7 年度事業費繰越翌債承認額)	100,000,000 円 (100,000,000 円)
債務負担行為額 (令和 8 年度分) ※	300,000,000 円

※令和 8 年度に協定を締結する場合は、「債務負担行為額 (令和 8 年度分)」を「令和 8 年度事業費」とする。

【記載例 2】(別記) 2 建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000m ³ / 日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和 7 年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(3) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落に伴う見積りの提出を求める方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、J S の請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第 18 条、第 19 条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款 (昭和 25 年中央建設業審議会決定) (抄)
(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～3 略

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5) 繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(6) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 工事用地の確保等（標準協定5条関係）

(1) 委託団体の実施事項

J Sが行うのは、建設工事の施行そのものです。工事用地等の関係者との調整及び損失補償に係る一切の対応は委託団体で実施願います。J Sはこれらの問題について必要に応じて技術的な協力が可能な場合もあります。

なお、調査の結果に伴う損害補償に関しては、本協定第12条(一般的損害)、第13条(第三者に及ぼした損害)及び第14条(不可抗力による損害)において定めています。もちろんJSは損害が発生した場合に委託団体が行う調査に協力することになります。

(2) 追加調査を行った場合の負担

工事施工中に地盤の変動等による追加の調査を必要とした場合等については、委託団体の負担を求める場合があります。

6. 行政上の手続（標準協定6条関係）

(1) 委託団体による手続

建設工事を進めていくためには、いろいろな行政庁への手続が必要です。手続は次のようなものが考えられ、原則として、これらの関係機関協議や申請手続は委託団体において委託団体名で実施することとなりますが、J Sは必要に応じて協議資料や申請資料の作成等の補助を行います。

- ・河川法施行規則第15条に基づく工作物の新築等の許可申請

- ・水質汚濁防止法第5条に基づく特定施設の設置の届出
- ・消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の届出
- ・高圧ガス保安法第5条第2項に基づく高圧ガスの製造等の届出
- ・電気事業法第42条に基づく事業用電気工作物の設置の届出
- ・毒物及び劇物取締法第22条に基づく毒物又は劇物の取扱の届出
- ・道路法第32条に基づく道路の占用許可申請
- ・土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更が行われる場合等の届出
- ・その他の諸法令に基づく届出、申請

(2) 発生物件の取り扱い

改築更新工事等で発生する有価物は委託団体に引渡すこととしております。

改築更新工事等で発生する撤去した機械設備等の有価物の売却処分については、委託団体において、地方自治法及び補助金適正化法等に基づき適切な手続きを行う必要があります。発生物件に関しては、地方自治法上の「公有財産」のうち「行政財産」に該当するため、売買等を行なうためには「普通財産」や「物品」に移管する必要があります。また、下水道施設の建設には補助金が入るため、その廃止・用途変更にも補助金適正化法上の手続きが必要となるものです。

ただし、アスベストを含有するなどの理由から有価物とならないものは産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と判断し廃棄処分をする場合があります。その際は、建設廃棄物として工事の中で処分可能です。

(3) 住民等に対する説明

委託団体が主催する説明会へJ Sが参加し、工事の施工等の説明を行う必要がある場合は、相談してください。

7. 事業費の支払い（標準協定7条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)工事請負契約の締結、(イ)工事請負契約に基づく受注者からの前金払及び中間前金払の請求、(ウ)既済部分検査、(エ)一部完成検査並びに(オ)完成検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(ア)前払金、(イ)中間前払金、(ウ)部分払金、(エ)一部完成検査、(オ)完成払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。既済部分検査、完成検査時の請求については検査日決定後、債務工事の請求については年度開始後（前年度が繰越となった場合には繰越工事等完了後）、管理諸費の請求については原則として年2回（受注者との契約時期によっては年1回）行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への請負代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J Sが受注者に支払う工事費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J Sと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）を最初の直接費の請求時期に請求し、残額については10月中に請求することとしています。ただし、最初の請求が11月以降となる場合には、最初の請求時期に当該年度分全額をまとめて請求することとし

ています。

この管理諸費については、当該工事が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第7条第3項に明記しています。

なお、中間前金払の可否や率については、委託団体に確認の上、協定で定めることとしています。

8. 工事目的物の引渡し等（標準協定8条関係）

(1) 建設工事の全部又は一部

建設工事の一部とは、本協定に関しJ Sが2以上の工事請負契約を締結する場合においては、1つの工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部を指します。例えば土木、機械、電気の工事を含めた協定を締結し、そのうち土木の工事目的物が先に完成した場合、土木の工事目的物を先に引渡します。また、土木工事の内、一部(指定部分)が完成した場合、土木工事全体に先立ち一部(指定部分)を引渡します。その際は、事前に説明を行うこととしています。

(2) 完成認定の実施方法

J Sが受注者へ発注した際の検査事務は、第2条第2項第3号に基づき、J Sが行いますが、原則として委託団体職員が立ち会い「完成認定」も同時に実施する方法で検査を行い、同日付で引渡しますので、J Sが検査を行う際には委託団体の職員の派遣をお願いしています。ただし、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、J Sが委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができますので、ご相談ください。

(3) 完成検査日と完成認定日の関係

建設工事が完成し、J Sが受注者から工事目的物の引渡しを受けた際には、同日付をもって当該施設を委託団体に引渡しをしています。同一の日の引渡しであってもJ Sへ引き渡されてから委託団体の完成認定までの間は、施設使用等に伴うJ Sの責めに帰すべき原因によるもの以外の損害等の発生に係る補修については、本協定第12条又は第14条の規定に基づき対応することとなります。なお、工事完成から委託団体への引渡しまでは、J Sが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(4) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J Sから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、建設工事の一部(指定部分)完成の場合は、当該建設工事が完成するまで、引続き契約不適合責任についてJ Sが保有させていただきます。

なお、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修補等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J Sの県事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

(5) 会計検査院の検査

J Sに委託した工事における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、J Sが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第47条）。

○日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）（抄）

（会計検査院の検査）

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

9. 事業費の精算（標準協定9条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく建設工事の全てが完了した後に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書(公印省略)により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（工事費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第4条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

10. 建設業者との工事請負契約等（標準協定 11 条関係）

(1) 請負契約に関する工事契約概要通知

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、請負契約に関する概要として工事契約概要書（工事名、契約年月日、工期、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 本工事費の内訳等

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、本工事費の内訳等として工事設計書（様式—1）、本工事内訳書（総括）（様式—2）〈土木、機械及び電気〉、本工事費内訳書（様式—3）〈建築〉及び図面等を支社長名の文書（公印省略）で、工事請負契約後にお渡しします。

(3) 違約金の率

本協定第11条第2項第1号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(4) 遅延利息の率

本協定第11条第2項第2号の契約建設業者が違約金をJ Sが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設業者と締結する工事請負契約書には、当該工事に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた工事請負契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 上乗せの違約金の率

本協定第11条第2項第5号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

11. 秘密保持（標準協定 23 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式—3〈機械及び電気〉及び様式—5〈土木、建築、機械及び電気〉については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

4 標準協定文に関する達 実施設計協定

標 準 協 定 6

●年度【施設の名称】の実実施設計の作成委託に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の実実施設計（以下「本実施設計」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（実施設計の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、本実施設計に関する業務（以下「本実施設計業務」という。）を委託し、受託者は、本協定、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に係る図書等（以下「図書等」という。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本実施設計業務を履行するものとする。

[注] 流域下水道の場合は、「第4条第1項」を「第25条の23第1項」とし、都市下水路の場合は、「下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第60条第1項」とする。

2 受託者が行う本実施設計業務の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本実施設計の発注
- 二 本実施設計の設計管理
- 三 本実施設計の検査

3 受託者が行う本実施設計業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

4 図書等を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完成期限）

第3条 本実施設計業務の完了期限は、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完了期限までに本実施設計業務を完了させるため、必要な予算の計上（本実施設計に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

3 第1項の完了期限は、図書等の変更、入札の不調又は不落、本実施設計業務委託契約（第10条1項に定義する。以下同じ。）に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条 本実施設計業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**、***、***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*、***、***円）とする。なお、本事業費は、本実施設計業務委託契約に基づく業務委託料（以下「本業務委託料」という。）及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

2 図書等の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本実施設計業務の対象又は範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第5条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

- 一 受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本実施設計業務委託契約の締結、②本実施設計業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本実施設計業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該実施設計業務委託契約に定める本業務委託料の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。
- 二 委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本実施設計業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（成果物の引渡し）

第6条 受託者は、本実施設計業務の全部又は一部（二以上の本実施設計業務委託契約を締結する場合においては、一つの本実施設計業務委託契約の対象となる実施設計をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本実施設計業務委託契約に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

- 2 委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条 受託者は、本実施設計業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

（報告）

第9条 委託者は、本実施設計業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約等）

第10条 受託者は、本実施設計業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本実施設計業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本実施設計業務を実施させるものとする。受託者は、本実施設計業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、本実施設計業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。
 - 一 本建設コンサルタント（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。
 - イ 本実施設計業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、

又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本実施設計業務委託契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本実施設計業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 本実施設計業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

二 本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三 本建設コンサルタントは、本実施設計業務委託契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四 受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、受託者に本実施設計業務委託契約に係る施設の実施設等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五 第1号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注] 委託団体との協議により第1号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削り、第2号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。

3 受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

4 受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第2項第2号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

(一般的損害)

第11条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本実施設計業務を行うにつき生じた損害（次条又は第13条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 本実施設計業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

2 前項の規定にかかわらず、本実施設計業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本実施設計業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第13条 成果物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、凶書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本実施設計業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本実施設計業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本実施設計業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が本実施設計業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本実施設計業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント(共同企業体にあつては、その構成員をいう。)がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- イ 役員等(本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本実施設計業務委託契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第17条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第19条 委託者は、本協定が本実施設計業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第6条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、第5条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本実施設計業務を完了することができないとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第21条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第17条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第 22 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本実施設計業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 23 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 24 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 25 条 本協定は、第 8 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 20 条から第 22 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 26 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

本実施設計業務の対象及び範囲

1 本実施設計業務の対象

(1) 終末処理場

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道 終末処理場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部____流式)
処理方式 _____法
処理能力 全体 _____ m^3 /日
今回 _____ m^3 /日

(2) ポンプ場

名 称 【地方公共団体の名称】 ポンプ場
位 置 【所在地】
排除方式 _____流式 (一部 _____流式)
処理能力 全体 _____ m^3 /分又は秒
今回 _____ m^3 /分又は秒

(3) 管渠

名 称 【地方公共団体の名称】 公共下水道 _____管渠
位 置 起点【所在地】 終点【所在地】
延 長 _____m

2 本実施設計業務の範囲

[基本設計及び●●に関する詳細設計]

4-2 委託協定補足説明事項書 実施設計協定用

標準協定6 (実施設計) 委託協定前補足説明事項書

この「実施設計委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定6(実施設計標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団(以下「JS」という。)が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令(補助金適正化法等)等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

JSと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており(コメンタール民法)、実施設計の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJSに委託された実施設計等について善良なる管理者の注意(善管注意義務)をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の実実施設計に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、JSの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJSは対等な立場で締結することとしています。

(2) 実施設計協定の協定締結方法

実施設計協定は、実施設計を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結することになります。なお、同一年度に複数の実施設計をまとめて1本の協定とすることもできなくはありません。

2. 実施設計の委託(標準協定2条関係)

(1) 受託者(JS)が行う業務内容

実施設計について、JSは下水道法及びJS内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

JSに委託した実施設計における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、JSが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます(日本下水道事業団法第47条)。

○日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)(抄)

(会計検査院の検査)

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

JSが実施設計を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJSの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等の際に委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

3. 完了期限(標準協定3条関係)

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、実施設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間

のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。

このため、状況に応じて実施設計発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 実施設計期間等の協議

実施設計が期限内に完了しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完了期限を変更する協定を締結する、(イ)完了期限内に完了させるため、実施設計の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による実施設計の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第3条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになります。

4. 事業費（標準協定4条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、実施設計中に図書等の変更が行われ、実施設計に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払（標準協定5条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)実施設計業務委託契約の締結、(イ)実施設計業務委託契約に基づく受注者からの前金払の請求、(ウ)完成(完了)検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(イ)前払金、(ウ)完了払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年2回(受注者との契約時期によっては年1回)行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J S が受注者に支払う業務委託費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J S と受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の 50%（端数処理によっては 50%以内）を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該実施設計業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第 5 条第 2 号に明記しています。

6. 成果物の引渡し等（標準協定 6 条関係）

(1) 完成認定の実施方法

J S が受注者へ発注した際の検査事務は、第 2 条第 2 項第 3 号に基づき、J S が行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体は J S から申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。委託団体が引渡しを受けることにより、仮にその後、建設工事を J S に委託する場合、「指示する設計図書」の内容が実施設計の成果物と同じであっても委託団体からの指示ということとなります。なお、委託団体への引渡しまでは、J S が契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J S から引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J S の P M 部等に必要に応じて相談することも可能です。

7. 著作権の譲渡（標準協定 7 条関係）

(1) J S が成果物を引渡し際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、J S の承諾を得てからのみ公表できると規定しており、例えば不特定多数の人を対象とした発信（記者発表、ホームページ等への掲載）をする場合に J S に対して事前承諾をしていただく必要が生じます。

8. 事業費の精算（標準協定 8 条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく実施設計の全てが完了した後（事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後）に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書（公印省略）により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第 4 条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

9. 建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定 10 条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第 10 条第 2 項第 1 号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を

確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第10条第2項第2号の契約建設コンサルタントが違約金をJ Sが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該実施設計に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 上乗せの違約金の率

本協定第10条第2項第5号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

10. 秘密保持（標準協定22条関係）

(1) 貸与情報の貸与

J S保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

5 標準協定文に関する達 計画設計協定

標 準 協 定 7

●年度【地方公共団体の名称】公共下水道にかかる●●計画の策定委託に関する協定

【地方公共団体の名称】(以下「委託者」という。)と日本下水道事業団(以下「受託者」という。)とは、【地方公共団体の名称】●●下水道にかかる●●計画の策定について、以下のとおりこの協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(実施設計の委託)

第2条 委託者は、受託者に対し、本●●計画策定に関する業務(以下「本計画策定業務」という。)を委託し、受託者は、本協定、都市計画法(昭和43年法律第100号)、下水道法(昭和33年法律第79号)その他関係法令及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本計画策定業務を履行するものとする。

2 受託者が行う本計画策定業務の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本●●計画策定の発注
- 二 本●●計画策定の設計管理
- 三 本●●計画策定の検査

3 受託者が行う本計画策定業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

4 本計画策定業務の内容を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

(完成期限)

第3条 本計画策定業務の完了期限は、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完了期限までに本計画策定業務を完了させるため、必要な予算の計上(本計画策定業務に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。)に努めるものとする。

3 第1項の完了期限は、入札の不調又は不落、本計画策定業務委託契約(第10条第1項に定義する。以下同じ。)に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

(事業費)

第4条 本計画策定業務に係る費用(以下「本事業費」という。)は、金**,**,***円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*,**,**円)とする。なお、本事業費は、本計画策定業務委託契約に基づく業務委託料(以下「本業務委託料」という。)及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費(以下「管理諸費」という。)を合計した額とする。

2 設計書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本計画策定業務の対象又は範囲を変更するものとする。

(事業費の支払)

第5条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

- 一 受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本計画策定業務委託契約の締結、②本計画策定業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本計画策定業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該計画策定業務委託契約に定める本業務委託料の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。
- 二 委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本計画策定業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（成果物の引渡し）

第6条 受託者は、本計画策定業務の全部又は一部（二以上の本計画策定業務委託契約を締結する場合においては、一つの本計画策定業務契約の対象となる計画策定をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本計画策定業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

- 2 委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条 受託者は、本計画策定業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

（報告）

第9条 委託者は、本計画策定業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約等）

第10条 受託者は、本計画策定業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本計画策定業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本計画策定業務を実施させるものとする。受託者は、本計画策定業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、本計画策定業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

- 一 本建設コンサルタント（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

- イ 本計画策定業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第7条の

2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本計画策定業務委託契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本計画策定業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ 本計画策定業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

二 本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三 本建設コンサルタントは、本計画策定業務委託契約の履行を理由として、第1号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四 受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、受託者に本計画策定業務委託契約に係る事業計画等を委託した地方公共団体等に、第1号に定める違約金及び第2号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五 第1号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

[注] 委託団体との協議により第1号の違約金の率を予め定めない場合は、第1号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削り、第2号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。

3 受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

4 受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第2項第2号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第11条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本計画策定業務を行うにつき生じた損害（次条又は第13条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第12条 本計画策定業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しな

なければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本計画策定業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本計画策定業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第13条 成果物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本計画策定業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本計画策定業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本計画策定業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が本計画策定業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本計画策定業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント(共同企業体にあつては、その構成員をいう。)がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- イ 役員等(本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本計画策定業務委託契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 第 14 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 17 条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 18 条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 19 条 委託者は、本協定が本計画策定業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第 6 条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、第 5 条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 20 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本計画策定業務を完了することができないとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第 21 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 17 条の規定により本協定が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第 22 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開示した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本計画策定業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 23 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 24 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 25 条 本協定は、第 8 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 20 条から第 22 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 26 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】(印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】(印)

(別記)

記載例 (事業計画の場合)

本計画策定業務の対象及び範囲

1 事業計画
面積

_____ヘクタール

5-2 委託協定補足説明事項書 計画設計協定用

標準協定7 計画設計委託協定前補足説明事項書

この「計画設計委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定7(計画設計標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団(以下「JS」という。)が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令(補助金適正化法等)等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

JSと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており(コンメンタール民法)、実施設計の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJSに委託された計画設計等について善良なる管理者の注意(善管注意義務)をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の計画設計に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、JSの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJSは対等な立場で締結することとしています。

(2) 計画設計協定(複数の計画設計がある場合も含む)の協定締結方法

計画設計(基本構想、事業計画、浸水対策計画及び各種下水道計画を指し、技術的援助に分類されるものを除く。以下同じ。)協定は、計画設計を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を1回締結することになります。なお、同一年度に複数の計画設計をまとめて1本の協定とすることもできなくはありません。

2. 計画設計の委託(標準協定2条関係)

(1) 受託者(JS)が行う業務内容

計画設計について、JSは都市計画法、下水道法及びJS内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

JSに委託した計画設計における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、JSが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます(日本下水道事業団法第47条)。

○日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)(抄)
(会計検査院の検査)

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

JSが計画設計を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してJSの会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

3. 完了期限(標準協定3条関係)

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、計画設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。このため、状況に応じて計画設計発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 計画設計が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完了期限を変更する協定を締結する、(イ)完了期限内に完了させるため、計画設計の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあります。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による計画設計の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第3条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになります。

4. 事業費（標準協定4条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、計画設計中に図書等の変更が行われ、計画設計に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払（標準協定5条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)計画設計業務委託契約の締結、(イ)計画設計業務委託契約に基づく建設コンサルタント業者からの前金払の請求、(ウ)完成(完了)検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(イ)前払金、(ウ)完了払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年2回(受注者との契約時期によっては年1回)行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J S が受注者に支払う業務委託費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J S と受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の 50%（端数処理によっては 50%以内）以内を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該計画設計業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第 5 条第 2 号に明記しています。

6. 成果物の引渡し等（標準協定 6 条関係）

(1) 完成認定の実施方法

J S が受注者へ発注した際の検査事務は、第 2 条第 2 項第 3 号に基づき、J S が行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体は J S から申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。なお、委託団体への引渡しまでは、J S が契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J S から引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J S の設計部等に必要に応じて相談することも可能です。

7. 著作権の譲渡（標準協定 7 条関係）

(1) J S が成果物を引渡す際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、J S の承諾を得てからのみ公表できると規定しており、例えば不特定多数の人を対象とした発信（記者発表、ホームページ等への掲載）をする場合に J S に対して事前承諾をしていただく必要が生じます。

8. 事業費の精算（標準協定 8 条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく計画設計の全てが完了した後、事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書（公印省略）により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの計画設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。

この場合、本協定第 4 条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

9. 建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定 10 条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第 10 条第 2 項第 1 号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第 10 条第 2 項第 2 号の契約建設コンサルタントが違約金を J S が指定する期間内に支払わ

ない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該計画設計に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 上乗せの違約金の率

本協定第10条第2項第5号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

10. 秘密保持（標準協定22条関係）

(1) 貸与情報の貸与

J S保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

6 標準協定文に関する達 技術的援助協定

標 準 協 定 9

●年度【地方公共団体の名称】公共下水道●●計画の作成委託に関する技術的援助協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、●●計画の作成委託に関する技術的援助（以下「本技術的援助」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道に関し、各種の計画策定支援等の●●計画業務を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（●●計画業務の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、●●計画に関する業務（以下「本技術的援助業務」という。）を委託し、受託者は、本協定、下水道法（昭和33年法律第79号）第5条の事業計画に定めるべき事項及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本技術的援助業務を履行するものとする。

[注] 流域下水道の場合は、「第5条」を「第25条の24」とし、都市下水路の場合は、「下水道法（昭和33年法律第79号）第5条」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第60条第2号」とする。

2 受託者が行う本技術的援助業務の内容は、以下のとおりとする。

- 一 本技術的援助の発注
- 二 本技術的援助の●●計画策定管理
- 三 本技術的援助の検査

3 受託者が行う本技術的援助業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

4 本技術的援助業務の内容等を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完成期限）

第3条 本技術的援助業務の完了期限は、●年●月●日とする。

2 委託者は、前項の完了期限までに本技術的援助業務を完了させるため、必要な予算の計上（本技術的援助に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

3 第1項の完了期限は、計画内容等の変更、入札の不調又は不落、本技術的援助業務委託契約（第10条1項に定義する。以下同じ。）に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条 本技術的援助業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**、***、***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*、***、***円）とする。なお、本事業費は、本技術的援助業務委託契約に基づく業務委託料（以下「本業務委託料」という。）及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

2 計画内容等の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本技術的援助業務の対象又は範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第5条 委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

- 一 受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本技術的援助業務委託契約の締結、②本技術的援助業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本技術的援助業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該技術的援助業務委託契約に定める本業務委託料の●%以内に相当する額及び管理諸費を合算した額とする。
- 二 委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本技術的援助業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする

（成果物の引渡し）

第6条 受託者は、本技術的援助業務の全部又は一部（二以上の本技術的援助業務委託契約を締結する場合においては、一つの本技術的援助業務委託契約の対象となる技術的援助業務をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本技術的援助業務委託契約に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

- 2 委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- 2 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条 受託者は、本技術的援助業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、受託者は無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

- 2 委託者は、前項に基づく受託者からの精算報告の結果を確認するものとする。

（報告）

第9条 委託者は、本技術的援助業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの技術的援助業務委託契約等）

第10条 受託者は、本技術的援助業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本技術的援助業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本技術的援助業務を実施させるものとする。受託者は、本技術的援助業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、本技術的援助業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

- 一 本建設コンサルタント（共同企業体にあつては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

- イ 本技術的援助業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。
- ロ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本技術的援助業務委託契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ハ 上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本技術的援助業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ニ 本技術的援助業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 二 本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。
- 三 本建設コンサルタントは、本技術的援助業務委託契約の履行を理由として、第 1 号に定める違約金の支払を免れることができないこと。
- 四 受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、委託者に、第 1 号に定める違約金及び第 2 号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。
- 五 第 1 号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。
- [注] 委託団体との協議により第 1 号の違約金の率を予め定めない場合は、第 1 号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削り、第 2 号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。
- 3 受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。
- 4 受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第 2 項第 2 号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。
- 5 受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

(一般的損害)

第 11 条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本技術的援助業務を行うにつき生じた損害（次条又は第 13 条第 1 項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）

については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 本技術的援助業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

2 前項の規定にかかわらず、本技術的援助業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本技術的援助業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

(不可抗力による損害)

第13条 成果物の引渡し前に、天災等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、計画内容等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本技術的援助業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本技術的援助業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本技術的援助業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

- 一 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 二 受託者が本技術的援助業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。
- 四 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
- 七 本技術的援助業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント(共同企業体にあつては、その構成員をいう。)がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- イ 役員等(本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をい

う。以下この条において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 八 受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本技術的援助業務委託契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による本協定の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第17条 受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第19条 委託者は、本協定が本技術的援助業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第6条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、第5条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

(委託者の損害賠償請求等)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 正当な理由なく、完了期限内に本技術的援助業務を完了することができないとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第21条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委

託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 17 条の規定により本協定が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(秘密保持)

第 22 条 委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

2 委託者及び受託者は、本技術的援助業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

(端数計算)

第 23 条 金銭の計算において、1 円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

(協定の変更)

第 24 条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

(有効期間)

第 25 条 本協定は、第 8 条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条第 3 項及び第 4 項、第 20 条から第 22 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

(協議事項)

第 26 条 本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

____年____月____日

委託者 【住所】

【地方公共団体の名称】

【役職】 【氏名】 (印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】 (印)

(別記)
記載例

本技術的援助業務の対象及び範囲

1 本技術的援助業務の対象

(1) 終末処理場、ポンプ場、管渠等

名 称

位 置 【所在地】

2 本技術的援助業務の範囲

●●計画(調査)

●●計画(計画策定)

6-2 委託協定補足説明事項書 業務委託を伴う技術的援助協定用

標準協定 9 技術的援助委託協定前補足説明事項書

この「技術的援助委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定 9 (技術的援助標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「J S」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

J S と地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、技術的援助の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体から J S に委託された技術的援助等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の技術的援助に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、J S の業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体と J S は対等な立場で締結することとしています。

(2) 技術的援助協定の協定締結方法

技術的援助協定は、技術的援助を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を 1 回締結することになります。なお、同一年度に複数の業務委託を伴う技術的援助をまとめて 1 本の協定とすることもできなくはありません。

2. 技術的援助の委託（標準協定 2 条関係）

(1) 受託者（J S）が行う業務内容

技術的援助について、J S は下水道法及び J S 内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

J S に委託した技術的援助における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、J S が受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条）。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）

（会計検査院の検査）

第 47 条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 地域特性等を考慮した入札・契約手続きの実施

J S が技術的援助を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立して J S の会計規程等に基づき行われます。なお、発注等に際し委託団体からの要望等がある場合は、協議することとしています。

3. 完了期限（標準協定 3 条関係）

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、技術的援助内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。

このため、状況に応じて技術的援助発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

入札不調対策として、計画設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。このため、状況に応じて計画設計発注前に繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 技術的援助が期限内に完了しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ア)完了期限を変更する協定を締結する、(イ)完了期限内に完了させるため、技術的援助の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあります。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による技術的援助の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第3条第3項の規定により、委託団体とJ Sが協議して、この協定を変更することになります。

4. 事業費（標準協定4条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、技術的援助中に図書等の変更が行われ、技術的援助に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

5. 事業費の支払（標準協定5条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、J Sの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、J Sが委託団体に協議した資金計画に基づき、J Sから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がJ Sに支払うものとしています。

① J Sの支払いの原因となる事実

J Sと受注者との(ア)技術的援助業務委託契約の締結、(イ)技術的援助業務委託契約に基づく受注者からの前金払の請求、(ウ)完成(完了)検査です。これによりJ Sは受注者に対し、(イ)前払金、(ウ)完了払金を支払う必要が生じます。

② 費用の請求時期と納期

J Sの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から30日以内に支払をしていただきます。

完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年2回（受注者との契約時期によっては年1回）行います。

③ 前金払

J Sが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、J Sから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、J Sが受注者に支払う業務委託費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、J Sと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の50%（端数処理によっては50%以内）を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該技術的援助業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いただくことが標準協定第5条第2号に明記しています。

6. 成果物の引渡し等（標準協定6条関係）

(1) 完成認定の実施方法

J Sが受注者へ発注した際の検査事務は、第2条第2項第3号に基づき、J Sが行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体はJ Sから申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。委託団体が引渡しを受けることにより、なお、委託団体への引渡しまでは、J Sが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、J Sから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、J Sの設計部等に必要に応じて相談することも可能です。

7. 著作権の譲渡（標準協定7条関係）

(1) J Sが成果物を引渡す際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、J Sの承諾を得てからのみ公表できると規定しており、例えば不特定多数の人を対象とした発信（記者発表、ホームページ等への掲載）をする場合にJ Sに対して事前承諾をいただく必要が生じます。

8. 事業費の精算（標準協定8条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく技術的援助の全てが完了した後（事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後）に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書（公印省略）により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの計画設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第4条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

9. 建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定10条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第10条第2項第1号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第10条第2項第2号の契約建設コンサルタントが違約金をJ Sが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてJ Sが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該技術的援助に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（抄）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第8条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

10. 秘密保持（標準協定22条関係）

(1) 貸与情報の貸与

J S保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に支社長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

7 標準協定文に関する達 技術的援助協定（AMDBの利用）

標 準 協 定 9-3

●年度【地方公共団体の名称】公共下水道にかかる技術的援助（AMDBの利用）に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【地方公共団体の名称】●●下水道にかかる技術的援助（アセットマネジメントデータベースシステム（以下「AMDB」という。）の利用）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、委託者は本協定の締結により、「日本下水道事業団のAMDB利用規約」（以下「AMDB利用規約」という。）に同意したものとする。

（目的）

第1条 本協定は、委託者が【地方公共団体の名称】公共下水道の適切な維持管理を図るため、受託者からAMDBの利用に関する技術的援助を受けることにより、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（技術的援助の委託）

第2条 委託者は、受託者に対し、本技術的援助（AMDBの利用）に関する業務（以下「本技術的援助業務」という。）を委託し、受託者は、本協定その他関係法令及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本技術的援助業務を履行するものとする。

2 受託者が行う本技術的援助業務の内容及び範囲は、別記のとおりとする。

（委託期間）

第3条 本技術的援助業務の委託期間は、●年●月●日から●年●月●日までとする。

（利用料金）

第4条 本技術的援助業務に係る費用（以下「利用料金」という。）は、金**、***、***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*、***、***円）とする。

（利用料金の支払）

第5条 委託者は、受託者から利用料金の請求に従い、支払うものとする。この場合において、委託者は当該請求の日から30日後の日までに受託者に支払うものとする。

（報告）

第6条 受託者は、本技術的援助業務の履行状況について、AMDB利用規約に基づき委託者へ報告するものとする。

（解除及び損害賠償請求等）

第7条 委託者又は受託者は、相手方が本協定又はAMDB利用規約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定の解除及び損害の賠償を請求することができる。

（端数計算）

第8条 金銭の計算において、1円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第9条 本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、第5条に基づく支払いが完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

2 前項の規定にかかわらず、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第11条 本協定及びAMDB利用規約に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

委託者 【住所】
【地方公共団体の名称】
【役職】 【氏名】 (印)

受託者 【住所】
日本下水道事業団
理事長 【氏名】 (印)

（別記）
（記載例）

技術的援助業務の内容及び範囲

1 業務内容及び範囲

「AMDB利用規約」第4条第●号ロに規定する業務 一式

[注] 「AMDB利用規約」第4条のうち該当する業務範囲（第一号又は第二号）を選択し、該当する号数を●に記入し、該当しない号については本協定文から削除する。

7-2 委託協定補足説明事項書 AMD B利用技術的援助協定用

標準協定9-3 技術的援助（AMDB用）委託協定前補足説明事項書

この「技術的援助委託協定前補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定9-3（AMDB利用協定）」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「JS」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

1. 委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

JSと地方公共団体間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、技術的援助の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からJSに委託された技術的援助等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。

また委託協定は、JSの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体間での基本的事項を取り決めており、委託団体とJSは対等な立場で締結することとしています。

(2) 技術的援助協定の協定締結方法

この技術的援助協定は、AMDBを利用するために年度毎に締結することになります。このため、同一年度に他の技術的援助とまとめて1本の協定とすることはできず、他の技術的援助協定がある場合は、別の技術的援助協定を締結する必要があります。

(3) 利用規約

利用規約については、JSのAMDBウェブサイトのログイン画面により周知しています。ただし、初めてAMDBを利用しようとする場合、JSとの協定締結前は確認することができないことから、別添の利用規約（参照）で確認していただくこととなります。なお、利用規約は、AMDBの利用期間中に変更することがあります。

2. 技術的援助の委託（標準協定2条関係）

(1) 受託者（JS）が行う業務内容

技術的援助について、JSは下水道法及びJS内部規定に基づいて、その委託の範囲内においてAMDBを提供することとしています。

3. 委託期間（標準協定3条関係）

AMDBの利用期間は、原則として毎年度4月1日から翌年3月31日までとなります。

4. 利用料金（標準協定4条関係）

(1) 利用料金の算定及び変更

AMDBの利用内容により利用料金を算定します。年度途中から利用を開始した場合であっても、当該年度の利用料金は年間利用料金となります。利用途中で内容の見直し・変更等がある場合は、協定変更の協議を行います。

(2) 利用料金を変更したときの予算措置等

委託内容の変更に伴い利用料金を増額させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。ただし、内容変更に伴い減額させる場合の費用については、日割り計算による減額や返還はいたしません。

5. 利用料金の支払(標準協定5条関係)

(1) 利用料金の支払方法

利用料金の支払いについては、原則として年1回、協定期限の3月に行います。請求金額は請求日から30日以内に支払をしていただきます。

6. 報告(標準協定6条関係)

履行状況については、AMDB利用規約に基づき報告します。

7. 協定の変更(標準協定9条関係)

AMDBの利用内容を変更する場合は、変更協議を行います。ただし、利用規約に伴う変更については、協定の変更の対象外とさせていただきます。

8. 協定の委託者、受託者の役職・氏名 欄

委託者については、AMDB協定締結の管理責任者の役職・氏名となります。

(例えば、〇〇市〇〇浄化センター長等)

受託者(J S)については、理事長の職にある者となります。

※ 標準協定9-3 AMDB利用協定のための「日本下水道事業団のAMDB利用規約」につきましては、日本下水道事業団のホームページのAMDB利用規約をご参照願います。

関連規定

目次

1	日本下水道事業団法	119
2	日本下水道事業団業務方法書	128
3	日本下水道事業団受託業務取扱規程	138
4	受託業務費用負担細則	143
5	管理諸費算定要領	147
6	日本下水道事業団受託業務引渡要領	148
7	日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領	164
8	日本下水道事業団災害支援業務取扱規程（抄）	177
9	日本下水道事業団水道施設災害支援業務取扱規程（抄）	180
10	協定締結事務処理等に関する達	183
11	受託費請求取扱要領	198
12	災害支援協定の標準協定文に関する達	208
13	水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達	213

1 日本下水道事業団法

〔昭和47年5月29日〕
法律第41号

下水道事業センター法をここに公布する。

日本下水道事業団法

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 設立（第8条—第12条）
- 第3章 管理（第13条—第25条）
- 第4章 業務（第26条—第28条）
 - 第1節 業務の範囲等（第26条—第29条）
 - 第2節 特定下水道工事（第30条—第36条）
- 第5章 財務及び会計（第37条—第48条）
- 第6章 監督（第49条・第50条）
- 第7章 補則（第51条—第52条）
- 第8章 罰則（第53条—第55条）

第1章 総則

（目的）

第1条 日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

（法人格）

第2条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（数）

第3条 事業団は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第4条 事業団の資本金は、その設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とする。

- 2 事業団は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。
- 4 地方公共団体は、事業団に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。
- 5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称)

第5条 事業団は、その名称中に日本下水道事業団という文字を用いなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(登記)

第6条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第7条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、事業団について準用する。

第2章 設立

(発起人)

第8条 事業団を設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び下水道又は下水道事業について学識経験のある者15人以上が発起人となり、定款を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 国土交通大臣は、第1項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 発起人は、第1項の認可を受けたときは、地方公共団体に対して、事業団に対する出資を募集しなければならない。

第9条 削除

(設立の認可等)

第10条 発起人は、第8条第4項の規定による募集が終わったときは、国土交通大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(事務の引継ぎ)

第11条 発起人は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があった日において、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第12条 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

第3章 管理

(定款)

第13条 事業団は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員の定数、任期、選任方法その他役員に関する事項
- 六 評議員及び評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 定款の変更は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第14条 事業団に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

(役員職務及び権限)

第15条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、事業団の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

(役員欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。ただし、第1号に該当する者が非常勤の理事となるときは、この限りでない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第17条 事業団は、役員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員選任及び解任)

第18条 役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 国土交通大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は事業団の業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、事業団に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
- 3 国土交通大臣は、役員が第16条各号のいずれかに該当するに至つた場合において事業団がその役員を解任しないとき、又は事業団が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

(役員兼職禁止)

第 19 条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第 20 条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第 21 条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第 22 条 事業団に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、定款で定める数の評議員をもつて組織する。
- 3 評議員は、事業団に出資した地方公共団体の長、知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び下水道又は下水道事業について学識経験を有する者の中から、国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(評議員会の権限)

第 23 条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 役員を選任及び解任
 - 三 業務方法書の作成及び変更
 - 四 予算及び決算
 - 五 事業計画の作成及び変更
 - 六 その他定款で定める事項
- 2 評議員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

(職員の任命)

第 24 条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第 25 条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第 4 章 業務

第 1 節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第 26 条 事業団は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設（以下「終末処理場等」という。）の建設を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。
 - イ 浸水被害（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 9 号に規定する浸水被害をいう。）が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきもの

- ロ その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められるもの
- 三 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。
- 四 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設、ポンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設（下水道法第 25 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する協定雨水貯留施設をいう。）の維持管理を行うこと。
- 五 災害時維持修繕協定（下水道法第 15 条の 2（同法第 25 条の 30 及び第 31 条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第 2 項において同じ。）に基づき、協定下水道施設（同法第 15 条の 2 第 1 号に規定する協定下水道施設をいう。）の維持又は修繕に関する工事を行うこと。
- 六 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。
- 七 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行い、並びに政令で定めるところにより、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を行うこと。
- 八 下水道及び除害施設に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行い、並びにそれらの成果の普及を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 十 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、特別の法律により設立された法人の委託に基づき、終末処理場等の建設を行い、並びに下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助を行うこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な業務
- 2 事業団は、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。
 - 一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第八条に規定する業務
 - 二 下水道法第二十五条の十七に規定する業務
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条に規定する業務
- 3 事業団は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 39 条の 3 第 1 項も規定する業務を行うことができる。
- 4 事業団は、第 1 項第 1 号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法第 2 条の 2 第 1 項に規定する水質環境基準をいう。以下この項において同じ。）が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。
- 5 事業団は、第 1 項第 11 号に掲げる業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（下水道法第 22 条等の適用除外）

- 第 27 条** 下水道法第 22 条（同法第 25 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者（同法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）又は流域下水道管理者（同法第 25 条の 23 第 1 項に規定する流域下水道管理者をいう。以下同じ。）が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合には、適用しない。
- 2 下水道法第 22 条第 2 項（同法第 25 条の 30 において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。

（業務方法書）

- 第 28 条** 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

(国及び地方公共団体の配慮)

第 29 条 国及び地方公共団体は、事業団の業務の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

第 2 節 特定下水道工事

(特定下水道工事の代行)

第 30 条 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者(下水道法第 27 条第 1 項に規定する都市下水路管理者をいう。第 36 条において同じ。)である地方公共団体(以下「下水道管理団体」という。)から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第 26 条第 1 項第 2 号イ若しくはロに掲げる管渠(次条及び第 33 条において「特定下水道」という。)の建設に関する工事(以下「特定下水道工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第 3 条、第 25 条の 22 及び第 26 条の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 事業団は、前項の規定により特定下水道工事を行う場合には、政令で定めるところにより、下水道管理団体に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 下水道管理団体が第 1 項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の議会の議決を経なければならない。

4 事業団は、第 1 項の規定により特定下水道工事を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 事業団は、第 1 項の規定による特定下水道工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(事業団の意見の聴取)

第 31 条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第 4 条第 6 項の公共下水道の事業計画の変更、同法第 25 条の 23 第 7 項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第 27 条第 1 項の規定による公示事項の変更を行おうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かななければならない。

(特定下水道工事の廃止等)

第 32 条 事業団は、下水道管理団体の同意を得た場合でなければ、特定下水道工事を廃止してはならない。

2 第 30 条第 5 項の規定は、事業団が特定下水道工事を廃止した場合について準用する。

3 事業団が特定下水道工事を廃止したときは、当該特定下水道工事に要した費用の負担については、事業団が下水道管理団体と協議して定めるものとする。

(特定下水道及びその用に供する土地の権利の帰属)

第 33 条 第 30 条第 5 項の規定による特定下水道工事の完了の公告のあつた特定下水道及びその用に供する土地について事業団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定下水道を管理する下水道管理団体に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第 34 条 事業団が第 30 条の規定により特定下水道工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、下水道管理団体が自ら当該特定下水道工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該下水道管理団体に対し交付すべき負担金又は補助金は、事業団に交付するものとする。

- 3 前項の場合には、事業団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定の適用については、同法第2条第3項に規定する補助事業者等とみなす。
- 4 第1項の下水道管理団体は、同項の費用の額から第2項の負担金又は補助金の額を控除した額を事業団に支払わなければならない。
- 5 第1項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第35条 事業団が第30条第2項の規定により下水道管理団体に代わつてする処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条第3項の規定の適用については、事業団の上級行政庁とみなす。

(下水道法の適用)

第36条 第30条第2項の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に代わつてその権限を行う事業団は、下水道法第5章の規定の適用については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第37条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第38条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第39条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 事業団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第40条 事業団は、第38条に規定する認可を受け、又は前条第1項の規定による提出をしたときは、当該認可に係る予算及び事業計画に関する書類又は当該提出に係る財務諸表を、事業団に出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第41条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び下水道債券)

第42条 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は下水道債券を発行することができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 第1項の規定による下水道債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、下水道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 会社法（平成17年法律第86号）第705条第1項及び第2項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、下水道債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第43条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び下水道債券の償還計画をたてて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第44条 政府及び地方公共団体は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団の業務運営費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第45条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第46条 事業団は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（会計検査院の検査）

第47条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

（国土交通省令への委任）

第48条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第6章 監督

（監督）

第49条 事業団は、国土交通大臣が監督する。

- 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第50条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 補則

(解散)

第51条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(他の法令の準用)

第52条 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

第8章 罰則

第53条 第50条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団役員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第6条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第26条第1項から第3項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第39条の規定に違反して、財務諸表を提出せず、若しくはこれに添付すべき書類を添付せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき。
- 五 第45条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 六 第49条第2項の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

第55条 第5条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

2 日本下水道事業団業務方法書

〔昭和50年8月28日〕
規程第43号

(業務の執行)

第1条 日本下水道事業団(以下「事業団」という。)の業務は、日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令によるほか、この業務方法書の定めるところにより行うものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 事業団は、法第1条の目的を達成するため、業務の能率的かつ適正な運営に努めるものとする。

(下水道施設の建設)

第3条 事業団は、法第26条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、次の各号に掲げる下水道施設の建設を行うものとする。

- 一 終末処理場
- 二 終末処理場に直接接続する幹線管渠(かんきょ)
- 三 終末処理場以外の処理施設
- 四 ポンプ施設
- 五 浸水被害が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべき管渠
- 六 その建設が高度の技術を要する管渠又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められる管渠

(下水道施設の建設の業務実施方針)

第4条 事業団は、前条の業務を行うに当つては、水質環境基準が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある下水道施設の建設を優先して受託するとともに、委託地方公共団体における下水道事業の執行体制の状況を勘案して行うものとする。

- 2 前項によるほか、事業団は、下水道施設を緊急に整備する特別の事情があると認められるときは、これを受託することができるものとする。

(下水道施設の建設に関する協定)

第5条 事業団は、下水道施設の建設を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

- 2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 目的
 - 二 建設すべき施設の内容及びその範囲
 - 三 業務の開始及び完了の時期
 - 四 費用の額及びその受領方法
 - 五 業務の完了後の措置に関する事項
 - 六 委託地方公共団体において行うべき措置
 - 七 その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 事業団は、下水道施設の建設を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

- 2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 工事の施行に直接必要な工事請負費、原材料費その他の工事費

- 二 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 建設業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他建設業務の処理に伴い必要を生じた費用

(特定下水道工事の代行)

第6条の2 事業団は、法第26条第1項第3号の規定に基づき、法第4章第2節の規定による第3条各号に掲げる下水道施設の特定下水道工事を行うものとする。

(特定下水道工事の代行に関する協定)

第6条の3 事業団は、前条の特定下水道工事を行おうとするときは、下水道管理団体と当該特定下水道工事の代行に関する協定(以下「代行協定」という。)を締結するものとする。

2 代行協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 特定下水道工事を行う下水道施設の内容及びその範囲
- 三 特定下水道工事の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 特定下水道工事の完了後の措置に関する事項
- 六 下水道管理団体において行うべき措置
- 七 その他必要な事項

(費用の負担)

第6条の4 事業団は、第6条の2の特定下水道工事を行うときは、これに要する費用の額から法第34条第2項の負担金又は補助金の額を控除した額の費用を下水道管理団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、日本下水道事業団法施行令(昭和47年政令第286号)第6条第1項に規定する費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定下水道工事の実施に直接必要な工事請負費、原材料費その他の工事費(次条に規定する設置等の設計を行う場合にあつては、当該設計に直接必要な調査費、計画費その他の設計費を含む。)
- 二 工事の監督、検査その他特定下水道工事の実施のため必要とする人件費、旅費及び庁費(次条に規定する設置等の設計を行う場合にあつては、調査、積算その他当該設計を行うため必要とするものを含む。)
- 三 特定下水道工事の実施に係る業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他特定下水道工事の実施に係る業務の処理に伴い必要を生じた費用

(設置等の設計)

第7条 事業団は、法第26条第1項第4号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、下水道を設置し、又は改築する場合における設計(以下「設置等の設計」という。)を行うものとする。

(設置等の設計に関する協定)

第8条 事業団は、設置等の設計を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 設計の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第9条 事業団は、設置等の設計を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 設計を行うのに直接必要な調査費、計画費その他の設計費
- 二 調査、積算その他設計を行うため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 設計業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他設計業務の処理に伴い必要を生じた費用

(工事の監督管理)

第10条 事業団は、法第26条第1項第4号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、下水道を設置し、又は改築する場合における工事の監督管理（以下「工事の監督管理」という。）を行うものとする。

(工事の監督管理に関する協定)

第11条 事業団は、工事の監督管理を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 監督管理の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第12条 事業団は、工事の監督管理を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 二 監督管理業務の処理上必要とする一般管理費
- 三 その他監督管理業務の処理に伴い必要を生じた費用

(維持管理)

第13条 事業団は、法第26条第1項第4号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、次の各号に掲げる施設の維持管理を行うものとする。

- 一 終末処理場
- 二 終末処理場以外の処理施設
- 三 ポンプ施設
- 四 管渠
- 五 協定雨水貯留施設(下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の5第1項第1号に規定する協定雨水貯留施設をいう。)

(維持管理に関する協定)

第14条 事業団は、前条の施設の維持管理を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 維持管理の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期

- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 15 条 事業団は、第 13 条の施設の維持管理を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 施設の維持管理に直接必要な需用費、役務費その他の管理費
- 二 施設の運転、保全その他維持管理を行うため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 維持管理業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他維持管理業務の処理に伴い必要を生じた費用

(災害時維持修繕協定に基づく維持又は修繕に関する工事)

第 15 条の 2 事業団は、法第 26 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、災害時維持修繕協定(下水道法第 15 条の 2 (同法第 25 条の 30 及び第 31 条において準用する場合を含む。) に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条において同じ。) に基づく協定下水道施設(同法第 15 条の 2 第 1 号に規定する協定下水道施設をいう。) の維持又は修繕に関する工事を行うものとする。

(費用の負担)

第 15 条の 3 事業団は、前条の維持又は修繕に関する工事を行うときは、災害時維持修繕協定に基づき、これに要する費用を地方公共団体に負担させるものとする。

(技術的援助)

第 16 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、地方公共団体の委託を受けて、次の各号に掲げる事項に関する技術的援助を行うものとする。

- 一 下水道の整備に関する計画の策定
- 二 下水道の整備に関する事業の施行
- 三 下水道の維持管理

2 前項の技術的援助は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 事業団の職員で下水道の設計、工事の監督管理又は維持管理につき十分な知識及び経験を有する者を地方公共団体に派遣すること。
- 二 前号によるほか、前項各号に掲げる事項に関し、調査、企画、立案又は助言を行うこと。

(技術的援助に関する協定)

第 17 条 事業団は、下水道に関する技術的援助を受託しようとするときは、委託地方公共団体と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 技術的援助の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託地方公共団体において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 18 条 事業団は、下水道に関する技術的援助を行うときは、これに要する費用を委託地方公共団体に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 技術的援助の実施のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 二 技術的援助業務の処理上必要とする一般管理費
- 三 設計に係る技術的援助にあつては、設計を行うのに直接必要な調査費、計画費その他の設計費
- 四 その他技術的援助業務の処理に伴い必要を生じた費用

(技術者の養成及び訓練)

第 19 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、国又は地方公共団体の職員で下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練（以下「研修」という。）を行うものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、国又は地方公共団体の職員以外の者についても、研修を行うことができるものとする。

(研修の内容)

第 20 条 事業団が行う研修は、下水道の整備に関する計画の策定、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理、下水道の維持管理その他下水道に関する実務及び理論について行うものとする。

(研修料)

第 21 条 事業団は、研修を行うときは、研修生又はこれを派遣する者から研修料を徴収するものとする。

- 2 前項の研修料は、研修の実施に必要な費用の範囲内であらかじめ定めておくものとする。
- 3 理事長は、別に定めるところにより研修料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(技術検定)

第 22 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、設置等の設計、工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定（以下「技術検定」という。）を行うものとする。

- 2 事業団は、技術検定を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項をあらかじめ官報に公告するものとする。
 - 一 実施期日及び実施場所
 - 二 試験科目
 - 三 受検手続
 - 四 検定手数料及びその納付方法
 - 五 その他必要な事項

(技術検定の区分及び方法)

第 23 条 事業団が行う技術検定は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる技術を対象として、学科試験によって行うものとする。

- 一 第 1 種技術検定 計画設定を行うために必要とされる技術
 - 二 第 2 種技術検定 実施設計及び工事の監督管理を行うために必要とされる技術
 - 三 第 3 種技術検定 下水道の維持管理を行うために必要とされる技術
- 2 学科試験の出題及び結果の判定は、理事長が別に任命する技術検定委員が行うものとする。

(合格証書の交付)

第 24 条 事業団は、技術検定合格者に対し、前条第 1 項各号の区分により、合格証書を交付するものとする。

(検定手数料)

第 25 条 事業団は、技術検定を行うときは、受検者から検定手数料を徴収するものとする。

- 2 前項の検定手数料は、技術検定の実施に必要な費用を勘案してあらかじめ定めておくものとする。

(研究、調査及び試験)

第 26 条 事業団は、法第 26 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、下水道及び除害施設に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験（以下「試験研究等」という。）を行い、並びにそれらの成果の普及を行うものとする。

(成果の普及)

第 27 条 事業団は、次の各号に掲げる方法により、前条の成果の普及を行うものとする。

- 一 講演、発表の実施
- 二 報告書の作成、配布、その他学会誌、専門技術誌等への発表
- 三 下水道の設置等の設計及び終末処理場等の建設に資する資料の作成
- 四 成果として取得した知的財産の積極的活用
- 五 その他成果の普及に相当と認められる方法

2 前項に定める成果の普及は、適正な対価を得ることができる。

(試験研究等の受託)

第 28 条 事業団は、国又は地方公共団体の委託を受けて、試験研究等を行うことができるものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、国又は地方公共団体以外の者からも委託を受けて、試験研究等を行うことができるものとする。

(試験研究等の受託に関する協定)

第 29 条 事業団は、試験研究等を受託しようとするときは、委託者と委託協定を締結するものとする。

2 前項の委託協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 題目
- 二 目的及び概要
- 三 実施の場所
- 四 業務の開始及び完了の時期
- 五 費用の額及びその受領方法
- 六 委託者において行うべき措置
- 七 試験研究等の実施の結果得られた成果が、特許権、実用新案権又は意匠権の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
- 八 事業団が受託業務によって製造し、取得し又は効用を増加させた機械装置、工具、器具、備品及び製品等の試験研究等の完了後の帰属
- 九 その他必要な事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、事業団は、下水道施設の建設、設置等の設計、第 13 条の施設の維持管理又は下水道に関する技術的援助の業務と、当該業務に直接必要な試験研究等とを一括して受託しようとするときは、委託者とそれぞれ第 5 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の委託協定を締結するものとする。

4 前項の場合においては、同項の試験研究等につき次条の規定により算定される費用は、それぞれ第 5 条第 2 項第 4 号、第 8 条第 2 項第 4 号、第 14 条第 2 項第 4 号又は第 17 条第 2 項第 4 号の費用に含めるものとする。

(費用の負担)

第 30 条 事業団は、委託により試験研究等を行うときは、これに要する費用を委託者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 試験研究等の実施に直接必要な需用費、機械器具費その他の試験研究費
- 二 調査、分析その他試験研究等の実施のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 試験研究等業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他試験研究等業務の処理に伴い必要を生じた費用

(附帯業務)

第30条の2 事業団は、法第26条第1項第9号の規定に基づき、第3条、第6条の2、第7条、第10条、第13条、第15条の2、第16条、第19条、第22条又は第26条に掲げる業務に附帯する業務を行うことができるものとする。

2 前項の業務(第19条又は第22条に掲げる業務に附帯するものを除く。)に要する費用の負担については、事業団と関係の地方公共団体又は委託者とが協議して定める。

(特別の法人からの委託)

第31条 事業団は、法第26条第1項第10号の規定に基づき、特別の法律により設立された法人の委託を受けて、下水道に関する次の各号に掲げる業務を行うことができるものとする。

一 第3条各号に掲げる施設の建設

二 設置等の設計、工事の監督管理及び下水道の維持管理に関する技術的援助

2 前項の業務は、第28条までに規定された業務及びこれらの業務に附帯する業務の遂行に支障のない範囲内で行うものとする。

(特別の法人との委託協定)

第32条 事業団は、前条第1項の業務を受託しようとするときは、委託法人と委託協定を締結するものとする。

2 第5条第2項及び第17条第2項の規定は、前項の委託協定について準用する。

(費用の負担)

第33条 第6条及び第18条の規定は、第31条第1項の業務について準用する。

(その他の業務の方法)

第34条 法第26条第1項第11号の業務の方法については、その業務の開始の際に国土交通大臣の認可を受けて、事業団が定めるものとする。

(海外技術的援助業務)

第34条の2 事業団は、法第26条第2項第1号の規定に基づき、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号。以下「海外インフラ展開法」という。)第8条に規定する業務(以下「海外技術的援助業務」という。)を行うものとする。

2 海外技術的援助業務は、海外インフラ展開法の目的を達成するため、海外インフラ展開法第3条第1項に規定する基本方針に従って行うものとする。

第34条の3 事業団は、国、地方公共団体、外国政府、外国の地方公共団体、国際機関その他これらに準ずるもの(以下「国等」という。)若しくは国等から委託を受けた法人(外国法人を含む。)又は海外下水道事業(海外において行われる下水道の整備、運営又は維持管理に関する事業をいう。)に参入しようとする我が国事業者(以下これらを「海外技術的援助業務委託者」という。)の委託を受けて、次の各号に掲げる事項であって海外において行われるものに関する技術的援助(以下「海外技術的援助」という。)を行うことができるものとする。

一 下水道の整備に関する計画の策定

二 下水道の整備に関する事業の施行

三 下水道の維持管理

(海外技術的援助の受託に関する協定等)

第34条の4 事業団は、海外技術的援助を受託しようとするときは、海外技術的援助業務委託者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 業務の名称
- 二 海外技術的援助の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 海外技術的援助業務委託者において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 5 事業団は、委託により海外技術的援助を行うときは、これに要する費用を海外技術的援助業務委託者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 直接人件費
- 二 直接経費
- 三 その他原価
- 四 一般管理費等

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置)

第 34 条の 6 事業団は、法第 26 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、下水道法第 25 条の 14 又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 15 条に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)の委託を受けて、下水道法第 25 条の 17 又は特定都市河川浸水被害対策法第 18 条に規定する認定計画に係る雨水貯留浸透施設(以下「認定計画に係る雨水貯留浸透施設」という。)の設置を行うことができるものとする。

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に関する協定等)

第 34 条の 7 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を受託しようとするときは、委託認定事業者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 設置すべき施設の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 業務の完了後の措置に関する事項
- 六 委託認定事業者において行うべき措置
- 七 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 8 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行うときは、これに要する費用を委託認定事業者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事の施行に直接必要な工事請負費、原材料費その他の工事費
- 二 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 建設業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他建設業務の処理に伴い必要を生じた費用

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計)

第 34 条の 9 事業団は、法第 26 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、認定事業者の委託を受けて、認定計画に係る雨水貯留浸透施設を設置し、又は改築する場合における設計(以下「認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計」という。)を行うことができるものとする。

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計に関する協定等)

第 34 条の 10 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計を受託しようとするときは、委託認定事業者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 設計の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託認定事業者において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 11 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の設計を行うときは、これに要する費用を委託認定事業者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 設計を行うのに直接必要な調査費、計画費その他の設計費
- 二 調査、積算その他設計を行うため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 三 設計業務の処理上必要とする一般管理費
- 四 その他設計業務の処理に伴い必要を生じた費用

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理)

第 34 条の 12 事業団は、法第 26 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、認定事業者の委託を受けて、認定計画に係る雨水貯留浸透施設を設置し、又は改築する場合における工事の監督管理（以下「認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理」という。）を行うことができるものとする。

(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理に関する協定等)

第 34 条の 13 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理を受託しようとするときは、委託認定事業者と委託協定又は委託契約を締結するものとする。

2 前項の委託協定又は委託契約は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目的
- 二 監督管理の内容及びその範囲
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 費用の額及びその受領方法
- 五 委託認定事業者において行うべき措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 34 条の 14 事業団は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の工事の監督管理を行うときは、これに要する費用を委託認定事業者に負担させるものとする。

2 前項の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事の監督、検査その他工事の施行のため必要とする人件費、旅費及び庁費
- 二 監督管理業務の処理上必要とする一般管理費
- 三 その他監督管理業務の処理に伴い必要を生じた費用

(協定に基づく災害により損傷した水道施設の工事)

第 35 条 事業団は、法第 26 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の業務に支障のない範囲内において、水道事業者等との協定（水道法(昭和 32 年法律第 177 号) 第 39 条の 3 第 1 項に規定する協定をいう。次条において同じ。)を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事を行うことができるものとする。

2 前項の協定は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 協定の目的となる水道施設
- 二 事業団が水道施設の損傷の程度その他の水道施設の状況に応じて行う前号の水道施設の工事の内容
- 三 前号の工事に要する費用の負担の方法
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

(費用の負担)

第 36 条 事業団は、前条の水道施設の工事を行うときは、前条の協定に基づき、これに要する費用を当該水道事業者等に負担させるものとする。

(細則の制定)

第 37 条 事業団は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

3 日本下水道事業団受託業務取扱規程

〔昭和 51 年 2 月 12 日〕
達 第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 下水道施設の建設（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 設置等の設計
 - 第 1 節 実施設計（第 5 条—第 7 条）
 - 第 2 節 計画設計（第 8 条—第 10 条）
- 第 4 章 工事の監督管理（第 11 条・第 12 条）
- 第 5 章 維持管理（第 13 条）
- 第 6 章 技術的援助（第 14 条・第 15 条）
- 第 7 章 受託試験研究等（第 16 条—第 18 条）
- 第 8 章 特別の法人からの受託（第 19 条）
- 第 9 章 補則（第 20 条）

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が行う受託業務（特定下水道工事の代行に係る業務を含む。以下同じ。）の取扱いについては、日本下水道事業団業務方法書（昭和 50 年規程第 43 号。以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 下水道施設の建設

（委託要請）

第 2 条 事業団は、業務方法書第 3 条各号に規定する下水道施設（以下「施設」という。）の建設に関し、委託を新たに要請しようとする地方公共団体（以下「委託要請団体」という。）がある場合においては、水質環境基準の設定状況、下水道の整備状況その他必要な事項について予備的な調査を行うものとする。

2 事業団は、施設の建設が業務方法書第 4 条に規定する業務実施方針に適合し、かつ、毎年度の予算及びその執行上支障がないと認められるときは、すみやかに委託要請団体に対し、委託要請書の提出を求めるものとする。

（協定締結の協議等）

第 3 条 事業団は、前条第 2 項の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と委託協定（以下「協定」という。）を締結するため、業務方法書第 5 条第 2 項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

（協定方式等の原則）

第 4 条 委託をした地方公共団体（以下「委託団体」という。）と締結する協定の方式は、施設の建設が 2 年度以上にわたる場合は、原則として基本協定及び年度実施協定によるものとする。

2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 設計書の指示 事業団は、委託団体の指示する設計書により、施設の建設を行うものとする。
 - 二 委託団体において行うべき措置 施設の建設を行うため必要な土地の取得その他損失補償は、委託団体において行うものとする。
 - 三 費用の前金払い 施設の建設に要する費用は、協議して定める資金計画に基づき、前金払いを受けるものとする。
 - 四 損害の負担 施設の建設に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 五 施設の引渡し 施設の全部又は一部が完成したときは、すみやかに委託団体の完成認定を受け、当該施設を引き渡すものとする。
- 3 事業団は、別に定める基準により、施設の建設に要する費用を委託団体に負担させるものとする。
 - 4 事業団は、別に定めるところにより、委託団体に対し、費用の精算等を行うものとする。

第2章の2 特定下水道工事の代行

(代行の要請の受諾等)

- 第4条の2** 事業団は、特定下水道工事の代行を新たに要請しようとする下水道管理団体がある場合においては、下水道の整備状況、当該特定下水道工事の実施体制その他必要な事項について予備的な調査を行うものとする。
- 2 事業団は、特定下水道工事の代行が毎年度の予算及びその執行上支障がないと認めるときは、前項の下水道管理団体と代行協定を締結するため、業務方法書第6条の3第2項に規定する事項について協議するものとする。
 - 3 事業団は、下水道管理団体から要請（日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第30条第1項の要請をいう。次項において同じ。）があったときは、当該下水道管理団体に対し、前項の規定による協議の整った代行協定の案の提出を求めるものとする。
 - 4 事業団は、前項の規定による代行協定の案の提出があった場合であって、要請を受諾すべきものと認めるときは、当該下水道管理団体に対しこの旨を通知するとともに、当該代行協定の案により協定を締結するものとする。

(代行協定方式等の原則)

- 第4条の3** 代行協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる次項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 費用の前金払い 特定下水道工事の実施に要する費用は、協議して定める資金計画に基づき、前金払いを受けるものとする。
 - 二 損害の負担 特定下水道工事の実施に伴う損害で、事業団の責に帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは下水道管理団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 三 施設の引渡し 特定下水道工事の全部又は一部が完成したときは、速やかに完成した特定下水道を引き渡すものとする。
- 2 第4条第1項、第3項及び第4項の規定は、代行協定について準用する。

第3章 設置等の設計

第1節 実施設計

(委託要請)

- 第5条** 事業団は、業務方法書第7条の規定による設置等の設計のうち、施設に係る実施設計の委託要請団体がある場合においては、第2条第1項の事項のほか、施設の建設の委託に関する事項その他必要な事項について、予備的な調査を行うものとする。

- 2 事業団は、実施設計を行うことが、業務方法書第4条に規定する業務実施方針に沿い、かつ、毎年度の予算及びその執行上支障がないと認められるときは、すみやかに委託要請団体に対し、委託要請書の提出を求めるものとする。

(協定締結の協議等)

第6条 事業団は、前条第2項の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第8条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

(協定方式等の原則)

第7条 委託団体と締結する協定の方式は、年度実施協定によるものとする。

- 2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 設計の準則 実施設計は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条又は同法第25条の23の事業計画に係る設計に従い行うものとする。
 - 二 費用の前金払い 実施設計に要する費用は、協議して定める資金計画に基づき、前金払いを受けるものとする。
 - 三 損害の負担 実施設計に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 四 成果品の引渡し 実施設計が完了したときは、すみやかに当該成果品を引き渡すものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、実施設計の協定について準用する。

第2節 計画設計

(委託要請)

第8条 事業団は、業務方法書第7条の規定による設置等の設計のうち、計画設計の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第9条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第8条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

(協定方式等の原則)

第10条 委託団体と締結する協定の方式は、年度実施協定によるものとする。

- 2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 設計の準則 計画設計は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、下水道法その他の法令の定めるところに従い行うものとする。
 - 二 費用の前金払い 計画設計に要する費用は、協議して定める分納回数により前金払いを受けるものとする。
 - 三 損害の負担 計画設計に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。
 - 四 成果品の引渡し 計画設計が完了したときは、すみやかに当該成果品を引き渡すものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、計画設計の協定について準用する。

第4章 工事の監督管理

(委託要請)

第11条 事業団は、業務方法書第10条の規定による下水道の工事の監督管理の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第12条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第11条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

2 第10条第1項及び第2項（第1号及び第4号を除く。）の規定並びに第3項で準用する第4条第3項及び第4項の規定は、工事の監督管理の協定について準用する。

第5章 維持管理

(維持管理の受託)

第13条 事業団は、業務方法書第13条各号に規定する施設の維持管理を受託するときは、そのつど委託団体と協議して、その取扱いを決めるものとする。

第6章 技術的援助

(委託要請)

第14条 事業団は、業務方法書第16条第1項に規定する技術的援助の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第15条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第17条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

2 第10条第1項及び第2項（第1号を除く。）の規定並びに第3項で準用する第4条第3項及び第4項の規定は、技術援助の協定について準用する。

3 短期の技術者派遣、技術相談等の技術的援助については、前各項の規定にかかわらず、別に定める簡易な方法によることができるものとする。

第7章 受託試験研究等

(委託要請)

第16条 事業団は、業務方法書第28条の規定による試験研究等の委託要請団体がある場合においては、委託要請書の提出を受けるものとする。

(協定締結の協議等)

第17条 事業団は、前条の委託要請書を受理したときは、委託要請団体と協定を締結するため、業務方法書第29条第2項に規定する事項について協議し、協定を締結すべきものと認めるときは、協定

案を付して委託要請団体にこの旨を通知するものとする。

(協定方式等の原則)

第18条 委託団体と締結する協定の方式は、原則として年度実施協定によるものとする。

2 前項の協定に規定すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 費用の前金払い 試験等に要する費用は、協議して定める分納回数により前金払いを受けるものとする。

二 損害の負担 試験等に伴う損害で、事業団の責めに帰すべき原因によるものは事業団において、天災その他の原因によるものは委託団体においてそれぞれ負担するものとする。

三 成果品の引渡し 試験等が完了したときは、すみやかに当該成果に係る報告書を引き渡すものとする。

四 特許権の帰属等 事業団は、試験等により取得した特許権等につき、無償で通常実施権を行使できるものとする。

3 第4条第3項及び第4項の規定は、試験等の協定について準用する。

第8章 特別の法人からの受託

(特別の法人から受託する場合の準用)

第19条 第2条(業務実施方針に関するものを除く。)、第3条、第4条、第14条及び第15条の規定は、特別の法律により設立された法人から業務方法書第31条に規定する業務を受託する場合について準用する。

第9章 補則

(その他必要な事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、受託業務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

4 受託業務費用負担細則

〔昭和51年2月12日〕
達 第 6 号

(総則)

第1条 日本下水道事業団業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定める受託業務の費用負担に
関しては、別に定めるものを除き、この細則の定めるところによる。

(受託費の構成等)

第2条 受託業務に要する費用(以下「受託費」という。)は、直接費及び間接費に大別するものとし、
直接費は、受託業務に直接必要な工事費、設計費その他の費目をもつて構成し、間接費は、受託業
務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費(以下これらを「管理諸費」
と総称する。)(維持管理に係る受託費にあつては、管理諸費及び第4条の3第2項に規定する費用)
をもつて構成する。

2 前項の直接費及び間接費(管理諸費)の内容は、別表のとおりとする。

3 受託費の算定は、原則として次によるものとする。

一 直接費の費目に係る経費については、積上計算により得た額とする。

二 管理諸費に係る経費については、一括して設計金額の総額に基づき、業務ごとに定める一定率
(以下「管理諸费率」という。)を用いて算定した額(建設業務にあつては、当該算定した額に定
額で設定する経費(以下「基本管理諸費」という。)を加えた額)とする。ただし、維持管理に係
る受託費を算定する場合その他これによりがたい場合は、主要経費について積上計算し、管理諸
费率に準じて経费率を定めて算定するものとする。

(計算式)

建設業務の例 $A = a + S + A'_{1r_1} + A'_{2r_2} + A'_{3r_3} + A'_{4r_4} + A'_{5r_5}$

ただし、 $A' = a' + A'_{1r_1} + A'_{2r_2} + A'_{3r_3} + A'_{4r_4} + A'_{5r_5}$

設計業務及び技術的援助業務 $A = a + A' r$

(コンサルタント等に委託 したがし、 $A' = a' + A' r$

して行うもの)の例

技術的援助業務(上記以外)の例 $A = b(1+Q) + c$

A 受託費

A' 設計金額により算定された想定受託費

A' ₁ ~ A' ₅ 次条第1項第3号の表に掲げる区分に応じた

想定受託費の区分額

a 直接費(監督管理等業務にあつては、 $a = 0$)

a' 設計金額

b 主要経費

c 主要経費以外の管理諸費(一般管理費を除く。)

r 管理諸费率

r₁ ~ r₅ A' ₁ ~ A' ₅に対応する次条第1項第3号の表に掲げる管理諸费率

Q 経费率

S 基本管理諸費

4 当初予測不能な経費については、別途、実際に要した額をもつて算定するものとする。

(下水道施設建設の経費)

第3条 下水道施設の建設に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第6条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 基本管理諸費として1年度につき70万円
- 三 設計金額により算定された想定受託費を次に掲げる額に区分して、それぞれの率を乗じて得た額の合計額

区 分	率 (%)
1億円以下の金額に対して	6.3
1億円を超え、5億円以下の金額に対して	5.3
5億円を超え、10億円以下の金額に対して	4.3
10億円を超え、20億円以下の金額に対して	3.3
20億円を超える金額に対して	2.3

- 2 前項第1号の経費の算定については、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）に基づく補助事業の設計積算基準によるほか、これに準拠して理事長が定める基準により行うものとする。

(設置等の設計の経費)

第4条 設置等の設計に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第9条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 設計金額により算定された想定受託費に10%を乗じて得た額
- 2 前項第1号の経費の算定については、国土交通省所管補助金等交付規則に基づく補助事業の積算基準によるほか、これに準拠して理事長が定める基準により行うものとする。

(工事の監督管理等の経費)

第4条の2 工事の監督管理及びこれに附帯する業務（理事長が定めるものに限る。以下「工事の監督管理等」という。）に係る受託費は、第3条第1項第2号に定める基本管理諸費の額及び工事の監督管理等を受託することとなる工事に係る設計金額により算定された想定受託費を第3条第1項第3号の表に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額の合計額とする。

(維持管理の経費)

第4条の3 維持管理に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第15条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 業務方法書第15条第2項第2号及び第3号に掲げる経費について積上計算して得た額
- 2 前項各号に掲げる額のほか、維持管理に係る受託費には、業務方法書第15条第2項第4号に掲げる経費として、当該維持管理を委託する地方公共団体と協議して、VE管理費（事業団が当該地方公共団体の承認を得た技術提案に基づき当該維持管理を行った結果、委託協定締結時に想定した業務方法書第15条第2項第1号に掲げる額が低減した場合における当該低減した額の全部又は一部をいう。）に相当する額を加えることができる。

(技術的援助の経費)

第5条 技術的援助に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。

- 一 業務方法書第18条第2項第1号に掲げる経費の合計額
- 二 前号の経費のうち、人件費の額に、職員を派遣して行う業務にあつては35%、それ以外の業務にあつては70%を乗じて得た額
- 三 業務方法書第18条第2項第3号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる経費の合計額

- 2 コンサルタント等に委託して行う技術的援助に係る受託費は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。
 - 一 技術的援助を実施するのに直接必要な経費の合計額
 - 二 設計金額により算定された想定受託費に10%を乗じて得た額
- 3 第1項第1号において主要経費となる人件費は、理事長が定める基準日額又は月額をもつて算定するものとする。
- 4 第4条第2項の規定は、第1項第3号及び第2項第1号の経費の算定に準用する。

(受託試験研究等の経費)

- 第6条** 受託試験研究等に係る受託費は、次に掲げるところにより算定した額の合算額とする。
- 一 業務方法書第30条第2項第1号に掲げる経費の合計額
 - 二 業務方法書第30条第2項第2号及び第3号に掲げる経費の合計額
- 2 前項第1号の経費の算定については、国土交通省受託事務処理規則（平成13年国土交通省訓令第59号）に定める基準に準拠して理事長が定める基準により行うものとし、同項第2号の経費のうち、人件費については、理事長が定める基準日額又は月額をもつて算定するものとする。

(変更の場合の取扱)

- 第7条** 設計変更等により受託費の額を変更する必要があるが生じた場合においては、前各条の定めるところに従い、再計算により受託費の額を算定するものとする。

(特例)

- 第8条** 受託費の算定が、受託業務の実情に沿わないと認められるときは、前各条の規定にかかわらず、理事長は、算定の費目又は算定の基準について特例の扱いをすることができるものとする。

(その他必要な事項)

- 第9条** この細則に定めるもののほか、受託業務の費用負担に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表 受託費の費目の区分及び内容

費目	内容
(直接費) 工事費 設計費 維持管理費 試験研究費	<p>下水道施設の工事（附帯工事、営繕工事又は補償工事がある場合は、これを含む。）の施行に直接必要な経費で、工事請負費及び支給品購入費並びに各種試験又は調査のための器材、機器の購入費、修繕費及び借上料又は試験、調査委託料並びに事務所、分室等の借上料とする。</p> <p>下水道を設置し、又は改築する場合の設計（計画設計又は実施設計）を行うのに直接必要な経費で、基礎調査、測量、地質調査等のための調査費、基本計画、基本設計等作成のための計画費及び事業計画、設計図書等作成のための設計費とする。</p> <p>下水道施設の維持管理を行うのに直接必要な経費で、運転管理請負費、廃棄物等運搬及び処分費、薬品等の購入費及び火熱水費、修繕費、点検、水質分析等委託費並びに事務所、分室等の借上料とする。</p> <p>下水道及び除害施設に関する技術開発及び実用化のための受託研究、調査及び試験（受託試験研究等）の実施に直接必要な経費で、試験用器材、機器等の購入費、修繕費及び借上料並びに火熱水費、印刷製本費、通信運搬費及び賃金（社会保険料を含む。並びに実験施設建設のための敷地等借上料及び工事請負費並びに受託試験研究等実施のための調査、模型製作、電算等の委託料とする。</p>
(間接費) (管理諸費) 人件費 旅費 庁費 一般管理費	<p>受託業務に直接従事する職員の給与及び事業主の負担する共済組合負担金又は社会保険料とする。</p> <p>受託業務実施のため必要な日額旅費及び普通旅費とする。</p> <p>受託業務実施のため必要な出先（設計等の業務を本社で行っている場合は、これを含む。）又は附属機関の庁費とする。</p> <p>受託業務の処理上必要とする一般管理費（本社の人件費、旅費及び庁費）とする。</p>

5 管理諸費算定要領

昭和 51 年 10 月 26 日計計発第 132 号
理事長から各所属長あて

(目的)

第1条 この要領は、日本下水道事業団が地方公共団体等から受託する下水道施設の建設及び設置等の設計に係る管理諸費、工事の監督管理等（受託業務費用負担細則（昭和 51 年達第 6 号）第 4 条の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）に係る受託費の算定に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

(算定基準)

第2条 下水道施設の建設に係る管理諸費は、受託業務費用負担細則（昭和 51 年達第 6 号。以下本条において「細則」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に定めるところによる。

- 2 設置等の設計に係る管理諸費は、細則第 4 条第 1 項第 2 号に定めるところによる。
- 3 工事の監督管理等に係る受託費は、細則第 4 条の 2 に定めるところによる。

(算定方法)

第3条 下水道施設の建設に係る管理諸費は、委託地方公共団体等及び年度ごとに次の各号に掲げる受託費の順により算定するものとする。

- 一 過年度債務負担行為額の当年度年割の額（以下「債務負担額」という。）
 - 二 当年度協定に係る当年度国庫補助対象額（以下「当年度補助対象額」という。）
 - 三 当年度施越承認額
 - 四 当年度単独事業費
- 2 前項の算定による債務負担額に係る管理諸費が前年度において債務負担額に係る管理諸費として算定された額と異なる場合は、当年度補助対象額に係る管理諸費でもつて調整する。
 - 3 設置等の設計に係る管理諸費は、協定ごとに算定するものとする。
 - 4 工事の監督管理等に係る受託費は、第 1 項の規定を準用する。

(変更)

第4条 下水道施設の建設に係る管理諸費は、債務負担額・当年度補助対象額・当年度施越承認額又は当年度単独事業費の変更があつた場合には再算定し、これを変更するものとする。

- 2 設置等の設計に係る管理諸費は、受託内容又は受託費に変更が生じた場合に、再算定し、これを変更するものとする。

(端数処理)

第5条 下水道施設の建設に係る管理諸費の算定に当たって、第 3 条第 1 項各号ごとの管理諸費に百円未満の端数が生じたときは、各号ごとにこれを切り捨てるものとする。この場合において工事費に 100/110 を乗じた工事価格に 1 万円未満の端数が生じた場合はこれを切上げ、切上げに伴う所要額の範囲内（但し、1 万円未満）で前段の管理諸費額を調整することができる。

- 2 設置等の設計に係る管理諸費に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。この場合において設計費に 100/110 を乗じた設計価格（直営設計費を含む）に 1 万円未満の端数が生じた場合はこれを切上げ、切上げに伴う所要額の範囲内（但し、1 万円未満）で前段の管理諸費額を調整することができる。
- 3 工事の監督管理等に係る受託費の算定に当たって、第 3 条第 4 項で準用する同条第 1 項各号ごとの受託費に 1 万円未満の端数が生じたときは、各号ごとにこれを切り捨てるものとする。

6 日本下水道事業団受託業務引渡要領

〔昭和 55 年 5 月 26 日〕
達 第 11 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、日本下水道事業団受託業務取扱規程（昭和 51 年規程第 2 号）に定めるもののほか、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が行う受託業務（特定下水道工事の代行に係る業務を含む。）による終末処理場等に係る建設工事が完成（一部完成を含む。第 4 条及び第 7 条の 3 において同じ。）した場合における工事目的物及び当該工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権（以下「工事目的物等」という。）の引渡し並びに下水道の設置等の設計及び下水道に関する技術的援助に係る業務が完了（一部完了を含む。第 11 条において同じ。）した場合における成果物及び当該成果物に係る契約不適合責任に基づく請求権（以下「成果物等」という。）の引渡しに関する手続を定め、もって工事目的物等、成果物等の円滑な引渡しを図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領で「完成検査」とは、請負工事等検査要領（昭和 48 年達第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する完成検査をいい、同条第 2 号に規定する一部完成検査を含むものとする。

第 2 章 委託団体との委託協定により建設した工事目的物等の引渡し

(委託団体との協議)

第 3 条 主任監督員（ただし、機器設計製作図（仕様書、機器計算書を含む。）の承諾及び製品（工場）検査の実施の指示をする者を除く。以下「主任監督員」という。）は、工事目的物等の引渡しを行うに当たっては、あらかじめ、完成認定、引継書による工事目的物等の引渡し等に関し、当該工事を事業団に委託した地方公共団体（以下「委託団体」という。）と引渡し時期等について協議しておくものとする。

(完成調書の提出)

第 4 条 主任監督員は、建設工事の完成が完成検査によって確認されたときは、速やかに、別記様式第 1 の完成調書を委託団体に提出するものとする。

(完成認定の立会)

第 5 条 委託団体が実施する完成認定（一部完成認定を含む。以下同じ。）は、主任監督員が実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で行うものとする。但し、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、主任監督員が委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

2 事業部長又は地域事業部長は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、当該事業部又は地域事業部所属の職員に命じて完成認定に立ち合わせることができる。

(工事目的物等の引渡し)

第 6 条 主任監督員は、前条の完成認定を受けたときは、速やかに、別記様式第 2 の引継書を委託団体に提出するとともに、工事目的物等を委託団体に引き渡すものとする。

(引受書の送付)

第7条 主任監督員は、前条の規定による工事目的物等の引渡しを行ったときは、速やかに、別記様式第3の引受書の提出を委託団体に求めるものとする。

第2章の2 委託団体との代行協定により建設した特定下水道工事における工事目的物等の引渡し

(下水道管理団体との協議)

第7条の2 主任監督員は、特定下水道工事における工事目的物等の引渡しを行うに当たっては、あらかじめ、引継書による工事目的物等の引渡し等に関し、下水道管理団体と協議しておくものとする。

(完成調書の提出及び工事目的物の引渡し)

第7条の3 主任監督員は、特定下水道工事における完成検査を行ったときは、速やかに、別記様式第1の完成調書及び別記様式第2の2の引継書を下水道管理団体に提出するとともに、工事目的物等を下水道管理団体に引き渡すものとする。

(引受書の送付)

第7条の4 主任監督員は、前条の規定による工事目的物等の引渡しを行ったときは、速やかに、別記様式第3の2の引受書の提出を下水道管理団体に求めるものとする。

第3章 工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権の通知

(契約不適合責任の請求等が可能な期限の通知)

第8条 主任監督員は、終末処理場等の総合試運転の実施に関する達(平成16年達第58号)による総合試運転(以下「総合試運転」という。)を行う次の各号に掲げる施設にあっては、総合試運転が完了し最終の設備の引渡しをした後に、速やかに、別記様式第4により下水道管理団体に対し契約不適合責任の請求等が可能な期限を通知するものとする。

- 一 処理場外のポンプ場施設の機械設備及び電気設備
 - 二 処理場内の下水処理施設の機械設備及び電気設備
 - 三 汚泥処理施設の機械設備及び電気設備
- 2 引き渡される工事目的物に関する契約不適合の請求等が可能な期限については、前項の各号に掲げる施設ごとに当該施設のうち最終の設備の引渡し日に2年を加えた期間以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、引き渡される設備機器本体等の完成認定において一般的な注意の下で発見できなかった場合の契約不適合請求等が可能な期限については、第1項の各号に掲げる施設ごとに当該施設のうち最終の設備の引渡し日に1年を加えた期間以内とする。

(契約不適合責任に基づく請求権を引き渡した旨の通知)

第9条 主任監督員は、前条による通知を行った場合は、速やかに、別記様式第5により総合試運転完了前に引渡しを受けた受注者に対し当該契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限を下水道管理団体に通知する旨を通知するものとする。

第4章 委託団体との委託協定により作成した成果物等の引渡し

(成果物等の引渡し)

第10条 設計部長は、下水道の設置等の設計に係る業務委託の完了が完成検査によって確認されたとき又は設計に係る業務が完了したときは、速やかに、プロジェクトマネジメント部長に完成検査調書及び納品書を提出するものとする。

2 第1項の規定は、事業統括部、ソリューション推進部、技術開発室、設計部が行う下水道に関する技術的援助（以下この条において「技術的援助」という。）に係る業務委託の完了が完成検査によって確認されたとき又は技術的援助に係る業務が完了したときについて準用する。

3 事業統括部長又はプロジェクトマネジメント部長は、前2項の規定による報告を受けたとき、技術的援助に係る業務委託の完了が完成検査によって確認されたとき又は技術的援助に係る業務が完了したときは、速やかに、別紙様式第6の引継書を委託団体等に提出するとともに、成果物等を委託団体等に引き渡すものとする。

（引受書の提出）

第11条 事業統括部長又はプロジェクトマネジメント部長は、前条第3項の規定による成果物等の引渡しを行ったときは、速やかに、委託団体等に別記様式第7による引受書の提出を求めるものとする。

第5章 雑則

（特定下水道工事の完了の公告のための手続）

第11条の2 主任監督員は、特定下水道工事を完了する日の1月前までに、経営企画部総務課長に対し、当該特定下水道の種類及び名称、工事の区域又は区間、工事の種類並びに工事の完了の日を通知するものとする。

2 経営企画部総務課長は、前項の通知を受けたときは、特定下水道工事の完了の日完了公告をするため、すみやかに官報への掲載に必要な手続をとるものとする。

3 主任監督員は、第1項の規定により通知した工事の完了の日までに特定下水道工事を完了することが困難となった場合には、すみやかにその旨を経営企画部総務課長に通知するものとする。この場合において、経営企画部総務課長は、すみやかに官報への掲載を取りやめるために必要な手続をとるものとする。

（特別の法人から受託する場合の準用）

第12条 この要領は、特別の法律により設立された法人に対し、工事目的物等の引渡しを行う場合について準用する。

（準用）

第13条 削除

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、引渡しに関する事務処理を行うために必要な事項は、事業統括部長が定める。

別記様式第1(第4条及び第7条の3関係)

第 号
年 月 日

____殿

日本下水道事業団 理事長

____の建設工事に係る完成調書の提出について

年 月 日付で貴市(県、町、村)と締結しました____協定により委託を受けた工事が完成しましたので、同協定第 条の規定により、別添のとおり完成調書を提出します。

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別添

完 成 調 書

1. 名称
2. 位置
3. 土木建築工事（機械設備工事、電気設備工事）
 - (1) 工事名
 - (2) 受注者名
 - (3) 請負金額 円
 - (4) 契約締結年月日 年 月 日
 - (5) 完成年月日 年 月 日
 - (6) 完成検査年月日 年 月 日
4. 工事内容
5. 特記事項

備考1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とする。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

別記様式第2(第6条関係)

番 号
年 月 日

殿

日本下水道事業団
理事長

引 継 書

年 月 日付けで貴市(県、町、村)と締結しました____協定により委託を受けた工事が完成し、貴市(県、町、村)により完成認定されましたので、同協定第 条の規定により下記のとおり工事目的物を引き渡します。

記

1. 名称
2. 位置
3. 引渡工事目的物

工事名	工事目的物名

4. 完成認定年月日 年 月 日
5. 引渡年月日 年 月 日
6. 引渡関係図書(別添のとおり)
7. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権
(工事請負契約書(写)第 条参照)

- 備考1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、7.の項目を削除する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別添(記載例)

関係図書一覧表

工事名:

1. ○○○○	部
2. ○○○○	部
3. ○○○○	部
4. ○○○○	部
5. ○○○○	部
6. ○○○○	部
7. ○○○○	部
8. ○○○○	部
9. ○○○○	部
10. ○○○○	部

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 関係図書一覧の記載内容は、日本下水道事業団作成、工種毎(土木工事、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、機械設備工事及び電気設備工事)の一般仕様書等記載の引渡関係図書の記載に拠り、工事内容に応じて作成する。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとする事ができる。

別記様式第2の2(第7条の3関係)

番 号 年 月 日	
殿	
日本下水道事業団 理事長	
引 継 書	
年 月 日付けで貴市(県、町、村)と締結しました____協定により実施した 特定下水道工事が完成しましたので、同協定第 条の規定により下記の とおり工事目的物を引き渡します。	
記	
1. 名称	
2. 位置	
3. 引渡工事目的物	
工事名	工事目的物名
4. 完成認定年月日 年 月 日	
5. 引渡年月日 年 月 日	
6. 引渡関係図書(別添のとおり)	
7. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権 (工事請負契約書(写)第 条参照)	

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、7.の項目を削除する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとする事ができる。

別添 略(別記様式第2の引継書の別添と同じ。)

別記様式第3(第7条関係)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

〇〇市(県、町、村)

引 受 書

____協定(年 月 日付け)により委託をしました工事については、下記
のとおり引渡しを受けました。

記

1. 名称
2. 位置
3. 引受工事目的物

工事名	工事目的物名

4. 完成認定年月日 年 月 日
5. 引受年月日 年 月 日
6. 引受関係図書は引渡関係図書と同一
7. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、7.の項目を削除する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとする事ができる。

別記様式第3の2(第7条の4関係)

番 号 年 月 日				
日本下水道事業団 理事長 殿				
〇〇市(県、町、村) _____				
引 受 書				
____協定(年 月 日付け)により実施された特定下水道工事については、 下記のとおり引渡しを受けました。				
記				
1. 名称				
2. 位置				
3. 引受工事目的物				
<table border="1"><thead><tr><th style="width: 30%;">工事名</th><th>工事目的物名</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	工事名	工事目的物名		
工事名	工事目的物名			
4. 引受年月日 年 月 日				
5. 引受関係図書は引渡関係図書と同一				
6. 上記3に掲げる工事目的物に係る契約不適合責任に基づく請求権				

備考

- 1 一部完成の場合は、「完成」を「一部完成」とし、6.の項目を削除する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別記様式第4(第8条関係)

番 年	月	号 日
殿		
日本下水道事業団 〇〇支社事業部長		
契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限について		
年 月 日付で貴市(県、町、村)と締結しました____協定により 委託を受けた工事については、総合試運転が完了しましたので、契約 不適合責任の請求等が可能な期限について、下記のとおり通知します。		
記		
1. 工事名		
2. 受注者名		
3. 1. に係る工事目的物の引渡日		
4. 総合試運転が完了した工事目的物の最終引渡日		
		年 月 日
5. 1. に係る契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限		
		年 月 日

- 備考1 総合試運転を行う施設のうち、施工した工事の引渡日が異なり契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限が変更となる場合に使用すること。
- 2 期限が変更となる1. 工事名が複数ある場合は、異なる工事が明確となるように作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 4 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

別記様式第5(第9条関係)

番 号
年 月 日

【受注者の名称】 殿

日本下水道事業団
〇〇支社事業部長

契約不適合責任に基づく請求等が可能な期限について

下記の貴社との工事請負契約に基づく工事に係る契約不適合責任に基づく
請求等が可能な期限については、総合試運転が完了し、 年 月 日付けで、
【地方公共団体の名称】に通知しますので、工事現場説明書及び工事請負
附属契約書に基づき通知します。

記

1. 工事名
2. 工事目的物引受け年月日 年 月 日
3. 総合試運転が完了した工事目的物の最終引渡日 年 月 日

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

別記様式第6(第10条第3項関係)

(実施設計、計画設計及び技術的援助のうち業務委託を伴うもの)

番 年	月	号 日
殿		
日本下水道事業団 理事長		
引 継 書		
年 月 日付で貴市(県、町、村)と締結しました____協定については、 下記のとおり業務を完了しましたので、同協定第 条の規定により下記のと おり成果物等を引き渡します。		
記		
1. 引渡成果物名		
2. 業務完了年月日 年 月 日		
3. 引渡関係図書(別添のとおり)		
4. 成果物に係る契約不適合責任に基づく請求権 (業務委託契約書(写)第 条参照)		

備考

- 1 完成(完了)検査調書を添付するものとする。
- 2 1.引渡成果物名には、日本下水道事業団が建設コンサルタント業者等と契約した業務委託契約名を記載。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 4 委託団体との協議によりこれと異なるものとする事ができる。

別添（記載例）

関係図書一覧表

1〇〇〇〇	部
2〇〇〇〇	部
3〇〇〇〇	部
・	・
・	・
・	・
・	・

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 関係図書一覧表の記載内容は、日本下水道事業団作成、業務委託一般仕様書等記載の提出図書の記載に拠り、業務委託内容に応じて作成する。
- 3 委託団体との協議によりこれと異なるものとする事ができる。

別記様式第7(第11条関係)

(実施設計、計画設計及び技術的援助のうち業務委託契約を伴うもの)

	番	号
	年	月 日
日本下水道事業団 理事長 殿		
	〇〇市(県、町、村)	

	引	受
		書
____協定(年 月 日付け)に基づく____の成果物等について 下記の引渡しを受けました。		
		記
1. 引受成果物名		
2. 引受年月日	年	月 日
3. 引受関係図書は引渡関係図書と同一		
4. 成果物に係る契約不適合責任に基づく請求権		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 委託団体との協議によりこれと異なるものとするができる。

技術的援助（業務委託契約の無い業務） 【記載例】

	番	号
	年	月
		日
日本下水道事業団		
理事長 殿		
〇〇市（県、町、村）		

引 受 書		
年 月 日付けで貴事業団と協定を締結いたしました		
〇〇市（県、町、村）公共下水道（流域）〇〇に係る技術的援助について		
は、年 月 日付けで成果物の引渡しを受けました。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

7 日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領

〔平成16年4月28日事客発第3号〕
理事長から各所属長あて

第1 委託者に対する精算等報告

- 1 年度実施協定による委託者等からの受託業務等に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務等が完了したときは、プロジェクトマネジメント部プロジェクトマネジメント課長（以下、「PM課長」という。）は、すみやかに「年度完了精算報告書」（別記様式1）により、委託者等に対し費用の精算を行うものとする。
- 2 年度実施協定による工期が2事業年度以上にわたる受託業務等の中間年度が終了したときは、PM課長は、すみやかに「年度終了報告書」（別記様式2）により、委託者等に対し、年度内の遂行実績を報告するものとする。
- 3 精算等報告にあたっては、委託者等との間において、管理諸費の算定根拠を確認するものとする。

第2 工事費等及び管理諸費の精算の取扱い

- 1 工事費等の精算額は、工事目的物の建設に係る業務については請負額、工事目的物の建設に係る業務以外の業務については外部への委託額とする。
- 2 管理諸費の精算額は、協定に際し算定した管理諸費とし、その業務内容に変更がない限り、これを変更しないものとする。
- 3 管理諸費で購入した物件については、引き続き、日本下水道事業団の業務の用に供するものとする。

別記様式1(第1条第1項関係)

番 号
年 月 日

下水道管理団体名
地方公共団体責任者職名 ○○ ○○ 殿

日本下水道事業団
理事長 ○○ ○○

【協定名】の
○年度完了に係る精算について(報告)

○年○月○日○○協定を締結した標記○○○○(建設工事、実施設計、技術的援助)
について、○年度の精算を行ったので、別紙のとおり報告します。

(別紙1)

年度 下水道年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名	最終協定額	内			契約	支出年割額	支出額
		補助	施越	訳 債務(年度分) 債務(年度分)			
工 事 費	工事費	工事名	請負業者名	契約額			
		小計					
		計画通知手数料					
		消費税仮払額					
		合計					
		管理諸費					
		合計					
事業実施経緯		変更当初	協定年月日	協定金額(総額)	変更	協定年月日	協定金額(総額)
		第1回			第5回		
		第2回			第6回		
		第3回			第7回		
		第4回			第8回		
備考		管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第3条の規定に基づき、設計金額を用いて算出					

(別紙3)

年度 特定下水道工事(建設工事)年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名	総額	補助	施越	内 配		単 独	特定下水道工事収入
				債務(年度分)	債権(年度分)		
最終協定額							
最終協定額のうち 支払額							補助金収入
工 事 費	工 事 名	請 負 業 者 名	契 約 額	契 約 額	支 出 年 割 額	支 出 額	支出年度別
							年度分
							年度分
							年度分
							小 計
							計画通知手数料
							消費税仮払額
							合 計
							管理諸費
							その他業務の処理に伴い必要を生じた費用
合 計	協定金額(総額)	協定金額のうち支払額					
事 業 実 施 経 緯	変更	協定年月日					
	当初						
	第1回						
	第2回						
	第3回						
	第4回						
備 考	第5回						
	管理諸費(特定下水道工事の実施のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「特定下水道工事の代行に要する費用の負担に関する速」第1の規定に基づき、設計金額を用いて算出						

備考 特定下水道工事に係る実施設計業務にあつては、「建設工事」とあるのは「実施設計」と、「工事費」とあるのは「設計費」と、「工事契約」とあるのは「業務委託契約」と、「工事名」とあるのは「契約内容」と、「請負業者名」とあるのは「コンサルタント名」と記載すること。

年度 _____ 実施設計下水道業務年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名		最終協定額(A)		残額(A-B)		(C-B)		業 務 委 託 契 約		支 出 額	
設 計 費	設 計 費	契 約 内 容	契 約 内 容	コ ン サ ル タ ン ト 名	契 約 額	契 約 額	契 約 額	支 出 年 割 額		支 出 額	
								年 度 分	年 度 分		
		直 営 設 計									
		小 計									
		消費税込仮払額									
		合 計									
		管理諸費									
		合 計						(B)			
		支払資金							(C)		
				協定年月日及び変更協定年月日						協定金額及び変更金額	
				協定年月日							
				第1回変更							
				第2回変更							
				第3回変更							
				第4回変更							
				第5回変更							
備 考				管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第4条の規定に基づき、設計金額を用いて算出							

年度 _____ 技術的援助下水道業務年度完了精算報告書

(単位:円)

協定名	最終協定額(A)	残額(A-B)	業務委託契約	(C-B)	支出額
設計費	設計費	契約内容	コンサルタント名	契約額	支出年割額
					年度分
		直營設計			
		小計			
	消費税仮払額				
	合計				
	管理諸費				
	合計				(B)
	支払資金		受託収入計		(C)
		協定年月日及び変更協定年月日			協定金額及び変更金額
		協定年月日			
		第1回変更			
		第2回変更			
		第3回変更			
		第4回変更			
		第5回変更			
備考	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。) 負担細則」第2条及び第5条の規定に基づき、設計金額を用いて算出				

別記様式2(第1条第2項関係)

番 号
年 月 日

下水道管理団体名
地方公共団体責任者職名 ○○ ○○ 殿

日本下水道事業団
理事長 ○○ ○○

【協定名】の
○年度に係る終了報告について

○年○月○日○○協定を締結した標記○○○○（建設工事、実施設計、技術的援助）について、
○年度の遂行実績を別紙のとおり報告します。

(別紙1)

年度 下水道年度終了報告書

(単位:円)

協定名	総額	内訳		契約	年度		年度遂行実績等
		補助	施越		債務(年度分)	債務(年度分)	
最終協定額							
工事費	工事名			請負業者名	契約額	支出年割額	支出額
						年度分	翌年度繰越額
						年度分	
						年度分	
	小計						
	計画通知手数料						
	消費税戻払額						
	合計						
	管理諸費						
	合計						
事業実施経緯	変更当初			協定年月日	協定金額(総額)	変更	協定金額(総額)
	第1回					第5回	
	第2回					第6回	
	第3回					第7回	
	第4回					第8回	
備考	第9回						
	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第3条の規定に基づき、設計金額を用いて算出						

(別紙3)

年度

特定下水道工事(建設工事)年度終了報告書

(単位:円)

協定名	総額	内 訳			年度 特定下水道工事収入	年度 補助金収入
		補助	施 越	単 独		
最終協定額						
最終協定額のうち 支払額						
工 事 費	工 事 名	請 負 業 者 名	契 約 額	支 出 年 割 額	支 出 額	年度繰越額
						年度分
	小 計					
	計画通知手数料					
	消費税仮払額					
	合 計					
管理諸費						
その他業務の処理に伴い必要を生じた費用						
合 計						
事業実施経緯	変更	協定年月日	協定金額(総額)	協定金額のうち支払額		
	当初					
	第1回					
	第2回					
	第3回					
	第4回					
備 考	第5回					
	管理諸費(特定下水道工事の実施のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。):「特定下水道工事の代行に要する費用の負担に関する選」第1の規定に基づき、設計金額を用いて算出					

備考 特定下水道工事に係る実施設計業務にあっては、「建設工事」とあるのは「実施設計」と、「工事費」とあるのは「設計費」と、「工事契約」とあるのは「業務委託契約」と、「工事名」とあるのは「契約内容」と、「請負業者名」とあるのは「コンサルタント名」と記載すること。

(別紙4)

年度 実施設計下水道業務年度終了報告書

(単位:円)

協定名		残額(A-B-E)		(C-B)		年度遂行実績等	
最終協定額(A)	業 務 委 託 契 約	契 約 額	支 出 年 割 額	支 払 額 (D)	翌 年 度 繰 越 額 (E)		
設 計 費	契 約 内 容	コ ン サ ル タ ン ト 名	契 約 額	年 度 分	年 度 分		
	直 営 設 計						
	小 計						
	消 費 税 仮 払 額						
	合 計						
	管 理 諸 費						
	合 計			(B)			
支 払 資 金	受 託 収 入 計			(C)			
	協 定 年 月 日 及 び 変 更 協 定 年 月 日						協 定 金 額 及 び 変 更 金 額
	当 初						
	第 1 回 変 更						
	第 2 回 変 更						
	第 3 回 変 更						
	第 4 回 変 更						
	第 5 回 変 更						
事 業 実 施 経 緯	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担細則」第2条及び第4条の規定に基づき、設計金額を用いて算出						
備 考							

年度 技術的援助下水道業務年度終了報告書

(単位:円)

協定名		残額(A-B-E)		(C-B)		年度遂行実績等	
最終協定額(A)	契約内容	コンサルタント名	契約額	支出年割額 年度分 年度分	支払額(D)	翌年度 繰越額(E)	
設計費							
	直営設計						
	小計						
消費税仮払額							
合計							
管理諸費							
合計				(B)			
支払資金	受託収入計			(C)			
	協定年月日及び変更協定年月日						協定金額及び変更金額
	当	初					
	第1回	変更					
	第2回	変更					
	第3回	変更					
事業実施経緯	第4回	変更					
	第5回	変更					
	管理諸費(受託業務のため又はその処理上必要とする人件費、旅費、庁費及び一般管理費をいう。)は、「受託業務費用負担規則」第2条及び第5条の規定に基づき、設計金額を用いて算出						
備考							

8 日本下水道事業団災害支援業務取扱規程（抄）

平成 27 年 8 月 17 日
規 程 第 2 4 号

日本下水道事業団災害支援業務取扱規程を次のとおり定める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害支援協定に基づく災害支援（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 要請に基づく災害支援（第 5 条—第 10 条）
- 第 4 章 雑則（第 11 条—第 12 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が下水道施設について災害が発生した場合において地方公共団体等からの要請に基づいて行う支援（以下「災害支援」という。）に係る業務の取扱については、業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 災害支援協定に基づく災害支援

（要請の意向の把握）

第 2 条 事業団は、協定下水道施設（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 第 1 号（同法第 25 条の 18 及び第 31 条において準用する場合を含む。）に規定する協定下水道施設をいう。）について災害が発生した可能性があると思われるときは、災害支援協定に基づく災害支援の要請に係る意向を把握するため、速やかに当該災害支援協定を締結した地方公共団体と連絡をとるものとする。

- 2 前項の規定による地方公共団体との連絡が困難な場合であって、災害支援協定において、事業団が国土交通省地方整備局（北海道開発局を含む。以下同じ。）、都道府県その他の者から災害支援の要請があったときに災害支援を行うことができる旨の定めがあるときは、当該定めに基づく要請に係る意向を把握するため、速やかにその者と連絡をとるものとする。

（災害支援協定に基づく災害支援の実施）

第 3 条 事業団は、地方公共団体から災害支援協定に基づく要請があったとき（災害支援協定において、事業団が国土交通省地方整備局、都道府県その他の者から災害支援の要請があったときに災害支援を行うことができる旨の定めがある場合において、その者から当該定めに基づく要請があったときを含む。）は、速やかに現地に職員を派遣し、当該災害支援協定に従って災害支援を行うものとする。

- 2 前項の要請を文書により行う場合の当該文書の様式は、別記様式第 1 とする。

（災害支援完了報告書の提出）

第 4 条 事業団は、前条の災害支援の全部又は一部を完了したときは、別記様式第 2 による災害支援完了報告書を同条の地方公共団体に提出するものとする。

第 3 章 要請に基づく災害支援

（要請に基づく災害支援の実施）

第 5 条 事業団は、下水道施設について災害が発生したと認められる場合において、当該下水道施設を管理する地方公共団体から要請があったときは、第 3 条の規定によるもののほか、その人員等に応

じて、同条の規定による他の災害支援に支障がないと認められる範囲で、現地に職員を派遣し、災害支援を行うことができる。

(対象となる災害)

第6条 前条の規定による災害支援の対象とすることができる災害は、次に掲げるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずるもの
- 二 前号に定めるもののほか、地方公共団体からの要請に係るもの

(災害支援の内容等)

第7条 第5条の規定により行うことができる災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（下水道施設の点検を含む。）
 - 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
 - 三 下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
 - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
 - 五 前各号に掲げる災害支援に附随する支援
- 2 前項第3号の維持又は修繕に関する工事が下水道施設の管理に影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該下水道施設毎に、あらかじめ第5条の地方公共団体の職員の承認を得て当該維持又は修繕に関する工事を行わなければならない。

(災害支援の要請の受領の方法)

第8条 第5条の要請は、文書により受領するものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）によることができる。

- 2 第1項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書の提出を求めるものとする。
- 3 第1項及び前項の文書の様式は、別記様式第1とする。

(災害支援協定の締結等)

第9条 事業団は、前条第1項の要請を受けたときは、当該要請をした地方公共団体に対し、災害支援協定の締結を求めるものとする。

- 2 第5条の規定による災害支援を行っている場合において、前項の求めにより災害支援協定を締結したときは、その後の災害支援は、当該災害支援協定に基づいて行うものとする。

(災害支援の完了)

第10条 第4条の規定は、第5条の規定による災害支援の全部又は一部の完了について準用する。

第4章 雑則

(災害支援に要する費用の請求)

第11条 事業団は、第3条又は第5条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、第3条又は第5条の地方公共団体と協議の上、当該地方公共団体に対し、別記様式第3により、これに要した費用（第7条第1号及び第2号に規定する支援に要したものを除く。）の負担を求めるものとする。

- 2 前項の規定により負担を求める費用の額は、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額とする。

(その他必要な事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、災害支援協定の締結、災害支援の実施体制その他災害支援に係る業務の取扱に関し必要な事項は、理事長が定める。

別記様式第 1

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
理事長 氏 名 殿

地方公共団体名
代表者 氏 名 (印)

災害支援について (要請)

下記のとおり、災害支援を要請します。

記

- 1 災害支援の対象とする施設
- 2 要請する災害支援の内容

9 日本下水道事業団水道施設災害支援業務取扱規程（抄）

〔 令和 7 年 7 月 25 日
規 程 第 1 2 号 〕

日本下水道事業団水道施設災害支援業務取扱規程を次のとおり定める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 災害支援（第 2 条—第 6 条）
- 第 3 章 雑則（第 7 条—第 8 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が水道施設について災害が発生した場合において地方公共団体等からの要請に基づいて行う支援（以下「災害支援」という。）に係る業務の取扱については、業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 災害支援

（災害支援協定に基づく災害支援の実施）

第 2 条 事業団は、協定に基づく地方公共団体からの要請があったときは、日本下水道事業団法第 2 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務に支障のない範囲内において、現地に職員を派遣し、当該災害支援協定の内容に従って災害支援を行うものとする。

2 前項の要請は、文書により行うこととし、様式は様式例第 1 とする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）によることができる。

（対象となる災害）

第 3 条 前条の規定による災害支援の対象とすることができる災害は、次に掲げるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずるもの
- 二 前号に定めるもののほか、地方公共団体からの要請に係るもの

（災害支援の内容等）

第 4 条 第 2 条の規定により行うことができる災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 0 7 号）第 5 条第 1 項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 水道施設について、暫定的にその機能を確保するために行う仮設ポンプの設置等に関する工事
- 四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

2 前項第 3 号の工事が水道施設の管理に影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該水道施設毎に、あらかじめ第 2 条の地方公共団体の職員の承認を得て当該工事を行わなければならない。

（災害支援の完了）

第 5 条 事業団は、前条の災害支援の全部又は一部を完了したときは、様式例第 2 による災害支援完了報告書を同条の地方公共団体に提出するものとする。

第3章 雑則

(災害支援に要する費用の請求)

第6条 事業団は、第2条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、地方公共団体と協議の上、当該地方公共団体に対し、様式例第3により、これに要した費用の負担を求めるものとする。

2 前項の規定により負担を求める費用の額は、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額とする。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、災害支援協定の締結、災害支援の実施体制その他災害支援に係る業務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

様式例第 1

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
理事長 氏 名 殿

地方公共団体名
代表者 氏 名

災害支援について（要請）

下記のとおり、災害支援を要請します。

記

- 1 災害支援の対象とする施設
- 2 要請する災害支援の内容

10 協定締結事務処理等に関する達

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
達 第 4 9 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、日本下水道事業団受託業務取扱規程（昭和 51 年規程第 2 号。以下「規程」という。）、日本下水道事業団災害支援業務取扱規程（平成 27 年規程第 24 号）及び日本下水道事業団水道施設災害対策支援業務取扱規程（令和 7 年規程第 12 号）に定めるもののほか、下水道施設の建設（特定下水道工事の代行を含む。）、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督監理、災害支援及び技術的援助に関する地方公共団体の要請並びにこれらに関する地方公共団体との協定（以下「協定」という。）の締結にかかる事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定文案の作成)

第 2 条 協定の文案（以下「協定案」という。）は、規程第 4 条、第 7 条、第 10 条、第 12 条第 2 項及び第 15 条第 2 項に定める事項のほか、標準協定文に関する達（昭和 51 年達第 5 号。以下「標準協定文に関する達」という。）、災害支援協定の標準協定に関する達（平成 27 年達 28 号）又は水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達（令和 7 年達第 17 号）に定める標準協定文に準拠して作成するものとする。ただし、地方公共団体との協議の結果、これらの標準協定文に準拠して作成し難い特段の事情があると認められるときは、これに準拠しないで作成することができる。

第 2 章 下水道施設の建設に関する協定

(委託要請書の受理)

第 3 条 規程第 2 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体から提出を求める委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 前項の委託要請書は、別記様式第 1 によるものとする。

(協定締結の通知等)

第 4 条 プロジェクトマネジメント部長（以下「PM部長」という。）は、前条第 1 項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第 3 条の通知の手続きをとるものとする。

2 前項の通知において、標準協定文に関する達に準拠していない協定案を付そうとするときは、あらかじめ審議役（経営支援担当）の承認を得なければならない。

3 第 1 項の通知は、別記様式第 2 によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 5 条 プロジェクトマネジメント部プロジェクトマネジメント課長（以下「PM課長」という。）は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した下水道施設の建設に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 2 章の 2 代行要請書の受理等

(代行要請書の受理)

第 5 条の 2 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）第 30 条第 1 項の要請（以下「代行要請」という。）は、当該下水道管理団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 支社長は、前項の規定により代行要請を受理したときは、速やかに理事長に対し、当該代行要請書

を送付するものとする。

3 第1項の代行要請は、別記様式第1の2の要請書によるものとする。

(受諾の通知)

第5条の3 理事長は、代行要請を受諾すべきものと認めるときは、下水道管理団体に対し、規程第4条の2第3項の受諾の通知の手続をとるものとする。

2 前項の規定による受諾の通知は、別記様式第2の2によるものとする。

(公告の手続)

第5条の4 経営企画部総務課長は、前条の規定による通知の手続がとられたときは、速やかに日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第30条第4項の規定による公告のための手続をとるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第5条の5 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した代行協定の締結状況を管理するものとする。

第3章 下水道の設置等の設計に関する協定

(委託要請書の受理)

第6条 規程第5条第2項の規定に基づき地方公共団体に提出を求める委託要請書及び規程第8条の規定に基づき地方公共団体から提出を受ける委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 前項の委託要請書のうち、規程第5条第2項の規定にかかる委託要請書は別記様式第3に、規程第8条の規定にかかる委託要請書は別記様式第4によるものとする。

(協定締結の通知等)

第7条 PM部長は、前条第1項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第6条又は第9条の通知の手続きをとるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の通知について準用する。

3 第1項の通知は、別記様式第5によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第8条 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した下水道施設の設置等の設計に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第4章 工事の監督管理に関する協定

(委託要請書の受理)

第9条 規程第11条の規定に基づき地方公共団体から提出を受ける委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

2 前項の委託要請書は、別記様式第6によるものとする。

(協定締結の通知等)

第10条 PM部長は、前条第1項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第12条第1項の通知の手続きをとるものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の通知について準用する。

3 第1項の通知は、別記様式第7によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 11 条 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した工事の監督管理に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 4 章の 2 災害支援協定

(災害支援協定の締結)

第 11 条の 2 事業部長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体から災害支援協定の締結の要請があった場合において、これを締結すべきと認めるときは、当該地方公共団体に対し災害支援協定の協定案を送付するものとする。

- 2 前項の規定により、事業団が国土交通省地方整備局、都道府県その他の者から災害支援の要請があったときに災害支援を行うことができる旨を定めた協定案を送付しようとするときは、あらかじめその者の了解を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により、災害支援協定の標準協定に準拠しない災害支援協定案を送付しようとするときは、あらかじめ審議役（経営支援担当）の承認を得なければならない。
- 4 事業部長は、災害支援協定が締結されたときは、速やかに事業統括部事業調整課長に対し当該災害支援協定の写しを送付するものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 11 条の 3 事業部総務課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した災害支援に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 4 章の 3 水道施設災害支援協定

(水道施設災害支援協定の締結)

第 11 条の 4 事業統括部長は、地方公共団体から水道施設災害支援協定の締結の要請があった場合において、これを締結すべきと認めるときは、当該地方公共団体に対し災害支援協定の協定案を送付するものとする。

- 2 前項の規定により、水道施設災害支援協定の標準協定に準拠しない水道施設災害支援協定案を送付しようとするときは、あらかじめ審議役（経営支援担当）の承認を得なければならない。
- 3 事業統括部計画課長は、水道施設災害支援協定が締結されたときは、速やかに事業統括部事業調整課長に対し当該水道施設災害支援協定の写しを送付するものとする。

(協定の締結状況の管理)

第 11 条の 5 事業統括部計画課長は、地方公共団体と締結した水道施設災害支援に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第 5 章 技術的援助に関する協定

(委託要請書の受理)

第 12 条 規程第 14 条の規定に基づき地方公共団体から提出を受ける委託要請書は、当該要請書を提出する地方公共団体を業務区域とする支社長が受理するものとする。

- 2 前項の委託要請書は、別記様式第 8 によるものとする。

(協定締結の通知等)

第 13 条 PM部長は、前条第 1 項の委託要請書を受理した場合において、協定を締結すべきものと認めるときは、地方公共団体に対し、規程第 15 条第 1 項の通知の手続きをとるものとする。

- 2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の通知について準用する。
- 3 第 1 項の通知は、別記様式第 9 によるものとする。

(協定の締結状況の管理)

第14条 PM課長は、当該支社の業務区域内の地方公共団体と締結した技術的援助に関する協定の締結状況を管理するものとする。

第6章 雑則

第15条 削除

(PM部長への指示)

第16条 事業統括部長は、協定に関する事務処理を行うために必要があると認めるときは、PM部長に対し必要な指示を行うことができる。

(準用)

第17条 削除

(その他)

第18条 この達に定めるもののほか、協定に関する事務処理を適正に行うために必要な事項は、事業統括部長が定める。

別記様式第1(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地 方 公 共 団 体 名
(下水道主管部局長)

下水道施設建設工事委託要請書

下記のとおり、建設工事を委託したいので、要請します。

記

1 委託施設名

(1) 終末処理場

名 称

位 置

(2) ポンプ場

名 称

位 置

(3) 管 渠

名 称

位 置又は区 域

2 委託内容

指示する設計図書(図面及び特記仕様書をいう。)により建設工事を施行するに際しての、発注業務から精算報告までの事務の全部

別記様式第1の2(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

下水道管理団体名
(下水道主管部局長)

特定下水道工事代行要請書

日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり、特定下水道工事の代行を要請します。

記

1. 施設名

(1) 終末処理場

名 称

位 置

(2) ポンプ場

名 称

位 置

(3) 管 渠

名 称

位 置又は区 域

2. 内容

日本下水道事業団法第4章第2節の規定による特定下水道工事として、〇〇を代行すること ※

日本下水道事業団法第4章第2節の規定による特定下水道工事として、〇〇(これに必要な設計図書の作成を含む。)を代行すること ※

※いずれかを採用。

別記様式第2(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメント部長

建設工事の受託について (通知)

貴市公共下水道 終末処理場等の建設工事の受託につきましては、別添の協定案どおり
まとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下され
たくお願い申し上げます。

別記様式第2の2(記載例)

番 号
年 月 日

下水道管理団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
理 事 長

特定下水道工事の代行の受諾等について(通知)

貴市特定下水道工事の代行につきまして、受諾いたします。
なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願い申し上げます。

別記様式第3(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地方公共団体名
(下水道主管部局長)

下水道設置等の設計委託要請書

下記のとおり、実施設計書の作成を委託したいので、要請します。

記

1 委託施設名

(1) 終末処理場

名 称
位 置

(2) ポンプ場

名 称
位 置

(3) 幹線管渠

名 称
位 置

2 委託内容

上記実施設計書を作成するに際しての発注業務から精算報告までの事務の全部

別記様式第4(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地 方 公 共 団 体 名
(下水道主管部局長)

〇〇〇〇下水道計画設計委託要請書

下記のとおり、計画設計の作成を委託したいので、要請します。

記

1 完成希望年月日

2 委託範囲

3 委託内容

上記計画設計を作成するに際しての発注業務から精算報告までの事務の全部

別記様式第5(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメント部長

計画設計(実施設計)業務の受託について(通知)

貴市公共下水道(終末処理場等)にかかる計画設計(実施設計)業務につきましては、別添の協定案どおりまとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願い申し上げます。

別記様式第6(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地方公共団体名
(下水道主管部局長)

下水道施設建設工事の監督管理委託要請書

下記の施設の建設工事にかかる監督管理を委託したいので、要請します。

記

1 委託施設名

(1) 終末処理場

名 称

位 置

(2) ポンプ場

名 称

位 置

(3) 幹線管渠

名 称

位 置

2 委託内容

指示する設計図書(図面及び特記仕様書をいう。)により建設工事を施工するに際しての工事の監督管理の事務の全部

別記様式第7(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメン部長

工事の監督管理の受託について(通知)

貴市公共下水道 終末処理場等の建設工事の監督管理の受託につきましては、別添の協定案ど
おりまとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願
い申し上げます。

別記様式第8(記載例)

番 号
年 月 日

日本下水道事業団
〇〇支社長 殿

地方公共団体名
(下水道主管部局長)

〇〇〇〇下水道技術的援助委託要請書

〇〇〇〇〇〇〇〇下水道の〇〇にかかる技術的援助について、下記のとおり委託
したいので、要請します。

記

- 1 技術的援助業務の内容
- 2 技術的援助を希望する期間
- 3 その他参考事項

別記様式第9(記載例)

番 号
年 月 日

地方公共団体名
(下水道主管部局長) 殿

日本下水道事業団
〇〇支社
プロジェクトマネジメン部長

技術的援助業務の受託について(通知)

貴市公共下水道にかかる技術的援助につきましては、別添の協定案どおりまとめましたので、ご送付申し上げます。

なお、協定の締結に当たりましては、協定書各2通に記名押印のうえ、1通をご返送下されたくお願い申し上げます。

11 受託費請求取扱要領

平成28年1月7日経会第48号
経営企画部長から各所属長あて

標記について、別添のとおり制定したので通知する。

なお、「受託業務費用所要額算定の取扱要領の制定について」（平成21年3月31日付経会発第127号（経営企画部長から各所属長あて））は、廃止する。

受託費請求取扱要領

（目的）

第1条 この取扱要領は、委託団体等への受託費の請求に係る事務の実施に必要な細則を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受託費 日本下水道事業団業務方法書（昭和50年規程第43号。以下「業務方法書」という。）第3条、第6条の2、第7条、第10条、第13条、第16条及び第31条に規定する業務に要する費用をいう。
- 二 委託団体等 委託地方公共団体、下水道管理団体及び特別の法律により設立された法人をいう。
- 三 直接費 受託業務費用負担細則（昭和51年達第6号。以下「負担細則」という。）第2条第1項に規定する直接費をいう。
- 四 管理諸費 負担細則第2条第1項に規定する管理諸費をいう。
- 五 管理諸費年額 負担細則により算定した各事業年度分の管理諸費額をいう。

（受託費の納期）

第3条 受託費の請求に係る納期は、当該請求の日から30日後の日（当該日が「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日に該当する場合は、当該日以降で最初の行政機関の休日でない日）とする。

（下水道施設の建設の経費に係る請求）

第4条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第3条に規定する下水道施設の建設の経費については、次の表に定める額を同表に定める時期に、委託団体等に対して請求するものとする。

区分	請求額	請求時期
一 直接費のうち、契約に基づき前金払を行う分（次号に掲げる場合を除く。）	当該契約書に基づき算定した額	当該契約締結事業年度にあつては、契約締結後速やかに 契約締結事業年度以外の事業年度にあつては、各事業年度開始後速やかに
二 直接費のうち、契約に基づき前金払を行う分（前事業年度からの繰越があった場合）		当該繰越工事の完了後速やかに

三 直接費のうち、契約に基づき中間前金払を行う分		主任監督員により認定された中間前金払認定請求書の受領後速やかに
四 直接費のうち、契約に基づき部分払及び完成払を行う分		既済部分検査又は完成検査の検査日確定後速やかに
五 管理諸費（次号に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）	各事業年度の最初の直接費の請求時期
	管理諸費年額から管理諸費年額の1/2（前金払の率が40%の場合は、40%）を差し引いた残額	当該事業年度の10月
六 管理諸費（各事業年度の最初の直接費の請求時期が当該年度の11月以降である場合）	管理諸費年額の全額	当該最初の直接費の請求時期
七 その他の費用	その都度所要額として算定した額	当該請求額の確定後速やかに

（特定下水道工事の代行の経費に係る請求）

第5条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第6条の2に規定する特定下水道工事の代行の経費（日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第34条第2項の負担金又は補助金（以下「補助金等」という。）を除く。）については、特定下水道工事の代行に要する費用の負担に関する達（平成27年達第32号）により算定された負担費用について、前条及び次条の規定に準じて請求するものとする。

2 経営企画部会計課は、特定下水道工事の代行の経費のうち補助金等の額について、関係法令等に基づき算定し、請求するものとする。

（設置等の設計の経費に係る請求）

第6条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第7条に規定する設置等の設計の経費については、次の表に定める額を同表に定める時期に、委託団体等に対して請求するものとする。

区分	請求額	請求時期
一 直接費のうち、契約に基づき前金払を行う分	当該契約書に基づき算定した額	当該契約の締結後速やかに
二 直接費のうち、契約に基づき完成払を行う分		完成検査の検査日確定後速やかに
三 直営設計に係る費用	負担細則により算定した額	直営設計に係る照査日の確定後速やかに
四 管理諸費（次号に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の1/2	第1号の請求時期

	管理諸費年額から管理諸費年額の1/2を差し引いた残額	第2号の請求時期（ただし、繰越があった場合は、当該繰越の決定後速やかに）
五 管理諸費（前金払を行わない場合）	管理諸費年額の全額	
六 その他の費用	その都度所要額として算定した額	当該請求額の確定後速やかに

（工事の監督管理の経費に係る請求）

第7条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第10条に規定する工事の監督管理の経費については、次の表に定める額を同表に定める時期に、委託団体等に対して請求するものとする。

区分	請求額	請求時期
一 管理諸費（次号に掲げる場合を除く。）	管理諸費年額の1/2	当該工事の監督監理に関する協定（以下本項において「協定」という。）を締結した事業年度にあつては、協定締結後速やかに 協定を締結した事業年度以外の事業年度にあつては、各事業年度開始後速やかに
	管理諸費年額から管理諸費年額の1/2を差し引いた残額	当該事業年度の10月
二 管理諸費（各事業年度の最初の請求時期が当該年度の11月以降である場合）	管理諸費年額の全額	協定締結後速やかに

（維持管理の経費に係る請求）

第8条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第13条に規定する維持管理の経費については、委託団体等との協議で定めたところにより請求するものとする。

（技術的援助の経費に係る請求）

第9条 プロジェクトマネジメント部調査役は、業務方法書第16条に規定する技術的援助の経費については、第6条の規定に準じて請求するものとする。

（請求書等の作成及び送付）

第10条 プロジェクトマネジメント部調査役は、第4条から前条までの規定に基づき委託団体等に対して受託費を請求する場合には、協定書、契約内容、契約時期及び検査日等を確認した上で、請求書（別記様式第1）及び資金所要額内訳書（別記様式第2から別記様式第5まで）を作成し、委託団体等に送付するものとする。

2 前項の場合において、資金計画に記載された事項の全部又は一部に変動がある場合には、資金計画の様式を定める通達（平成28年経会発第49号）に定める様式に当該変動後の内容を記載した資

料を作成し、前項の請求書等とともに委託団体等に送付するものとする。

(消費税支払区分通知書の作成及び送付)

第 11 条 プロジェクトマネジメント部調査役は、年度実施協定（令和 4 年 10 月 1 日以降に締結された建設工事に係る協定にあつては建設実施協定。以下同じ。）による当該受託業務等に係る受託費の最終の請求のとき、又は、年度実施協定による工期が 2 事業年度以上にわたる受託業務等に係る受託費の最終事業年度を除く事業年度末の請求のとき、速やかに消費税支払区分通知書（別記様式第 6）を作成し、委託団体等に送付するものとする。

年 月 日

地方公共団体名

代表者 氏 名 殿

日本下水道事業団

役職 氏 名

(T2011105003406)

請 求 書

一金 円也

ただし、年度委託協定に基づく費用

協定名

10%対象 円 うち消費税及び地方消費税相当額 円

8%対象 円 うち消費税及び地方消費税相当額 円
(改正消費税法附則第16条第1項において準用する第5条第3項に定める経過措置の適用)

納入期限 年 月 日

振込先銀行名

預金の種類

口座名 日本下水道事業団

※仕入税額控除にかかる消費税及び地方消費税額は、本年度末までに通知いたします。

備考 必要に応じて押印も可能とする。

別記様式第2(第10条関係)

資金所要額内訳書 (年度協定分) 年 月 日 現在															
委託団体名		協定名													
契約状況	契約書番号 契約件名	請負契約金額	当年度支払限度額	消費税仮払額	消費税仮払考慮	出来高予定額	支出済額		タブン	請求額		累 計	残 額	翌年度への繰越額	備考
			補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	
契約済															
契約済															
	契約済合計														
未契約	工事保留金														
	工事費用合計														
	計画通知手数料														
	管理諸費Ⅱ														
	管理諸費Ⅰ														
	合 計														

【注】1.「区分」欄 マ…前払金 プ…部分払金 カ…完成払金 シ…指定部分払

別記様式第3(第10条関係) 資金所要額内訳書(工事)繰越分

資金所要額内訳書 (年度協定分) 【繰越分】 年 月 日現在

委託団体名		協定名								
契約状況	契約コード 契約件名	前年度からの繰越額	消費税仮払額	消費税仮払考慮	支出済額	ク ブ ン	請求額	累 計	残 額	備考
		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独		補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	補 助 施 越 単 独	
契約済										
契約済										
契約済合計										
工事費用合計										
合 計										

【注】 1.「区分欄」 マ・・前払金 ブ・・部分払金 カ・・完成払金 シ・・指定部分払

別記様式第4(第10条関係) 資金所要額内訳書(設計)

資金所要額内訳書 (年度協定分) 年 月 日 現在

委託先団体名	協定名							
区分 契約名等	執行予定額 (A)	消費税仮払額	消費税仮払考 慮 (A')	執行済額 (B)	請求額 (C)	累 計 (D = B+C)	残 額	翌年度への繰 越額
							金額(A'-D)	
契約済合計								
合 計								
設 計 費 等								
管理諸費								
協定金額								

別記様式第5(第10条関係)資金所要額内訳書(設計)繰越分

資金所要額内訳書 (年度協定分)【繰越分】 年 月 日現在

委託先団体名	協定名								
区分 契約名等	前年度からの 繰越額 (A)	消費税仮払額	消費税仮払考 慮 (A')	執行済額 (B)	請求額 (C)	累計 (D = B+C)	残 額		備考
							金額(A'-D)		
契約済合計									
合 計									
設計費等									
管理諸費									
協定金額									

別記様式第6(第11条関係)消費税支払区分通知書

協定名	に係る消費税支払区分通知書					年 月 日
地方公共団体名						日本下水道事業団
代表者 氏 名 殿						【登録番号】T2011105003406 本件に関する問い合わせ先 〇〇総合事務所
年度の請求実績及び仕入税額控除に係る消費税額等						
	年度	年度	年度	年度	年度	合計
協定年割額(参考値)						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
保留金						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
計画通知等審査手数料						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
管理諸費						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
合計						
年割額						
請求実績						
仕入税額控除に係る取引額						
備考						
仕入税額控除に係る取引額 (%消費税対象額)						
うち消費税等額(%)						
備考						
※1 当該年度より後年度の金額は予定金額となっております。 ※2 各項目の消費税額の1円未満の端数処理(切捨て)により、合計額と協定金額に対する消費税額が相違した場合、 最終年度の合計消費税額で調整しています。そのため最終年度の合計消費税額は切捨て、切上げのどちらの計算とも相違する事があります。 ※3 各工事・業務委託の取引年月日は、委託協定の中間年度にあっては年度末、最終年度にあっては協定の期限の日付になります。						インボイス記載事項

12 災害支援協定の標準協定文に関する達

〔平成 27 年 8 月 27 日〕
達 第 2 8 号

災害支援協定の標準協定文に関する達を次のとおり定める。

日本下水道事業団が地方公共団体との間に締結する災害支援協定は、別記を標準とする。

別記

〇〇市・日本下水道事業団災害支援協定

〇〇市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 1 5 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 0 7 号）第 5 条第 1 項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援
（注）第三号以外は、甲との協議による。

(災害支援の要請の方法)

- 第4条** 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

- 第5条** 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、国土交通省〇〇地方整備局又は〇〇県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。
- (注) 第2項は、関係者（甲、乙、地方整備局、県等）間で了解がとれている場合のみ。

(災害支援の完了の報告)

- 第6条** 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

- 第7条** 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

- 第8条** 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条** この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
- 一 甲の事務局 〇〇〇〇〇部〇〇課
 - 二 乙の事務局 〇日本支社事業部/地域事業部 施工管理課

(協定の有効期間)

- 第10条** この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

[注] 協定の有効期間は、協定を締結した日から1年以内とする。ただし、甲が建設工事、政策形成支援等の事業を、協定を締結する予定の日が属する事業年度及び当該事業年度前3事業年度において乙に委託した実績がある場合には、当該協定の有効期間を協定を締結した日から3年以内とすることができる。

(現況届の提出)

- 第11条【A】** 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

- 第11条【B】** 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

[注] 【A】は第10条 [注] により協定の有効期間を1年以内とした場合に適用し、【B】は第10条 [注] ただし書により協定の有効期間を3年以内とした場合に適用する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

地方公共団体名
代表者

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団
代表者 理事長

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場
○○終末処理場
2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）
○○ポンプ場
3. その他施設
．．．

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

〇〇市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
最新図面作成年月日		ルート図	一般平面図	水位関係図
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

13 水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達

〔令和7年7月25日〕
達 第 1 7 号

水道施設災害支援協定の標準協定文に関する達を次のとおり定める。

日本下水道事業団が地方公共団体との間に締結する水道施設災害支援協定は、別記を標準とする。

別記

【地方公共団体の名称】・日本下水道事業団水道施設災害支援協定

【地方公共団体の名称】（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の管理する水道施設について災害が発生した場合において乙が行う水道施設の工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の実施により、災害が生じた水道施設の機能の回復を図り、円滑かつ迅速な水道復旧につなげることを目的とする。
2 この協定は、水道法（昭和32年法律第177号）第39条の3第1項に規定する協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
二 その他甲と乙の協議により定めるもの
2 この協定の対象となる水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。
一 災害の状況を確認するために行う現地調査
二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
三 協定水道施設について、暫定的にその機能を確保するために行う仮設ポンプの設置等に関する工事
四 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援
〔注〕 支援内容は、甲との協議による。

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、日本下水道事業団法第26条第1項及び第2項に規定する業務に支障のない範囲内において、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 ○○○○○部○○課
- 二 乙の事務局 事業統括部 計画課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和○○年○○月○○日までとする。

[注] 協定の有効期間は、締結日から3年以内とする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 前2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 【住所】

【地方公共団体の名称】

代表者【役職】 【氏名】(印)

乙 【住所】

日本下水道事業団

代表者 理事長 【氏名】(印)

別記

協定水道施設

1. 浄水場
○○浄水場
2. ポンプ場
○○ポンプ場
3. その他施設
・・・

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

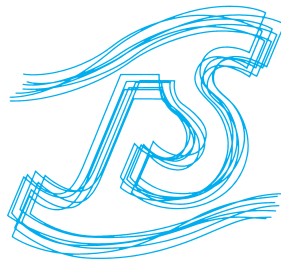
水道施設災害支援協定に係る現況届

【地方公共団体の名称】・日本下水道事業団水道施設災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

地方公共団体名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

編集：日本下水道事業団 経営企画部広報課
〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル
TEL 03(6892)2006 FAX 03(5805)1800



日本下水道事業団ホームページ
<https://www.jswa.go.jp/>



業務案内 令和8年度版 PDF

<https://www.jswa.go.jp/company/shuupan/gyomuannai/gyomuannai.html>



作成 2026. 4